

孝子作法書

77

181

佐方鎮子
儀武之部
後閑菊野合著

女子作法書

東京

目黒書房合梓
成美堂

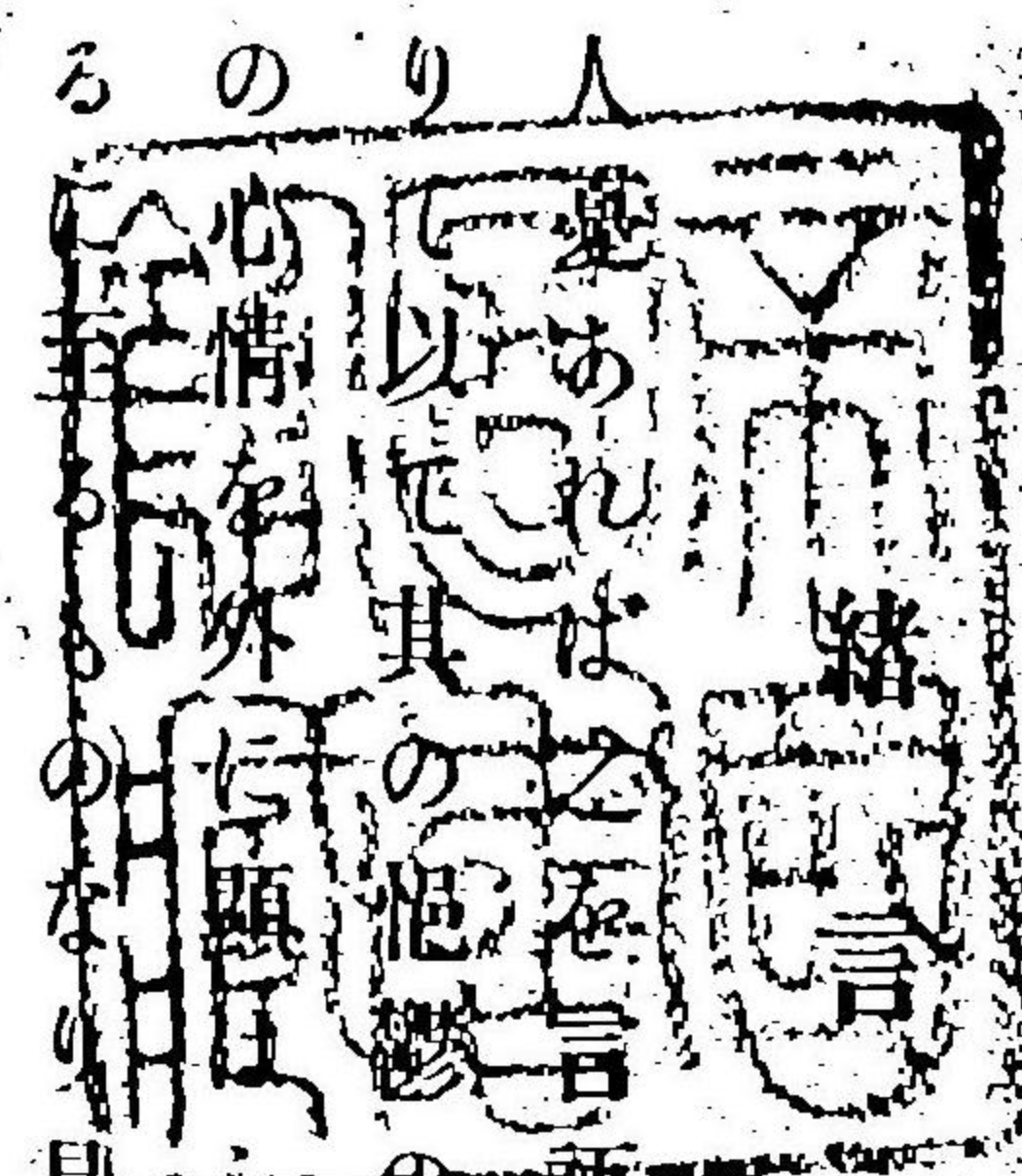
緒言

人憂あれば之を言語に發して衷情を訴へ他の慰撫を受くるに
りて以て其の怊鬱の情を和らぐることを得喜も亦之に同じく其
の心情を外に顯はし人と共に之を祝するに由りて始めて満足す
るに至るものなり是れ人間自然の情にして人為を以て左右し得
べきものにあらず故に時の古今を問はず國の文野を論ぜず其の
智識發達の程度に伴ひて之を外に表はすことを勉めざるものな
し而して世の進歩するに従ひて諸種の禮式作法よく備り秩序萬
端よく整ふと共に慶弔の意を表する方法の如きも次第に鄭重を
加ふるに至るは是亦自然の勢と云ふべし然るに其の方法一定の
標準なき時は各個區々の思想を以て隨意に之を定むるが故に其
の考慮及ばざる所ありて或は野鄙に陥り或は亂雜に流るゝの弊

明治

39 7 16

内交



人愛あれば之を言語に發して衷情を訴へ他の慰撫を受くるに
 りて以て其の過譽の情を和らぐることを得喜も亦之に同じく其
 の心情を外に顯はし人と共に之を祝するに由りて始めて満足す
 るべきものにあらず故に時の古今を問はず國の文野を論ぜず其の
 智識發達の程度に伴ひて之を外に表はすことを勉めざるものな
 じ而して世の進歩するに従ひて諸種の禮式作法よく備り秩序萬
 端よく整ふと共に慶弔の意を表する方法の如きも次第に鄭重を
 加ふるに至るは是亦自然の勢と云ふべし然るに其の方法一定の
 標準なき時は各個區々の思想を以て隨意に之を定むるが故に其
 の考慮及ばざる所ありて或は野鄙に陥り或は亂雜に流るゝの弊

明治
 39 / 16
 内交

あることを免れず是れ識者の夙に憂ふる所にして己等の亦懼るる所なり故に今現時の状態を鑑み事實の必要を察し公私の慣例に舊時の式法に参考して試に諸儀式の目次と其の方法とを撰定し私議を加へて之を世に公にし以て識者の斧正を請はんことす若し高教を蒙るを得ば己等の幸榮之に過ぎざるべし

明治三十九年七月

著者しるす

女子作法書

儀式の部



第一章 歳首

佐方 鎮 合著
後閑 菊野

舊年を事なく送りて新年を平らかに迎へたるを喜ぶは是れ人情の然らしむる所なりここに萬民を子の如くにいつくしませ給ふ大君の只御一人の爲めのみならず國を思し民をおぼす大御心より分けて新年を祝はせ給ふは世に有り難き御事ごもなりされば貴賤都鄙の分ちなく歳首を祝するは古今替ることなし宜しく相當の禮を備へて祝意を表すべきなり就きては先づ公に於て行はるゝ諸祝式を掲げて次に私のここに及ぶべし

第一 四方拜（一月一日）

四方拜とは天皇陛下親ら天地四方山陵を拜して當年の豊穰を祈り天災地妖を拂ひ給ふ御式なり細川氏の祝祭日講話に曰く四方拜は古昔よりの御儀式にして午前四時に天皇四方を拜し年災を禳ひ寶祚を祈り給ふ之を總稱して四方拜といふ四方拜は四方を拜するの義に取るに雖も單に四方を拜し給ふには非ず伊勢神宮を始め奉り天神地祇四方の諸神社及山陵を拜し給ふ更に之を詳にするときは先西方にては皇大神宮を拜し次に天神地祇を拜し又神武天皇の御陵及孝明天皇の御陵を拜し其の他四方の神社を拜し給ひ畢りて賢所皇靈殿及神殿を拜し給ふとありさて此の四方拜は寛平年中より始り延喜以來定式となりしが其の後に至りて屬星をも拜し給ひしよし江家次第に見えたり今の御代に至り

ては古禮を參酌して前文に掲げたる如く定めさせ給へるなりとぞ昔は上御一人のみならず庶民に至るまで各之を行ひたるよし古書に見えたり後世に至りては此の事絶えてなしと雖も歳徳神を祭り又は兄方参りと稱して歳の首に其の方角の神社に參詣するが如きは猶此の遺風の残れるものなるべし

第二 各家の新年

公の御儀式は上にあげたる如くなるが此の日は私の家々に於ても皆其の身分に従ひて相應の式を行ふを常とす即ち其の家の貧富身分の高下等に由りて行ふべきこと勿論なれば一様には定めがたしといへどもことには先づ其の備はれりと思考するものを舉げて之が標準を示さんとす

一 門飾

歳末より門松注連飾等を施し邸の内外を掃除して新年を迎ふる準備をなすべし門松を立つることは其の始め定かならずといへども古くより行はれしものなることは堀川院百首顯季卿の歌に門松をいこなみたつるそのほごに春明かたに夜やなりぬらんこ見え又徒然草に大路のさま松立てわたしてはなやかにうれしげなるこそ云々こあるによりても明らかなり世諺問答に松は千年を契り竹は萬代を契るものなれば年の始の祝ひごに立て侍るべし云々又古書に曰く衆木不能法松柏諸蟲不能學龜鶴なごいふことあればめでたきものごして新年を祝ふ心より立て始めたるものなるべし

注連繩を張ることは遠き神代より傳はれることにして其の初めは天照大神石屋に籠らせ給ひし時手力男神之を引き出し奉り其の御後に尻久米繩をひき渡してふたゞび此の内に入りまします

なご申せるよし古傳に見えたり神前に注連繩を引くことはこれより移れるものなるべし又年の始めに之を用ゐることは神を祭りて無事長久を祈る心より出でたるなるべし

二 座敷飾

座敷の裝飾は床の間を第一とす其の方法は家々同じからずいへども舊慣によれば新年にふさはしき掛物を懸け松竹梅等の花を活くるのみならず鏡餅或は熨斗等を飾りて祝意を表するを常とす鏡餅は昔正月の式に齒固といふことありその料に餅をまるく鏡のやうに製したるをいふ齒固といふことは齒の字よはひこ訓むゆる齒を祝し堅固ならしめむためなるよしなり源氏物語(初音の卷)に齒固の祝ひしてもちひかゞみをさへごりよせて云々こも見えたりされば古くより行はれたること勿論なり鏡開は近世十一日を以てすること習ひこなれり鎧に供へたるは二十日に開

くこの説もあれど當時は十一日頃にする方便利なるべし熨斗はのしあはびの事なり古書に長蛇又は打蛇といふものなりこれを水に漬し置き煮て食する時は精を増して命を伸ぶといひ習はしたりされば祝の意にて用ゐるなるべし昔は此ののし蛇を煮て食したるよしなれども今は此の事なし只祝の席に賓客を請じたる時膳部を出す前に此の伸蛇を三方に据ゑて出すこと習ひとなれり故に舊幕府の頃には年始の客に對しては必ずこれを出す習ひなりしかど今は大方此の事廢れて只床の飾に用ゐるのみとなれりされど猶舊式を守る家に於ては年始の客に供することありと知るべし當時は強ひて舊慣に由るを要せずといへども新年はおのづから人の心もあらたまるものなれば特別の裝飾を施して一家恙なく新年を迎へたるを祝し兼て賀客を歓迎するに供ふるをよしとす今試に二三の例を擧ぐべし

第一例

床飾

掛物 松竹梅三幅對

花 椿に水仙

置物 巖上龜

棚飾 三重棚 上袋戸

上の棚 軸物

下の棚 右香具 左歌書

押板 熨斗一臺

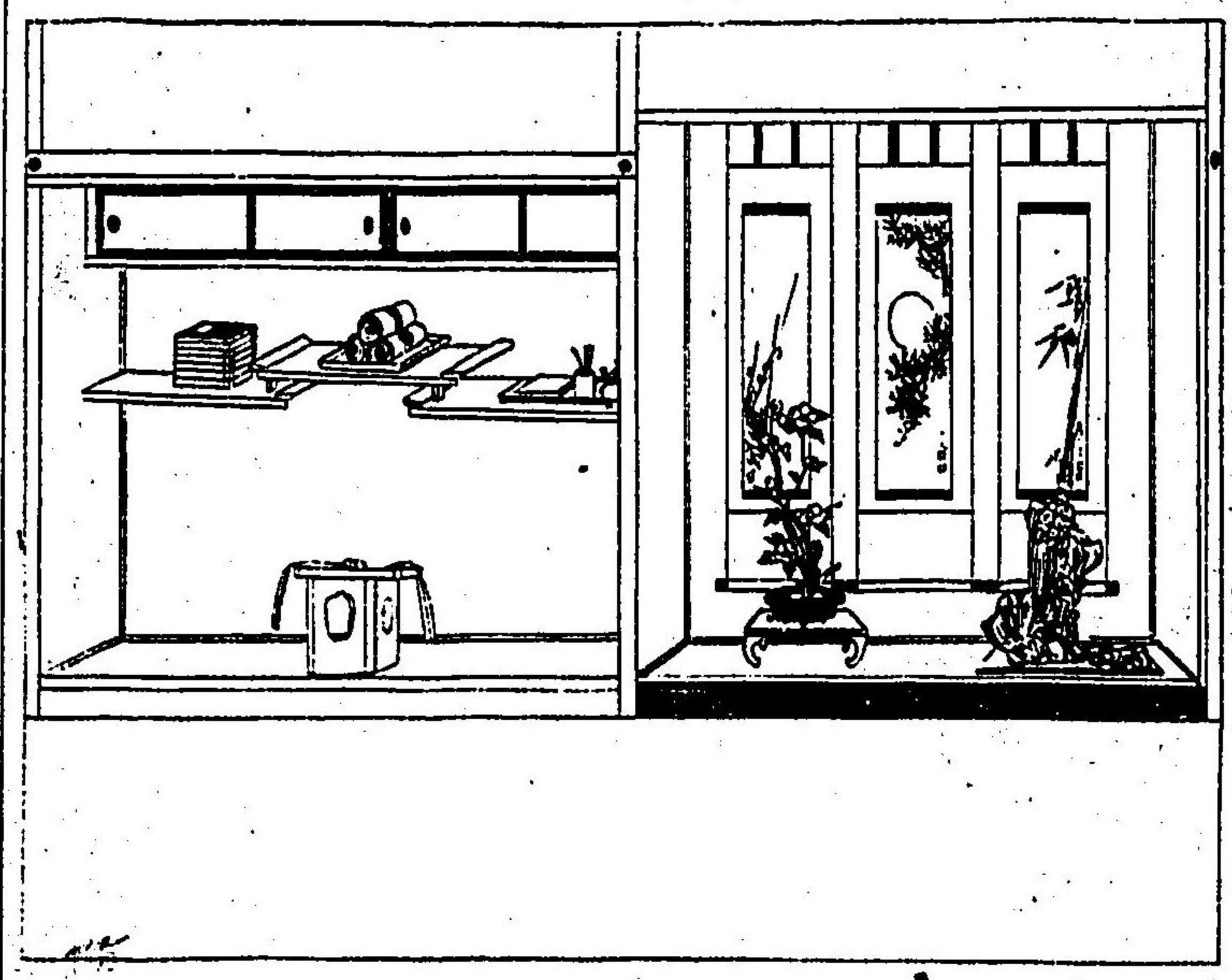
第二例

床飾

掛物 竹と梅二幅對

花 松に寒菊

歳首座敷飾の圖



右床 床一間半 床脇一間半

床飾

掛物

花

置物

棚飾

上の棚

右の棚

左の棚

押板

松竹梅三幅對

椿に水仙

巖上の龜

軸物軸盆に載す

香具

右香爐
中香匙立
左香合
香盆に載す

歌書

熨斗三方

置物

福神

棚飾 左右棚(左右共に巾三尺)

左の棚地袋附

料紙硯箱

右の棚通し棚上袋戸 書籍

押板 香爐

第三例

床飾

掛物

福神一幅物

花

松竹梅

鏡餅

一臺

棚飾違棚

上の棚

軸物軸盆に載す

下の棚

手箱

押板

寶石

三 祝式

一月一日は朝早く起きて手洗ひ口漱ぎ頭髮を調へ衣服を改め神前に鏡餅及び其の他の供物を進め燈火を點じ然る後天照大神を拜して皇室の御繁榮を祝し奉り次に祖宗の靈を拜すべしさて後一家打寄りて互に年始の祝言を述ぶるを常とす若し數多の婢僕を使用する家ならばまた夫等の者の祝賀をも受くべしさて先づ各の前に祝の膳を供し屠蘇を持ち出で幼者より飲み始む屠蘇の肴にはごまめ數の子黑豆等を加ふるここ一般の習慣なり屠蘇の祝は古くより行はれたるここにして朝廷に於ても昔より行はせ給ひしここは諸書に見ゆる所なり内々行事に曰く二袋紅の切にて五寸ほごに鱗形にして柳の枝に糸にてつくるここぞ又韻語陽秋に云はく或人問ふ屠蘇は必ず幼者より始むるは何の故ぞや答へて曰く少者は歳を得て倍々榮ゆるが故に之を先にす老者

は歳を失ひて衰ふるが故に後にす天子元旦四方拜の後に御齒固を供へ而して典藥頭屠蘇酒及び白散を獻じ藥子をして先づ之を嘗め試みしめ然る後之を奉る嵯峨天皇弘仁年中始めて之を行はせられ今に至るまで士庶人亦之を用ゐるなり此の祝式は家々によりて同じからず或は三ヶ日毎朝之を行ふ家あり又は略して一日のみに止むる家もあり又其の家の貧富家風に從ひて其の式に大小輕重の別ありといへども其の精神に至りては何れもかはるることなし

祝式終りたらば或は朝賀に或は學校の遙拜式に或は年賀の廻禮におもむく等人々家々の事情に従ふべし二日及び三日も亦一日に準じて總べての式を行ふを要す昔時に在りては二日は事始として書初讀初縫初等種々の業を初むる式を行ひ又夜に入れば初夢とて寶船を畫きたるものを枕に敷きて寝ぬる等のことありき今

商家にて初荷等出すも同じ心なるべし
五日は新年宴會にて百官諸臣に宴を賜ふことあり其の恩命を受くるものは君恩の忝きを拜し謹みて皇室の御榮を祝ひ奉るべきなり

六日或は七日には門松注連飾等を撤して平常に復するを例とす
七日はすゝ菜、すゝしろ、五行はこべら、佛の座、芹、なづなの七種を集め七種の庖厨具を以て之を敲くを例とせり而して此の七種を粥に雜へ餅を入れて七種粥と稱し之を食する習はしあり今も猶餅を入れ菜をまじへて粥を造る家多し

十五日は小豆粥を煮る事古くよりある習はしにて土佐日記正月十五日の條にもけふあづきかゆ煮ずくちをし云々とあり又昔は粥杖にて木にて杖を造り互にうちあひて祝事にしたること諸書に見えたり枕の草紙に十五日にはもちかゆのせくまるるかゆの

木ひきかくして家の御たち女房などのうかゝふをうたれじこよ
ういして常にうしろを心遣ひしたるけしきもをかじきにいかに
してけるにかあらんうちあてたるはいみじう興ありごうちわら
ひたるもいこはえくしなごあるにても當時のありさまをおし
はかるべし三日及び七日十五日を合せて正月五ヶ日といふなり
又武家にては具足に鏡餅を供へて軍神を祭ることありその鏡餅
を煮て祝ふを鏡開といふ足利將軍家にては正月二十日に行はれ
しよしなれごも徳川家の頃は十一日に行はるゝ定めなりき

四 賀客接待

賀客訪問あらば豫て裝飾しある座敷に案内して相當なる場所に
着坐せしめ主人出で、新年の挨拶を述べ茶をすゝめ菓子を供し
次に屠蘇を進むべし普通の賀客に進むる膳部は吸物口取煮豆數
の子等にて足れり猶別に酒飯を進めんご欲せば相當なる品種を

添ふるこご隨意たるべし屠蘇は銚子の松竹梅或は松に山橘等に入れ三つ組の盃を臺に載せて出すを普通こす正式は三獻を進むべき筈なり故にたごへ客は固辭すこも一獻三度注ぐを以て一獻とすは必ず進むべきものなり

賀客の多くは僅々の時間を以て數十軒を訪問せんご欲するが故に道を急ぐ人なれば大概は玄關にて賀辭を述べて直に歸るを常とす而して道路遠隔なるがため或は多忙等のために平素は無沙汰を爲す人も歳首のみは特に訪問して交情を温めんごする人多し然るに只下婢或は年若き書生等をして取次をなさしめ甚しきは名刺臺のみを置きて折角の好意を空しくするが如きは交際の方法を得たるものにあらず故になるべくは主婦もしくは家族中にて之に次ぐ處の人親ら出で、應接する時は來訪者をして満足せしむるこごを得べく即ち客を遇するの禮を全うしたるものこい

ふべきなり

五年賀訪問

家内の祝式を終へたる後は尊長者を始めこして親戚知己等日頃より交際する家々を訪問して新年の賀詞を述ぶるを可こす服装は男女こも禮服を着用すべしたごへ平素親しき間柄にても餘り略したるは失禮に當るこごなれば身分相應に盛裝するをよこす新年の贈物は各其の身分關係等に應じて相當なるものを撰ぶは勿論なれごも二三の例を擧ぐれば菓子、玉子、銘酒類、淺草海苔、鐘詰類、烟草、蜜柑、砂糖、扇子、繪端書、卷紙、封筒、其の他、凧、羽子板、羽子、鞠、双六等の玩具類及び半襟、帶止、羽織紐等を以て普通こす尤も其の土地の風俗習慣等によりて相違あるこご勿論なるべし
年始は何方にてても座敷の裝飾即ち床飾等に一層意を用ゐるものなれば一通りの挨拶終りたらば時宜を見はからひて是等を觀る

ここもあるべし是れ主人の用意に對する禮儀の一と知るべし又家によりては熨斗匏蓬萊等を客に出して祝意を表することもあり此の場合には叮嚀に之を受けて挨拶すべし

屠蘇を出されたる時は會釋して盃を受け聊にても飲むを可とす且つ主人より進めらるゝことあらば三度は必ず之を受くべし一杯にて止むるはよろしからず吸物其の他の品物も相當に箸をつくるをよしとす但したとへ特別に酒飯をすゝめらるゝことありとも餘り長坐するは心なきことなれば時宜を見はからひて適當に退出するを可とす

年賀の訪問には必ず名刺を携へ往くべし然らざれば來客多き新年の折柄といひ又は不在のこと多き時なれば混雜錯誤を免かれずして好意を空しくすることあるべし

六 年賀狀

年の始に於て親戚知己互に訪問して情誼を温むることは勿論よろしきことなれども一家の状況道路の遠隔相互の關係に於て意の如くならざることありかゝる場合には書狀を以て其の意志を通ずること亦然るべきことゝす故に怠らず書簡を往復して交誼を全うせんことを務めざるべからず而して尊長者に對しては勿論成るべく封狀を用ゐるをよしとすといへども場合によりては端書を用ゐる又は名刺に賀詞を書して封送するも敢て咎むべきにあらず然るに世には無益の虚禮として之を排斥するものあれどもこは甚しき謬見たるを免かれず如何にこなれば何人にも平素は多忙なるが故に無沙汰に過すは已むを得ざることなれども歳首等特別の場合には一年中の無音を償ひて互に情誼を厚うせんこと交際上必要なればなり故に事情の許さん限りは歳首の訪問書狀の往復等怠らざるやう務むるを肝要とするなり

さて年賀狀に就きて其の備はれるものをいへば用紙は奉書の白紙或は繪半切等松に日の出、松竹梅、福壽草にして封筒も同じ紙質繪様のものをよしとす之れに次ぎては普通半切にして紙質餘り粗悪ならず繪様餘り野鄙ならざるものを撰ぶをよしとす端書は畫端書ならば繪様の高尚なるものを撰ぶべし又時として使を以て賀狀及び新年の贈物をなして祝意を表することもあるべし此の時は奉書の豎文或は二つ折紙に包紙を施し若松に山橘或は昆布熨斗等を添へて文箱に入る、なご優美にして趣味あるを覺ゆべし

七 雑事

年賀の廻禮は家々の事情によりて一定し難けれども成るべくは七日以前に於てするを可とすそれより以後は一般に新年の諸節をも撤し饗具も平生に復すべきが故に萬事複雑に赴き敏捷を主

とせざるべからざる今日にありては成るべく遅延せざるやう務むるは交際上至當のことなるべし

忌服ある家に於ては新年の諸節を廢し祝式を舉行せざるを以て至當とす然れども世務繁多なる今日に於ては五十日の忌といへども猶籠居を許さざる普通なるほごなれば到底一箇年間の喪に服して一切世事を顧みざるが如きは行はるべきことにあらずされば新年の如きも人を訪問するは憚るべしといへども他よりの賀詞を受くるは妨げなし但し家内に於ける諸祝式は喪中に於ては一切舉行せざること當然なりとす又國民一般に哀悼の意を表すべき不幸に遭遇したる時は新年の諸祝式一切を廢止すべきは勿論のこと、知るべし

忌服ある家に對しては忌中は勿論新喪より凡そ六箇月以内は新年の賀詞を述べざるを可とす故に此の場合に於ては一月七日以

後に於て普通の訪問をなして慰愉の意を表すべし
近年歳首に於ける交際上の煩を厭ひて近縣に旅行を試みる人年
年多きを加ふるが如し是れ大なる誤なり前にも云へる如く元來
新年の交際は交情を温むるに於て必要なることなれば務めて此
の時期を利用して平素の缺禮を償ふやう心懸けざるべからず尤
も身體の虚弱なる人等は數日の休暇を得て或は海邊に或は暖地
に赴きて保養を加ふるが如きも毫も咎むべきにあらず然れども
世間には懶惰の人ありて實際に旅行せざるに表面上不在を粧ひ
家中に籠居して身の安逸を貪る如きことなしとせず不徳の甚し
きものこいふべし

第二章 紀元節

紀元節は人皇第一代神武天皇御即位の日を祝ひ奉る處の佳節な
り此の祝日は明治五年に始り一月一日、天長節を併せて三大節と
稱し特に重んずべき日なりとす當日は國民の一般に忘るべから
ざる佳節なるが故に各人の家々に於ても相當の式を備へて奉祝
の意を表するを可とす當日行ふべき式に於ては古來定れるもの
なく從て参考すべき事なきを以て今試に私考の大様を述べんこ
す
先づ天照大神の神扉を開きて神酒及び洗米を供し家族一同衣服
を改めて拜禮し終りて別席に於て祝宴を催すべしさて當日の座
敷飾に就きてその一例を擧ぐれば大様左の如し
床飾

掛物

神武天皇御東征の圖或は

同天皇畝傍山に於て皇祖を奉祭し給ふ圖 又は

松に日の出の圖

二見浦の景等

松 彼岸櫻

梅花等

花
置物

銅製香爐

巖上に水晶

我が國上古の人物像等

棚飾

是は特別に定むるに及ばず一月の條を參考して各自考案を廻らすべし

祝宴の席に於ては餘興として説話音樂等を催すも可なり説話は歴史上子女の聞きて國家觀念を起すべき類のものを撰び音樂は

紀元節の歌を始めとし其の他めでたき類のものを奏するを可し又當日祝宴の獻立等は一定する要なきを以て家々の事情によりて適宜に之を定むべし

第三章 天長節 附 皇后陛下御誕辰

天長節は 今上天皇の御誕辰を祝し奉る佳節なり此の御儀式は明治元年より始めて行はれたるものなれども遠き起源を尋ぬる時は光仁天皇寶龜六年十月始めて此の典を行はせられたるに始れり然れども其の後に至り此の御式は全く廢絶したるが如し祝祭日講話に曰く天長節は 聖上御降誕の日なり此の日には賢所皇靈殿の御祭典あり又觀兵式あり且つ親王諸臣に宴を賜ふ紀元節と共に國家の大祝日なり其の祭典は早旦より御殿の御裝飾常の如く開扉の上音樂を奏し神饌を供し掌典長祝詞を奏し侍從長御代拜として御玉串を捧げ奉る次て東宮の御代拜次に 兩皇后宮の御代拜あり次に宮内官員の拜禮ありて神饌を撤し御扉を閉ぢて各退出す其の觀兵式は午前八時三十分御出門にて青山練兵

場へ行幸在らせられ各國公使以下をして陪觀せしめ給ふ雨天には觀兵式を行ひ給はねば行幸も在らせられず其の御祝宴は午前十一時豐明殿へ出御御前に於て親王以下に酒饌を賜ふ其の儀新年宴會に同じ但御祝宴中前庭に於て樂師歐洲樂を奏す抑此の御儀式は古例に基くと雖も明治元年以來の御盛典なり而して明治元年以來又多少の沿革なきに非ず朝政維新の後明治元年八月二十六日の御布告に九月二十二日は 聖上の御誕辰相當に付毎年此の辰を以て群臣に酺宴を賜ひ天長節御執行に相成り天下の刑戮差停められ候偏に衆庶と御慶福を共に遊ばされ候思召に候間庶民に於ても一同御嘉節を祝し奉り候様仰出され候事とあり同三年九月七日の御布告に九月二十六日 聖上御誕辰毎歲此の日を以て天長節とし群臣に酺宴を賜ひ天下刑戮を停め衆庶と御慶福を共に遊ばされ度旨一昨年御布告に相成候處未だ末

末迄御主意貫徹致さる向も有之候に付府藩縣共此の旨篤く奉體し衆庶一同御慶辰を祝し奉り候様致すべき旨更に仰出され候事ありて同月二十日に神祇省の達書に來る二十二日天長節御祭典に付神殿拜禮の儀諸官非職官華族等當日辰刻より申刻まで差許され候間此の旨申達候也ごあり然れども此の御盛典の儀式全く完備せるは蓋明治五年に在り此の五年の天長節には親王以下に宴を賜ひ舞樂を奏せしめ勅語を宣し給ふ勅語に曰く

茲に朕か誕辰に方り群臣を會同し醮宴を張り舞樂を奏せしむ汝群臣朕か偕に樂むの意を體し其れ能く歡を盡せよ

太政大臣三條實美奏任以上の總代ごなり從一位中山忠能華族の總代ごなり奉答す其の辭に曰く

茲に天長の佳節に方り陛下群臣を會同し醮宴を賜ひ舞樂を奏せしめ特に辱くも偕樂の寵命を拜す群臣感喜の至に勝へ

ず豈歡を盡し樂を極めざらんや乃ち恭しく陛下の聖誕を祝し萬壽無疆を祈り奉る

同年改曆ありて太陽曆を用ゐるに至り陰曆九月二十三日は太陽曆の十一月三日に値るを以て六年以後は十一月の三日ご定められたり云々

本日は今上陛下御降誕の吉辰なれば萬民の共に慶賀し奉るべき日ごすされば職を官廳學校等に奉ずるものは各定め時刻には宮中或は其の官衙學校等に出で、奉祝の意を表すべきは勿論のこご、す又各家に於ても其の家々の都合によりて時刻を定めて祝式を舉行すべし

一 祝式

先づ天照大神の神扉を開き神酒洗米等を供し表座敷には兩陛下の御寫眞を奉掲して家族一同衣服を改めて順次に拜禮し寶算の

無窮を祝し奉るべく式後親戚或は知己を招き別席に於て宴を開き奉祝の意を表するも可なり此の場合に於ける座敷飾并に獻立の一例左の如し

二 座敷飾

床飾

掛物 富士の圖或は重陽の圖

花 菊 萬年青

置物 仙人 籠香爐 銀製或は青磁

棚飾

勅語を寫書したる卷物軸盆に載す

總べて 陛下の御徳を顯はす所の意を以てするはことによしと雖も普通の場合に於けると同じ飾物にても差支なし

三 獻立

吸物膳

吸物 初茸 海老しんじよ 三つ葉

口取 蒲鉾 栗のきんごん 二色玉子

焼鳥 青柚子砂糖煮

刺身 ひらめ まぐろ

つまわさび 黄菊 おろし大根

副膳

碗盛 あなご ちくわ 椎茸

よまさいんげん ぎんなん

煮肴 ほうく 百合 筆生姜

酢の物 鱧 赤貝 防風 生姜

向詰

焼物 鯛

本膳

汁 つみ入れ 二葉菜
 鉢物 布目いか 里芋 蓮
 猪口 焼松茸
 香の物 守口漬 鹽おし一口茄子
 飯 赤飯
 菓子 羊羹
 茶 薄茶

祝宴餘興は紀元節の時と同じく音楽等の催しよろしかるべく此の外詩歌書畫盆畫石等又妙なるべし
 西洋風の家屋に於ては諸事おのづから異なるべきものなるが故に左に其の一例を舉げて参考に供ふべし

四 西洋風室飾

客室

客室は間口四間奥行五間半にして入口三箇所と假定す其の裝飾左の如し
 紫檀製大柵

幅一間高さ一間違柵もあり通柵もあり并に廚子形扉附一箇所引戸附一箇所ありこゝに精巧なる美術品を形容色彩に從て適當に配置するものとする其の品目左の如し

古代唐草高蒔繪手文庫
 梨子地櫻の散らし模様ある硯箱
 堆朱軸盆に卷物一卷を載す
 堆青香合丸形のもの
 古銅水盤形花器に白菊を挿す
 牙彫牧童

有田焼錦手菓子器

古代能の面(翁)に中啓を添ふ

充分裝飾を施せる置時計

盛花

三角棚

下袋戸棚四段

袋戸の上 繪端書帖

三の棚 瑪瑙雞雌雄

二の棚 二重巻烟草入

一の棚 寫眞立て

花

室の一隅に卓を置き之に花を飾る

花瓶銅器

額

古松に菊數種を豊に盛る

油繪刺繡天鷲絨友禪等の額四五枚を適宜の位置に掲ぐ

屏風

金屏風一雙 極彩色重陽の圖

椅子

長椅子二脚 肱掛椅子三脚 普通椅子十五脚

右はいづれも相當に裝飾あるものにして蒲團は總べて精巧なる織物とす

卓

紫檀にて造り金襴純子等の精巧なる織物若しくは刺繡を施したる卓掛を用ゐる

右の外所々に小卓を設け茶菓を進むるの用に供す

食堂

食堂は長さ六間幅四間とす
食卓

中央に大食卓を設け白き卓掛を以て覆ひ活花五個を適宜に配置す

煖爐

英國風のカミーンとし上部に裝飾を施す正面棚上に油繪の大額を掲げ其の前に時計を置き左右に鶴龜の置物を飾る
兩端に花瓶一對右に菊花左に梅もごきを挿す

置物

室の一隅に竹の大鉢を置き又一隅に神女の像を置く額

煖爐の左右及び他の三方の壁適宜の場に油繪、日本畫、彫刻

刺繡、天鵞絨等大小種々の額七個を掲ぐ

化粧室兼携帶品置場

鏡 洗面臺

室の一隅適宜の場所に屏風を回らして之を置き客の容儀を整ふる便に供す

帽子外套掛 傘置

之も亦適宜の場所に供へ置き客をして隨意に携帶品を掛置せしめ且つ掛りの者を置きて其の世話に任せしむ

立關及び廊下

立關の左又は右に小卓を設け其の上に名刺入を置きて來客の名刺を受くる所とす案内の者は卓の側に立ち居り叮嚀に挨拶して先づ携帶品置場に誘ひ次で客室に導くものとす
廊下には置物鉢植等を置きて適宜に裝飾を施す

五 洋食獻立

- 一 牛肉羹 洋獨活
- 一 洋酒焼鯛 注汁 馬鈴薯
- 一 牛酪燒犢肉 豌豆
- 一 烹物鶉 咱夫藍入飯
- 一 牛酪煎菌
- 一 蒸焙牛織肉 野菜サラダ
- 一 牛乳製温菓子
- 乾酪 小菓子 果物 珈琲

皇后陛下御誕辰

五月二十八日の 皇后陛下御誕辰は當今祝日として公には定められずといへども宮中に於て行はせらるゝこと勿論なれば臣民

たるものも亦天長節に準じて祝し奉るべきなり但し季節同じからざるがゆゑに床飾棚飾獻立等おのづから其の撰を異にせざるべからず宜しく前例を参考して適當に之を定むべきなり

第四章 誕生祝

誕生に關する祝式は古き昔より行はれたることにして人の妻たる者懐胎するときは着帶の祝を始めとして産前産後に於ける種の祝儀は上下貴賤の區別なく何れも分に應じて行ふを常とせり今左に其の大略を擧ぐべし

第一 着帶祝

伊勢家秘書誕生之記に曰はく懷妊して五箇月になる時着帶なりまた人により七箇月目にもするこれは稀なり帶の長さは八尺一幅白布なり貞丈云はく口傳に云ふ高色は白を用ゐるなり端縫をすべし子孫繁昌の人夫婦して帶をたゝみ持參するなりたゝみやうは兩方の端を中にて合はせてまたその如くうちへ兩方よりたゝみそれ

を二つに折りて廣蓋にても手箱の蓋にても中を受けて夫婦して持參するなりさきを婦あごを夫持ちて參るなり貞丈書入に云ふ本文の如く細くたゝみたるを横に四つに折るなりさて廣蓋に載する帶の端の方御前の右なりまた云ふ御一家等に進上のことあらば大高檀紙にて包むべし二筋も三筋も進むべし包み様常の帶包に同じ臺に積むには左端の方人前なり臺など寸法なし包みの上は白紅の水引にて結ぶなり(中略)樽着を添へて進むべし云々

産所法式に云はく帶を着候ての祝は元々は式三獻にて候又常には先づ三盃に向はれ候て其の後雜煮以下三獻にて祝あるべし云云

昔は夫或は實家より其の他上下の殊に親しき人又は子孫繁昌なる人々より帶を贈ることなりき而して之を結ぶには嫡妻には其の夫たる人手づから之を結びたる例往々これあり其の一二の例を擧げんに皇后御着帶部類に曰はく寛喜二年十一月十一日戊戌今日中宮後堀河御懷妊に依て御着帶のことあり件の御帶は北白河院國母より之を調獻せらる藏人頭右中將藤原基氏朝臣御使と

して參上す中略女房權太夫之を取りて御前に持參す筈を開きて御覽ぜらる次に大進忠高を召し御加持を爲さしむ次に典藥頭和氣基成朝臣御手水間に參進し仙召子二七丸を進らす次に吉時を以て吉方に向ひ御帶を着御主上結び奉らしめ給ふ云々又吾妻鏡に養和二年三月九日己卯御臺所源賴朝妻政子御着帶なり千葉介常胤妻殊仰に依て孫子小太郎胤政を以て使こなし御帶を獻ず武衛源賴朝之を結ばしめ奉り給ふ丹後局陪膳に候すなごあるこれなりさて今日に於ては帶は實家より妊娠後五箇月或は七箇月頃雙方の都合をはかり吉辰を撰び紅白二様の絹或は布を一丈二尺至式の如く折り奉書紙に包み水引を掛け三方或は臺又は廣蓋等に載せ之に長熨斗を添へ又別に魚類を添へて然るべき使を撰び之を贈るべし着帶は通例産婆に行はしむることなり使の者へは其の身分に應じ或は酒肴を饗し或は祝儀として金子を贈るもよし産婆

にも此の日酒肴を出し祝儀の金子を遣はすべし此の日家内に於ては祝宴を開きて母子の健康を祝することあるべし事宜によりては實家の父母を招きてともに祝ふもよろしかるべし

第二 産所諸式

産所に於て行ふ所の事柄は臍の緒を截ること、胞衣を藏むること、湯浴みせしむること等なり昔は是等の事に就て嚴重なる式ありき今時といへども忽にすべからざることなれば参考のためその大様を擧ぐべし臍の緒を截ること、は生兒にこりて最も大切の事なれば昔よりして之を重んじ夫々の式を設けて取行ひたること古書に見えたり山槐記に治承二年十一月十二日辛未未二點皇子安徳降誕中略

御臍緒を切り奉る先づ御産成り了る即ち小屬安倍資忠を差はし生氣の方の河竹を切らしむ即ち持參す亮重衡朝臣之を取りて御前に參り竹刀を作り之を進む洞院局練糸を以て御臍緒を結び奉る内大臣竹刀を取り之を切り奉る

塵添蓋囊抄に曰く幼き兒の臍緒を竹刀にて切るは前蹤に由るか如何風土記の心によれば皇祖哀能忍者命日向國贈於郡高千穗權生峯に天降りまして是より薩摩國關駝郡竹屋村に移り給ふ土人竹屋守が娘を召して其の腹に二人の男子を設け給ひける時彼所の竹を刀に作りて臍緒切り給ひたりけりその竹今ありと云へり此の蹤を尋ねて今も斯くするにや

伊勢家秘書誕生記に曰はく篋の長さ一尺二寸幅一寸二分竹刀半分切刃を作るなり竹の皮の方に切刃を付く切刃の留所は節あり女子も竹の皮の方に切刃あり女子は節なし篋を削る人は長久

子孫繁榮然るべき仁體削るべし臍緒と一所に納め置くものなり又臍緒を切ることを容易の人に任せざりしことは簾中舊記に御あごつぎには御産所へ成り候て公方様御胞衣を御つぎ候と見えつぐとは切ることなり詞榮華物語に御はそのをはごのうへ道長の子を忌みて斯くいへるなりこれは罪得ることゝかねては思召しゝかご只今の嬉しさに何事も皆思召わすれさせ給へりなごあるを以て知るべし

胞衣を藏むる事、伊勢家秘書誕生の記に曰はく胞衣桶は曲物なり高さ八寸程口の廣さ七寸程にあつくいかにも丈夫に二重のかはにするなりそこつよくあるべし切ふたなり蓋は釘にてしめてよし胡粉にてぬり雲母にて松竹鶴龜を繪にかく、胞衣を水にてきれいに能く洗ふなり御身かた譜代の人の衆口まめになきものにはせらるゝ物なり能く洗ひて白練一幅四方のあはせのふくさに縫ひて胎を包みまた白練二幅四方程に大さ定

らずして二重か三重桶に敷きて包みたる胞衣を入れ敷きたる練のはしを上には打ちかけ太平の青銅十六文おもりに置くなり太平の青銅これなき時は其の時代の鳥目用ゐるべきなり胞衣入れたる内のくつろがぬやうに紙また綿にても上を能くつめて動かぬやうにして桶の蓋をして釘にてしめさて外家に入れ候ふなり外家杉にて輪を入れ桶にしたる吉なり切蓋にして釘付にするなり此の桶の足は六つなりくれ木を足に用ゐるなり外家は胞衣桶の大きさによるべし是は桶にゆひたる物なり箱にさしたるも苦しからず箱も桶の大きさにより拵ふべきなり同じくは杉にてさしても桶にゆひても木あつにあるべし桶のわもしげく入るべし胞衣を納むる時は引目射たる人に陰陽頭をそへて二人吉方に納むるなり歸様にはごつご笑て歸るものなり地に穴を掘り四方石垣をつき胞衣を納め石の蓋をしてかへるなり蟲なごの入らざる

やうにするなりと

臍緒を切ること及び胞衣を納むることに注意したることは前に引きたる古書に説く所の如し諸事進歩したる今日に於ては啻に其の式を鄭重にするのみならず衛生上亦大に注意を要すべきことす即ち臍緒を切るに用ゐる刀及び其の切口は必ず之を消毒せざるべからず又之を扱ふ人々の身體衣服并に之を結ぶ糸及び繃帯の如き亦充分消毒を行ふを要すさて近き頃までは胞衣を納むるに門或は立關等人の繁く踏むべき所を撰びて埋むる習ひなりき是れ土地及び空氣をして不潔ならしむる原因をなすものなるが故に大に清潔法に戻れるものごいふべしされば成るべく人里離れたる所を撰びて之を埋むるか或は之を焼棄するを可とす但し胞衣會社等の設ある土地に於ては之に托するを以て最も簡便にして安全なるものとす

湯浴みせしむる事、小兒生れて始めて湯浴の式を行ふを湯殿始こいひ種々の儀式あり貞丈雜記に曰はく若君御誕生ありて御産湯をひかせ申す時ひかせ申すとは御湯めさせ申すなり虎の頭のかげを御湯にうつしてひかせ申すことあり虎は猛き獸にて諸の獸の恐るゝ物にて邪氣を退くる故其の影をうつして御湯をひかせ申すなり又やしをのひしやくを用ふやしを唐の菓に椰子こいふ木の實あり大さ徑り三寸計ありて圓しそれを二つにわりてひしやくの如く柄をすげて用ふるなり椰子を俗にやしをといふ椰子は毒を解す物なる故産湯に用ひて胎毒を解すためなり中略榮華物語に一條院寛弘五年十月十日上東門院の後一條院をうみ給ひし條に云はく御湯殿はさぬきの宰相の君御むかへ湯は大納言の君なり宮は殿いだき奉らせ給ふ御はかしに宰相の君虎のかしら宮の内侍取りて御さきに参る御つるうち五位十人六位十人御文のはかせには藏人の辨廣業

高欄のもごにたちて史記の第一の巻をぞよむ云々此の時のありさきたるに虎の頭を折敷のやうなる物にのせて女房先たち参る體をゑんがけり貞丈おもふに丸はぎにしたる虎の頭を切りて用ふるなるべし右は朝廷を始め奉り高位の人の家にて行はれたる作法にして徳川將軍家などにも其の式は幾分か残り居たる由なり現今普通には用なきことなれども古來儀式の一として數へ來れることなれば聊かこゝに記しつ

第三 産 養

貞丈雜記に曰はく小兒誕生の當日を初夜こいひ三日目を三夜こいひ五日目を五夜こいひ七日目を七夜こいふ此の日毎に祝ふを産養の祝こいふ其の當日にあらざれば追て吉日を撰びて初夜の祝あり三夜五夜七夜も同じ儀なりこ此の産養ひ昔は斯く度々あり且つ七夜に止まらず九夜をも祝ひたる例往々古書に見ゆ此の

うち一度は其の家にて行ふことなれども其の餘はみな主なる親戚或は臣下のうちより之を行ふこととなり居たりきされど當今は七夜のみを祝ふことなれり

榮華物語にいはくめでたき女君藤原の道長の女彰子生れ給ひぬ中略七日かほ

ごの御ありさまかきつゞくるも中々なればえも學ばず三日の夜

は本家五日の夜は攝政道長の父兼家より七日の夜は後の宮圓融の后詮子より

ごさまぐいみじき御うぶ養ひなり

東鏡に(養和二年)十四日壬子若君三夜の儀小山四郎朝政之を沙汰

す十六日寅甲若君五夜の儀下總介廣常沙汰なり十八日丙辛七夜の儀

千葉介常胤之を沙汰す中略二十日午戌若君九夜の御儀外祖之を沙汰

し給ふごありて是等の儀式は何れも皆鄭重に行はれたること勿

論なれども今こゝには之を略し當時七夜の祝として適當なりと

認むるものを左に擧ぐべし

一 祝式

當日は朝先づ神前を清めて神酒二重餅等を供し主人自ら拜禮を行ひ豫て定めおきたる幼兒の名を奉書の折紙に認めて之を供へ次に再び之を祖先の靈前に供へて拜禮すべし

座敷飾其の他の準備整ひたる時は當日招待したる賓客を案内して座敷に請じ懇に挨拶を述べ茶菓を供し客の大方集るを待ちて生兒に新調の産衣を着せしめ傅母或は祖母等をして抱きて座敷に出でしめ賓客に對面せしむべしこの時主人親ら棚に置きある名簿をとり廣蓋のまゝ客の前に出して披露すべし一通りの挨拶終りたらば小兒をして退かしめ名簿は元の所に置くを可とす然る後豫て整へ置きたる膳部を出して盃を進むべし此の日はめでたき日なれば客をして充分歡を盡さしむるやう接待し之を助くる手術として或は餘興を設くることもあるべし餘興は謠琴、ピア

ノ、オルガン等の音楽をよしこす

二 座敷飾

當日は産養を行ふべき日なれば早朝より家内を清潔に掃除し賓客を請ずべき座敷の装飾を施すべし腐纜集に云はく寶曆十一巳歳八月朔日當將軍家治公御臺様御産姫君様御誕生御名ま御七夜御床飾二重餅一對中に御蓬萊右ほうらい負ひ候龜御誕生御七夜前より飾り有之由御七夜迄は口を閉ぢ候て有之御七夜には口を開きて拵へある由云々あり以て當日座敷飾の大様を知るべし今左に一二の例を舉げて参考に供すべし

其一 男兒誕生祝 季節五月頃と假定す

床飾 床二間

正面 鎧 客位 弓及び箆

主位 太刀

但し弓及び太刀の位置は其の品物の山緒の如何に因りて位置を更ふる
ことあるべし

棚飾 三重棚

上の棚 由緒ある軸物 軸盆に載す

右の棚 富士形水晶の置物 相當の臺に据う

左の棚 硯箱 香合

押板 正面 掛物小幅 竹に虎

掛物の前 小兒名簿を入れたる廣蓋

右に 熨斗三方

左に 花 燕子花

其二 女兒誕生祝 季節十月若くは十一月と假定す

床飾 床一間半

掛物 陸奥の采女

花 竹に菊

置物 鶴

中央 鏡餅

棚飾

上の棚 書物歌書

下の棚 香具

押板 梨子地文臺

梨子地蒔繪硯箱及び色紙短冊を載す

床柱の方に寄せて小兒名簿を廣蓋に載せて置く

三 獻立

當日賓客に供する饗應の獻立は其の家の貧富によりて同じからざるは勿論なりといへども其の種類品質等善く之を撰定し粗末なきやう注意すべし今左に其の獻立の一例を擧げん
男兒の分

吸物 ころも 蓴菜 花柚子 すまし汁

刺身 平日 まぐろ つまを添ふ

口取 蒲鉾 伊達卷玉子 香茸

栗きんこん 焼鳥

焼物 鯛

椀盛 鯉の味噌汁 吸口山椒

皿 獨逸ビフテキ

酢の物 鱈 薬味を添ふ

茶碗蒸 松茸 竹輪 鶏肉 椎茸 銀杏

甘煮 鰻 竹の子 くわゐ

本膳

汁 つみいれ 菜 白味噌汁

焼肴 いな 筆生姜

猪口 根芋の胡麻あへ

香の物 一夜漬白瓜 味噌漬大根

飯 赤飯

菓子 柏餅

女兒の分

吸物 鮫鱈の味噌吸物 吸口山椒

口取 山葵羹 霜降かしは 栗きんこん

焼物 岩石玉子 干あんず砂糖煮

刺身 鱸

碗盛 あまだひ 松茸 清汁

皿 小鯛の菊の葉蒸 吸口青柚子

酢の物 さより 赤貝 三杯酢

菊味 針生姜 わさび

碗 蒸鯛あわ雪かけ おろしわさび

鉢 曲煮の煮びたし 焼初茸

本膳

汁 鏡茄子 半ぺん

甘煮 あなご 栗 蓮

猪口 芝海老きみあへ

香の物 奈良漬瓜 茄子からし漬

飯 小豆飯

菓子 カステイラ 菊花形蒸菓子

第四 宮 参

宮参むかしはうぶすな参といひき誕所記に云はく百日のうちは
白小袖百一日目色直しにて産婦兒并に仕子も色小袖を着す色直

しの祝ひあるべし色直しありて三七日の後吉日次第宮参あるべしと伊勢家秘書誕生の記に曰はく宮参の法式は参内の如くなり兵具は帯びず守刀乗物の中に入るゝなり守刀は刀脇差なり但し一腰にてもよし刀は太刀なり刀脇差を袋に入れて持つ薙刀二振奥の左右に持つ弓も袋に入る矢も袋に入れて持つなり神へ進上の物神馬弓矢太刀なり太刀は箱に入れ先きへ遣はし置く神馬も同断弓矢は奥の後に持するなりさきへ神樂代神主へ被下物を遣はし置く官女なれば種姓よき女かさては男の傳なるべし兒に抱きて社壇に登る時太刀を持ちて神前に向ひ箱より取り出し箱の上に横に置き急度有之人之を務む弓矢を袋ながら其の脇に置くこれも急度これある人之をつとめ次に神馬を引く神主幣神盃を兒に戴かせ申すことなり神樂のすむうちは兒社に居給ふ諸侍其の所に居る云々

家綱公御誕生記に云はく寛永十九年御宮参先づ紅葉山御社参夫より山王へ御宮参被遊還御の節井伊掃部頭の所へ成らせられ候ふ國持大名は山王へ御先へ参らる御目見諸大夫の面々は西の丸より御先き二行に供奉仕られ候ふ御小姓衆御駕の跡より騎馬にて二行御供被仕候ふ以上三十二騎

右は高貴の人の家に於て昔行はれたる法式なり今は時世の變遷にともなひて弓矢神馬等の奉げものはなしといへども大體の式に至りてはかはることなし今先づ普通に行はるゝものに就きて左に之を述べし

宮参の日限は當今は男子は生後三十二日女子は三十三日目と定めて其の地の産土神に詣づることなりされど此の日限は何時の頃より斯く定めたるものなるか安永十代將軍時代の頃も猶生後百二十日以上に至りて宮参をしたる例あるを見れば程遠からぬ時に於

ても百日以上を経過して始めて他行せしめしを知るべし是れ衛生上最も然るべきことなり特に今日に於ては乗車を要するがために身體を激動せしむる恐あり故に古例に従ひて行ふを可とす宮參當日は小兒をして豫て新調し置きたる産衣を着せしめ傅母之を抱き家の長者或は家族中然るべき人之を伴ひ其の家々の模様によりて男女數人の婢僕を召し具すべし

當時普通に用ゐる處の産衣は大體丈二尺五寸位にして摸樣物又は無地紋附なり之に白無垢或は相當なる下着を重ねるなり昔は着衣始とて三夜或は七夜の祝に親戚或は臣下等より産衣を新調して贈りたることあり當今は生母の里方より贈るを例とす神社に到着したる時は先づ其の旨を神主に報じ姓名及び生年月等を告げ幣帛料若干を納むべし其の他總べての式は神主の指揮に従ふべし歸途主なる親戚を訪問するを可とす此の時は千歳飴と稱して袋に入れたる飴を土産として持參するも隨意たるべし又訪問を受けたる方にては犬張子其の他然るべき玩具に麻末廣等を添へて小兒に遣はすこと是れ亦一般の習慣なり

第五章 喰初式

一 時期

喰初の祝今時は小兒生れて百二十日に之を行ふこと一般の習ひとなれり然れども昔時にありては必ずしも一定したる時期のうちに限られたるものにあらず或は三歳或は二歳等に於て行はれたる事あるは次の例によりて之を知るべし貞丈雜記に曰く魚味の祝は小兒に始めて魚肉を喰はしむることなり又眞菜の祝といふも同じ事なり小兒三歳四歳の時祝ふなり其の日眞菜とて眞菜きてマナと讀むなり眞菜といふは魚の事なり小兒に食物を供ふる祝ありこれを喰初とも書ふなり此の時膳部に魚物を用ゐる小兒は脾胃の弱き故三歳頃までは専ら乳を用ゐて粒食魚肉を喰はしめずさて其の以後三四歳に至るまでも魚肉を喰はしむることなし小兒は脾胃弱き故粒食

魚肉を喰はしむれば脾胃健やかならずして病起る事あり之によりて粒食魚肉を喰はしめざるなり三四歳にも至り脾も少し固く成りたる頃始めて粒食魚肉を許して喰はしむるを魚味と名付けて祝ふ事なり玉海に嘉應元年十一月十九日辛未今日小兒三歳眞菜を食すべき事女院御所寢殿北面母屋中央間纏綱縁の帖二枚を敷き其の上に東京の錦の茵を加へて其の座と爲す此の左右の柱に當りて燈臺を立て燭を擧ぐ吾妻鏡に曰く建保七年七月十九日壬子左大臣道家公賢息年年二母公經卿の女建保六正月十六日寅刻誕生關東に下向す中略十四日六月左府に於て魚味の儀ありと斯くの如く其の時期區々にして一定せざりしかども貞丈雜記にも已にいへる如く小兒の身體は未だ薄弱なるものなるが故に専ら粒食肉類等を喰はしむるは三歳以後を以て最も適當の事とす且つ當時一般に行はるゝ三歳の祝はもと鬚置の儀を祝ふ事なるに今は全く其の事もなくなりたれば

ば何を祝ふ趣意なるや只無意味の事となれりされば三歳の時に於て喰初の儀を行ふ時は此の祝の趣意も明らかになり衛生にも叶ふことなれば三歳の誕生を以て眞菜の祝と定めたきものなり其の式の次第左の如し女大學教草書入に曰く喰初には養親とていかにもめでたき人を頼み定むる吉例なりといふ貴人は蝶形の長柄加へ瓶子を飾り式三獻三々九度の盃あり雜煮吸物出づるなり養ひ様は養親小兒を受取り其の年の明の方へ向ひ左の膝の上に置き膳を据ゑさせ上にある生飯を隅へ取り飯一箸汁一箸飯一箸以上三口くゝまする眞似をなし菜をも右の通りにするなり其の膳を其のまゝ置き餅を出す土器折敷は木具なり齒固とて大根二切つく餅二箸大根一箸くゝまする眞似をするなり箸は勝木なり長さ一尺二寸を用ゐる祝儀濟みて後は振舞もあるべしとさて例によりて當時に適すべき祝式の大様を擧ぐべし

二 祝式

座敷飾は總べて産養の條に參考して適當に之を定むべし神前及び靈前の拜等も亦産養の條に依るを可とす但し此の日は已に宮參濟みたる後なれば父母神拜の後は小兒をして續ぎて拜禮せしむべし

當日招待したる賓客親戚着席したる時は父母或は祖父母小兒を伴ひて座敷に出で先づ豫て頼み置きたる養親に對面せしめ次に衆客に挨拶せしむべしさて此の日の席次は養親を以て上席とし之に對して小兒の座を設くべし其の餘は普通の席順に由るを可とす席已に定りたらば直に熨斗三方を持ち出で一同に挨拶すべし次に吸物膳を出す次に三盃及び銚子を持ち出で先づ養親に進むべし一獻の後小兒にさす小兒一獻飲みて納むべし次に副膳を出す小兒一獻飲みて養親にさす養親一獻飲みて之を納む次に焼

物膳を出す養親一獻飲みて小兒にさす小兒一獻飲みて養親に返す次に養親小兒の前に進み飯汁飯と三箸づゝ小兒にくゝましむべし是れにて式を終ふるなり右終りて來客一同に酒飯を進め饗應あるべし

此の頃よりして小兒は全く乳養を離れて普通の食物に移るべきが故に食器は總べて新調し當日祝式に用ゐたる後は日々之を使用せしむるやうなすをよろことす又衣服も一ツ身を廢して三ツ身にうつるべき時なるが故に成るべく新調して祝式に着用せしむる方よろしかるべし是れ從來の慣習にもよるものなればなり

第六章 着袴及就學祝

着袴又ハカマガイといふ古は男女ともに三四歳より六七歳の間に於て行ひたる式なり稀には十歳前後に於て行ひたるもありき當時は袴着といへば男子のみに限りて行ふ習ひなれども時世の必要上古の例に返りて男女ともに行ふを可とす四季草に曰く袴着の祝古へよりある事にて古書に見えたり古は女子も袴着あり女も常に袴着たるなり古書に在りて貞丈雜記に曰く男子袴着の事三歳本式なり然し其の人の好みに由りて五歳七歳にもせしことこしるべしと右の如く古へは其の年齢に確としたる定りはなかりしといへども當今は學齡も定められ従て着袴の必要も生ずべきが故に其の以前に於て行ふを可とす幼兒着袴の式を行はざる以前は如何なる大禮の場所と雖も禮服常服の區別を定むるに及

ばず然れども一旦此の式を行ひたる上は大人に準じて缺禮なきやう注意するを要す日時は強ひて定むるを要せずといへども滿六年の誕生日に於て之を行ふ時は必要にも應じ道理にも適へることなるべし幕朝年中行事歌合に「むさし野に咲きはじめたる藤ばかま限りもしらぬ色の深さか若君御袴着は五の御年はじめて御袴めさるゝをもつて此の日朝とく執政の人御使にて御上下五くだりを進ぜらる後おまし所にて御對面あり御所は熨斗目長袴を奉り若君は御熨斗目半袴を召させ給へり執政はじめ長袴を着す同じ日紅葉山の御宮へ詣で給ふこの宮に豫參の溜詰執政は直垂なり還御のちおまし所にて御祝あり御盃の間御刀脇ざしを參らせ給ふ御所よりも紅葉山に代參を向けらる兩御所に召しあふ輩に御祝の餅酒を賜へり」と云々今例によりて試に私考を述べし

一 座敷飾

右は強ひて特別にするを要せず前に掲げたるものごもに準じ相
當に裝飾すべし

二 祝式

賓客一同式場に列したる時は主人稚兒を誘ひて立ち出で豫て定
め置きたる座席に着かしむ母の此の時熨斗三方を出し一同挨拶
終りたる時主人出で、豫て頼み置きたる袴親の前に進み賓客中最
人きて一禮し次に一同に向ひて之を披露すべし袴親も亦一同に向
ひて挨拶すべし是に於て主人稚兒を伴ひて袴親の前に進みて一
禮せしむ此の時廣蓋に袴一具を載せて持ち出で主人の傍にさし
置く袴は其の家にて調製し又は袴親より贈ることもあるべし主人取りて袴親の傍に置く此の時袴
親稚兒を助けて起立せしめ親ら袴をとりて着せしむ稚兒一禮し
たる時就學に關する簡單なる訓言を與ふべし終りて袴親は稚兒

をさし招きて己の傍に坐せしむる時座客一同祝言を述べ主人稚
兒を誘ひ入りて神前及び靈前を拜せしむ神前及び靈前に神酒等を供
ふること産養の時の如し
右終りて再び出で、席に着かしめ母の賓客一同に饗饌を進むべ
し

先づ吸物膳を出し三盃を持ち出で、袴親の前に置く袴親一獻飲
みて之を稚兒に指す稚兒一獻飲む時副膳を出す酌人第二の盃を
上にして持ち出で稚兒に進む稚兒一獻飲みて之を袴親にさす袴
親一獻飲む時焼物膳を出す酌人第三の盃を上にして持ち出で先
づ袴親に進らす袴親一獻飲みて稚兒にさす稚兒一獻飲みて之を
納むるなり但し略しては吸物のみを出し副膳焼物膳等は出さず
るごももあるべし是れにて一旦膳部を撤し次に賓客一同に膳部
を進め煖酒を出して賑々しく祝宴を終るべし

第七章 成年祝

これは男子成年に達したるを祝ふ式なり成年とは満二十年に達したる時即ち徴兵適齢をいふ昔は男子には元服の祝といひ女子には鬢そぎの祝といひて何れも成人を表する意にて行ひたる式なり

元服を行ふ年齢は身分及び場合に由りて一定せずといへども大概十歳以上二十歳までに於て行はれたり稀には五六歳にて行ひたるものありき元服を行ふまでは童子として扱はれ其の名の如きも何若何千代など稱ふるを元服以後始めて實名を名乗るなり即ち源義經の幼名は牛若にして徳川家光の幼名竹千代なるが如し官位の如きも元服したる後にあらざれば拜するを得ざるが故に高貴の人は種々の必要上より早く此の式を行ふに至れるは自

然の數といふべし四季草に曰く元はかうべなり始めて首に冠烏帽子を被るゆる元服といふ服は身に付くることをいふなりと貞丈雜記に曰く元服の時加冠の役理髮の役といふ事あり加冠とは烏帽子を取りてかぶせる人なり烏帽子親の事なり理髮とは童子の髮の先を紙に包みて髮の先をはやす人なり理髮の人髮を切してさて加冠の人烏帽子を取りてかぶせるなりさて此の時始めてこゆひのゑぼしをかぶりそむるなり加冠の人より名乗字を一つ遣はす事もあり將軍家の御名乗字を申し受くる事もあり元服して其の時位高き家の子息は官位を賜はるなり東照宮御實記に曰く竹千代君徳川家康御年十五にて今川治部大輔義元の許におはしまし御首服を加へ給ふ義元加冠を仕うまつる關口刑部少輔親永理髮し奉る義元一字を參らせ治郎三郎元信と改め給ふ時に弘治二年正月十五日なりと又元服法式に曰く

元服の當日童子座敷に出でらる着座定りて加冠理髪の人に對し一禮あるべしさて加冠の人童子に吉方を教へて其の方に向はせ申すべし

童子吉方に向ひて着座定りて後近臣元服の調度を持參するなり其の次第先づ一番に長こゆひの烏帽子を柳筥に据ゑて持ち出で童子の前右の方に置くなり二番に打亂箱を持ち出で童子の前烏帽子の左に置くなり三番にゆするつぎに白水を入れ尻碗に載せ臺にするて持ち出で童子の前打亂箱の左に置くなり何れも童子の膝元より五尺ばかりも遠のけて置くなり右の如く調度どもを列へ置きて後理髪の人童子に向ひ御鬢に參るべきよし申さるゝ時打亂箱の役人立て打亂箱を取て童子の右の脇後の方へ寄て坐し櫛巾に包みたる打亂箱を我が前に置て櫛巾を開きてのばし候へば打亂箱は元より櫛巾の眞中にあるを其の儘にて曲みを

直して退くなり次にゆするつぎの役人立て泔杯を臺にも持て童子の右に持行きて櫛巾の上に打亂箱の右の方に置て退くべしさて理髪の人座を立て童子の後へ行きて理髪の儀式を勤むるなり
右終りて理髪の人少し退く時烏帽子の役人出で、烏帽子を持ちて冠者の前近く左の方へ寄せ置きて退くなりさて加冠の人立ちて冠者の前に坐し烏帽子を取りて冠者にかぶせてうづかけを結びうしろの烏帽子止の針をもこゝりにさし退くべし冠者烏帽子をかぶせらるゝ間兩手を疊につきて居てかぶるべし
右の如く加冠し終りて加冠の人退く時理髪の人冠者のうしろに進みよりて平人は細櫛に泔杯の水をつけて笄をも持ちて左の鬢を三かき右の鬢を三かき搔きながら笄にて撫でつくる體をして櫛笄を打亂箱に納め座を立ち退くべし

右の如く加冠理髮終りて鏡の役人鏡箱を持ち鏡臺の役人鏡臺を持ち兩人一度に持ち出で鏡の役人鏡をこり出して鏡臺にかけ冠者に鏡を見せ申して後鏡を箱に納め鏡箱鏡臺を持ち退くべし右の如く冠者鏡を見てさて座を起ちて別の座敷に往きて今まで着たる脇明の小袖を脱ぎて脇を縫ひふさぎたる新調の小袖を着し素襖にても直垂にても着し烏帽子をば加冠の時の烏帽子を改めず其の儘着して前の座敷に出で、祝あるべし祝は式三獻以下定れることなし家々の分限に従ふべし祝の時加冠の人より冠者に盃を賜りて名乗字書きたる折紙に太刀馬にても腰の物にても添へて賜はるなりさて冠者より加冠の人に盃を進らせ引出物進むべし理髮の人も盃を賜り引出物賜り冠者にも盃參らせ引出物進むべし冠者の父よりも加冠理髮へ引出物あるべし元服の盃初獻は烏帽子親三度飲みて子にさす子三度飲みてさし置く時其

の盃一の下に重ねて中座に置く二獻は子三度飲みて烏帽子親にさす親三度飲みてさし置く時其の盃一の下に重ねて中座に置く三獻は親一度飲みて子にさす子一度飲むとき親より引出物を出だす子之を受けて戴き二度加へ飲みて親に返す親一度飲む時子より引出物を出だす親一度飲みて納むるなりとさて現今に於ては元服を行ふ必要なく従て是等の式は不用に屬すといへども成年に達したるを祝ふは一は本人をして責任の輕からざるを知りて自重の心を起さしめ一は父母が其の子の徴兵適齡にも達して國家の爲めに盡し得るに至れるを歡ぶ意を表する所以にして最も可然ことゝすされば例によりてその式に關する大體の私考を記るすべし

一 座敷飾

床飾 右床巾一間

掛物 源義家名古屋の關に櫻花を賞する圖

花 竹に白椿紫檀の臺に載す

置物 波間に龍珠を弄ぶ形

棚飾 透棚巾一間

上の棚 書籍

下の棚 食籠

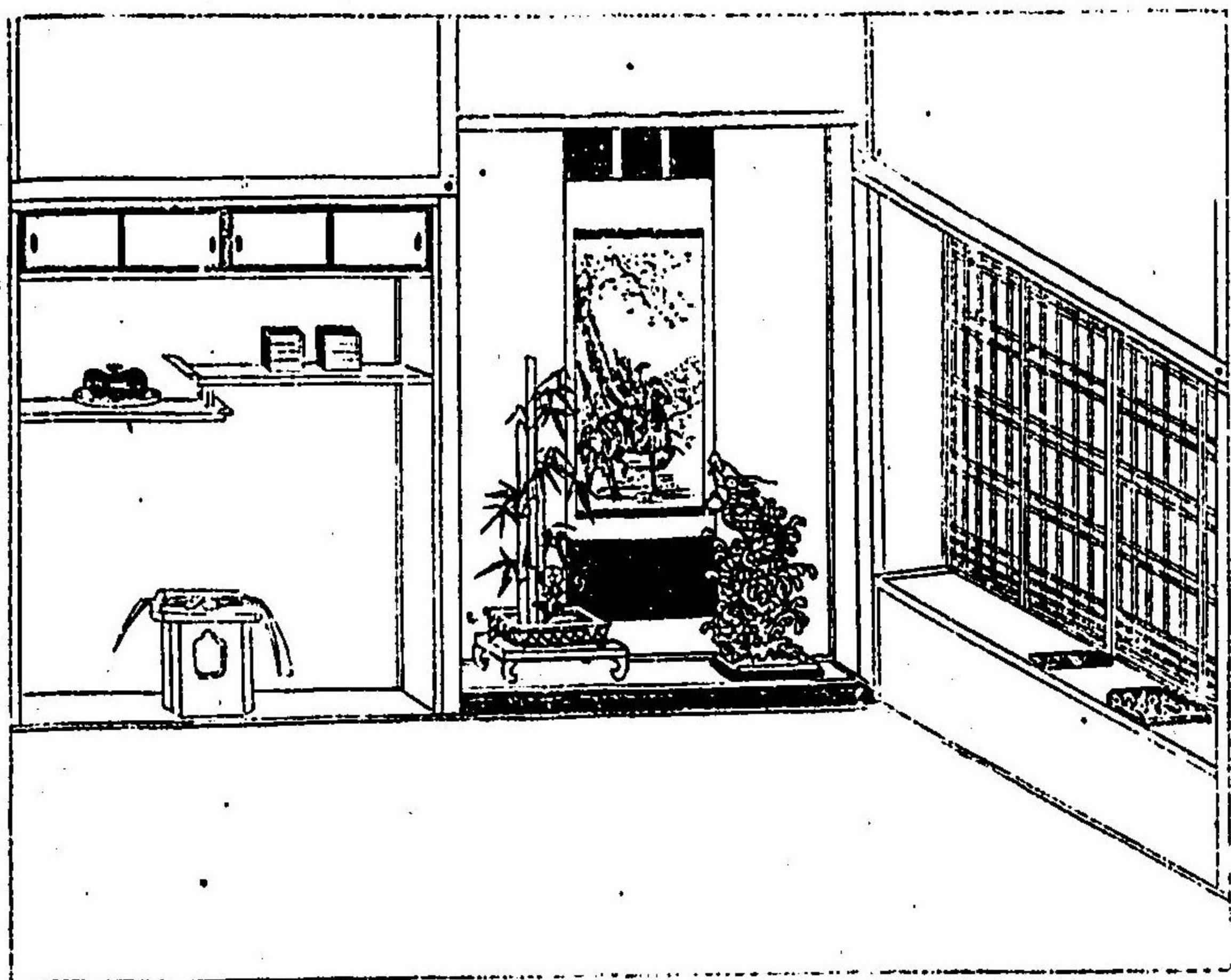
押板 熨斗三方側に名簿を置く

附書院 硯箱及び短冊箱

二 祝式次第

當日日本人は朝早く起きて手洗ひ口漱ぎ髪を梳り豫て新調し置きたる衣服を着し先づ神前を拜し次に祖先の靈を拜すべし此の時父母は定め置きたる座敷の上座に着くべし本人は下座より入りて父母に向ひ坐するとき役人熨斗三方を持ち出で父母と本人と

成年祝床飾の圖



の中央に置く相方互に會釋あるべし此の時父母より將來の心得方を教訓すべし終りて銚子三盃を持ち出で先づ父の前に置く父三度飲みて母にさす母三度飲みて子にさす子三度飲みて之ををさむ酌人中座に歸りて次の盃を上にして出で此の度は先づ子に進む子三度飲みて父にさす父三度飲みて母にさす母三度飲みて之を納む酌人また中座に歸り下の盃を上にして出で母に進む母三

度飲みて子にさす子三度飲みて父に進らす此の時父母より引出物あるべし子座を避けて之を戴き上座に置く是れにて式終るなりそれより家族親戚一同列席して宴會に移るなり

第八章 婚禮

嫁娶は人の生涯に於て最も重んずべきものなり而して其の禮の如き貴賤貧富に従ひて輕重繁簡の別あること素より其の所なるを以て古來傳はる所の實例悉く一樣ならず且つ其の制の今日に傳はれるものは何れも舊大名の家々に於て行はれたるものなれば普通の人の参考に供するに於て其の裨益素より少からずといへども其のまゝ取りて以て行ふに適せず故に別に當今中等人士の家々に於て行ひ得べき程度に従ひ私説の大略を附記せん

第一 夫家の心得

一 結納

四季草に曰く結納は古へ言ひ入れといふ縁組を言ひ入るゝなり

舅と頼み智と頼むの義にてたのみごもいふ雙方相互に約束を固むるなり今世は言ひ入れをゆひいれこいひ違へたる上に結納と書きてゆひなふさといふいよ／＼誤りなり云々婚禮推諫記に曰く縁邊落着の時吉日を撰びて智の方より縁女の方へたのみの祝儀を遣はすべしたのみの祝儀の進物の多少は智の分限により進物の員數に眞行草の格あり舅へは太刀馬或は馬代小袖肴姑へ小袖或は卷物錦類樽肴隠居方小舅等へも男女によりて進物あるべし縁女へは小袖帯三種三荷五種五荷も遣すべし其の外局姉添召使の女中等へもそれ／＼に隨ひ卷物白銀等遣すべし折紙目錄の料紙智の官録によりて大高檀紙中高檀紙小高檀紙等を用ゐるべし平士も婚禮には引合を用ゐるなり文字眞行互の位によるべし

(現今普通には奉書紙を用ゐるべし)

例

舅へ

進上

御太刀

一腰

御小袖

五重

御馬

一疋(代砂金
十兩)

以上

名字官

姑へ

しん上

御小袖

三かさね

たひ

一をり

こんぶ

一をり

するめ

一をり

御たる

二荷

以上

めうじ官

縁女へ

御小袖

五かさね

御お美

三筋

きじ	三十	こひ	三十
こんぶ	五十把	たひ	三十
するめ	五十連	御たる	五荷
以上			

右三段進物多き故認めやうにはかはりなしといへども之を眞の上といふなり鯛を昆布の前にも認め又昆布鯛とも次第するなり又鯛より前に鯉を書くこと山川海と次第する順なり

例

舅へ

進上

御太刀

一腰

御小袖

三重

御馬

一疋(代黄金
十兩)

以上

苗字名

姑へ

しん上

ちりめん

五卷

わた

十把

こんぶ

一折

たひ

一折

御たる

一荷

以上

めうじ

縁女へ

御小袖

三かさね

御お美

二筋

きじ

二十

こひ

二十

こんぶ

二十把

たひ

二十

するめ

三十連

御たる

三荷

以上

右の三段進物前より少きゆる眞の中といふ縁女への小袖帶樽に

御の字入れざるよしの説あれども結納には書くが法なりいまだ我家へ呼び入れざるゆるなり婚禮濟みては男より女房に御の字なし

白かね 二百兩 上臈方へ

白かね 百兩 御局へ

白かね 百兩 御姉添へ

白かね 千兩 總女中へ

白かね 拾枚 輿添へ

右嫁の供の女房へは杉原一重横にをり此くの如くしたゝむべし
目録に一箇條ある時は以上は書かず品により小袖卷物結綿等に樽を添へ候て二箇條もあらば以上は書くべし

結納の口上聶の父存生の時は兩口上といふ古實あり兩口上といふは聶の父より今日吉日につき結納の祝儀までに子息何某より

何々の御息女へ結納の祝儀目録の通り進上申し候ふといふなり
又自分の時は今日吉日につき結納の祝儀目録の通り進上申し候ふといひ遣るべしかやうの時長口上は無益なり尤も聶より縁女へは口上にも及ばざるなりと

右に擧げたる例は至極鄭重なる式なれども貴人富豪の人にあらずれば之を實際に行ふこと能はず故に其の人相互の身分と現在の状態とに應じて随意に取捨採擇すべし即ち先づ男女雙方に於て媒酌人の周旋により熟慮精査の後いよく縁談成立するに至らば夫の方より結納の使者を送り且つ祝儀の進物を贈るべし使者は家令家扶執事等の者を適當とすれども是等の召使なき家に於ては親戚又は懇意の人の中にて身柄關係等一段卑くして相當の人あらば之に托するもよかるべく又は媒酌人相互の間に立ちて品物の交換をするもよし然し媒酌人と嫁娶兩家の關係身柄に

もよること勿論なり。こす祝の品は相互の貧富地位等により七種五種三種等相當の品物を見はからひて定むべし。又略しては目錄に品物料を添ふるも妨げなし。今左に目錄の書方及び品物の積方等の圖を掲げて参考に供すべし。

但し目錄の折方は六つ半に折るべし。又舅姑への贈物あらば奉書紙を横に二つに折りて認むるもよし。贈物は何れも白木の臺に載すべきなれども略する時は廣蓋を用ゐるも可なり。然れども魚鳥類は猶白木臺を用ゐるべし。

しん上	
小袖	一かさね
はかま	一腰
おび	一すぢ
こんぶ 或は茶	一をり
たひ	一をり
壽留女	一をり
多類	一荷
以上	

しん上	
小そで	一重
はかま 或は帯一筋	一腰
たひ 或は茶	一をり
壽留女	一をり
多類	一荷
以上	

しん上

おび

一すぢ

壽留女

一をり

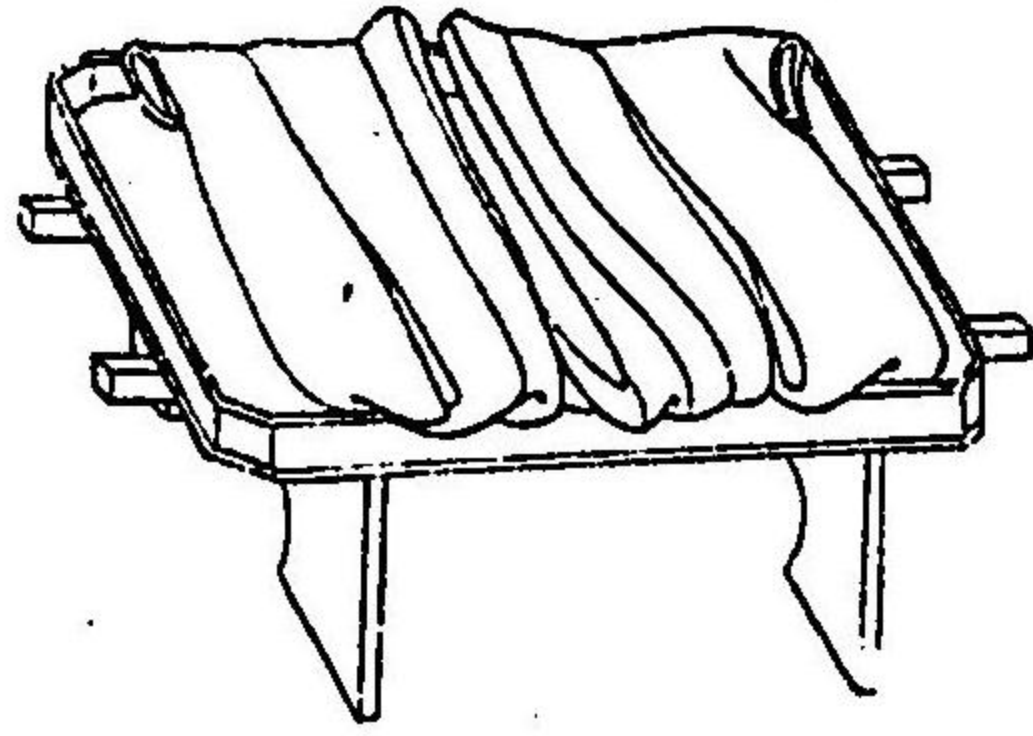
多類

一荷

以上

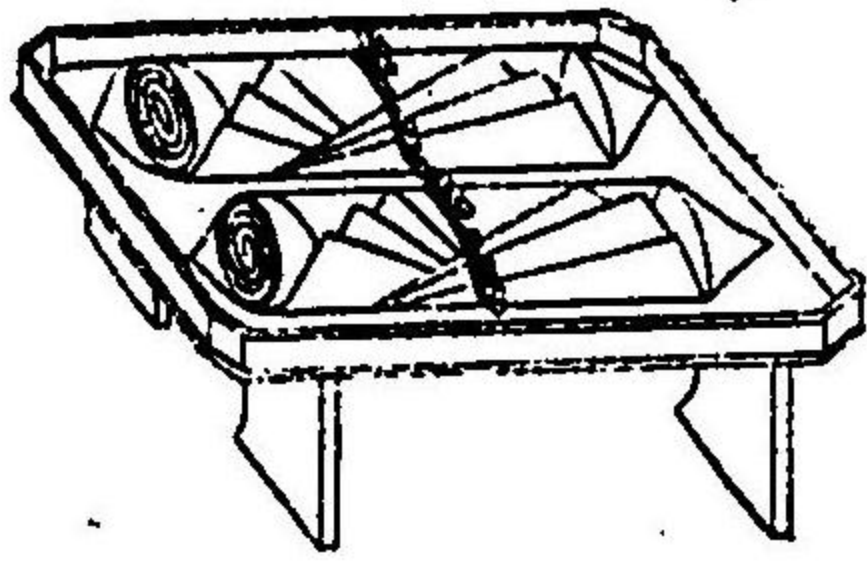
小袖

上



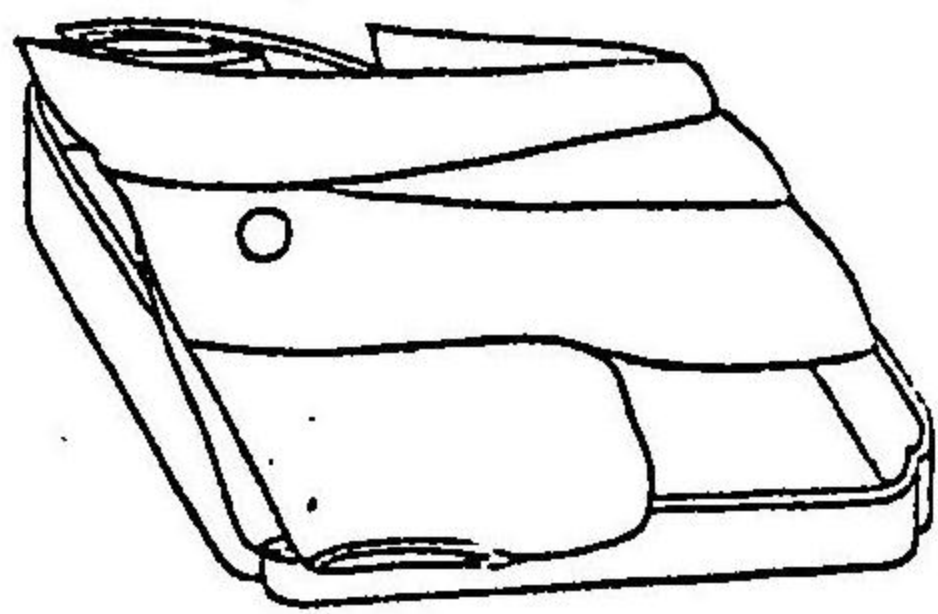
帯

上



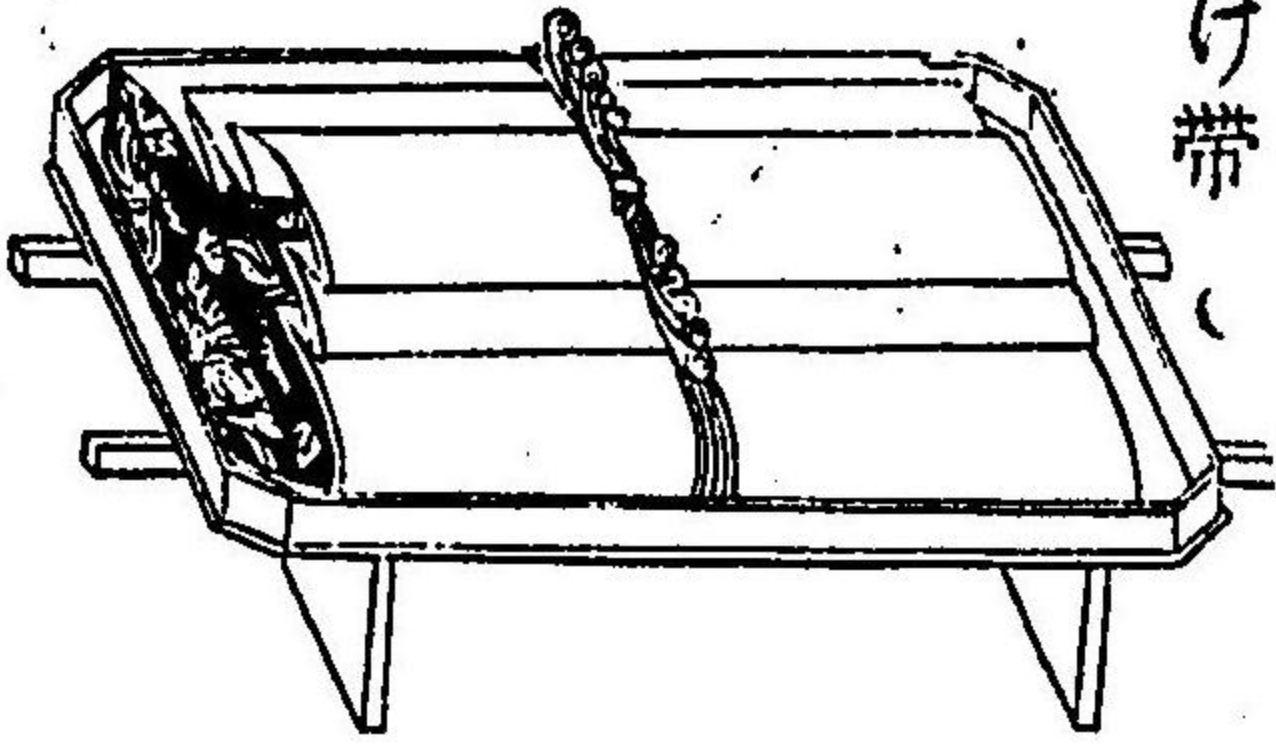
小袖

上



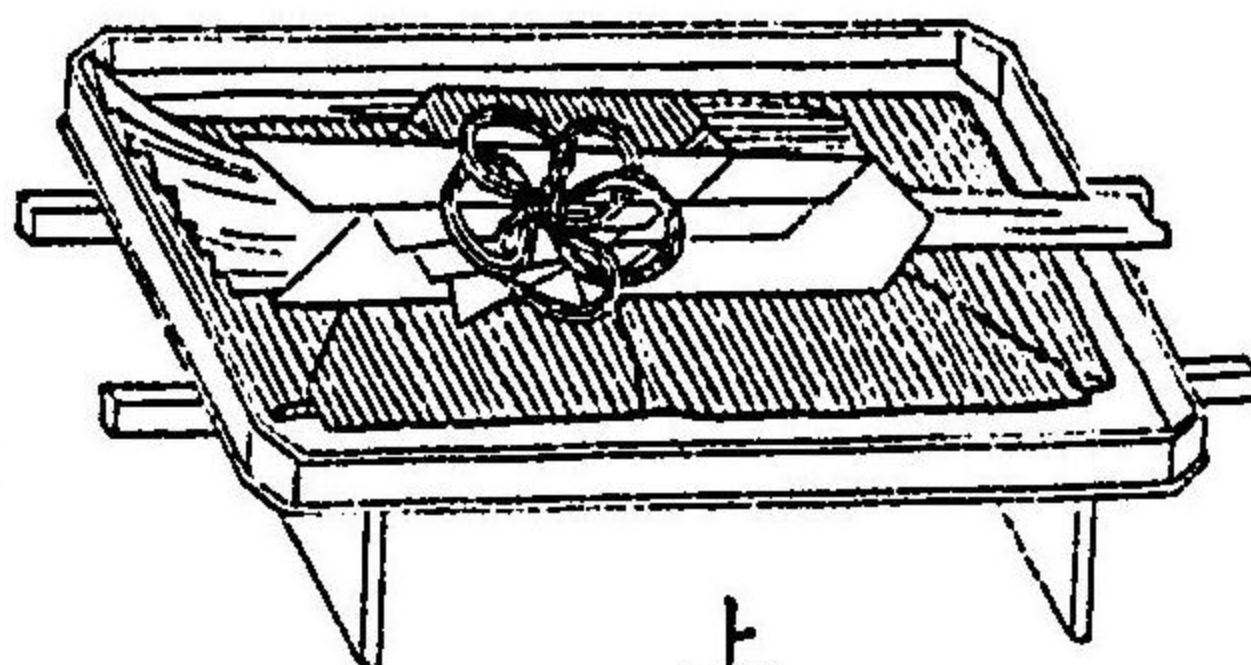
くけ帯

上



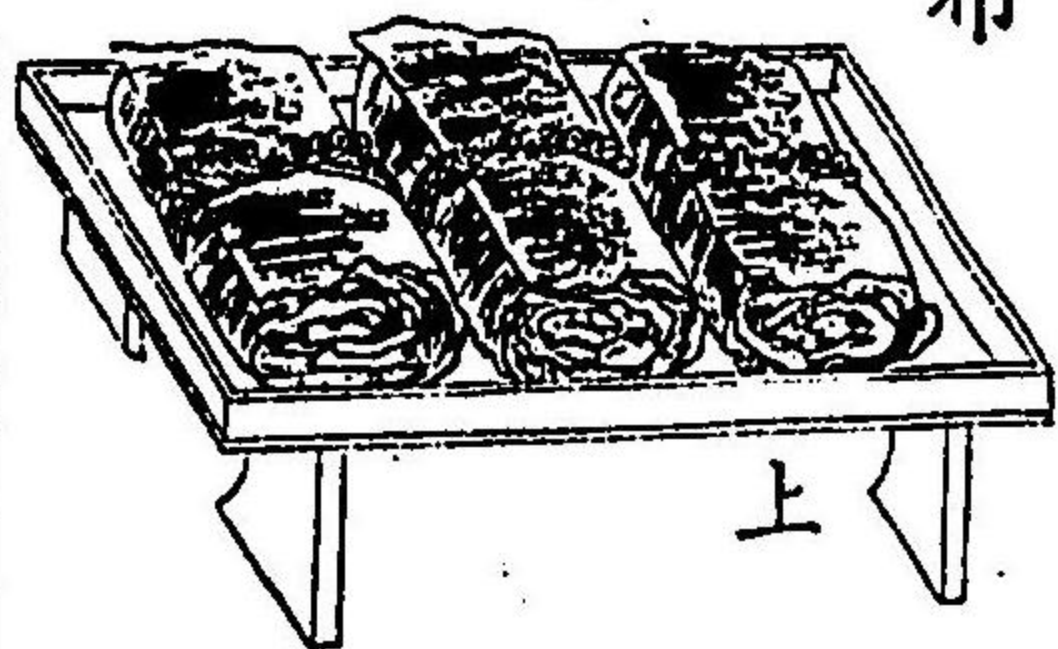
袴

上



昆布

上



進上

生絹

一匹

御樽

一荷

以上

婿名

しん上

眞綿

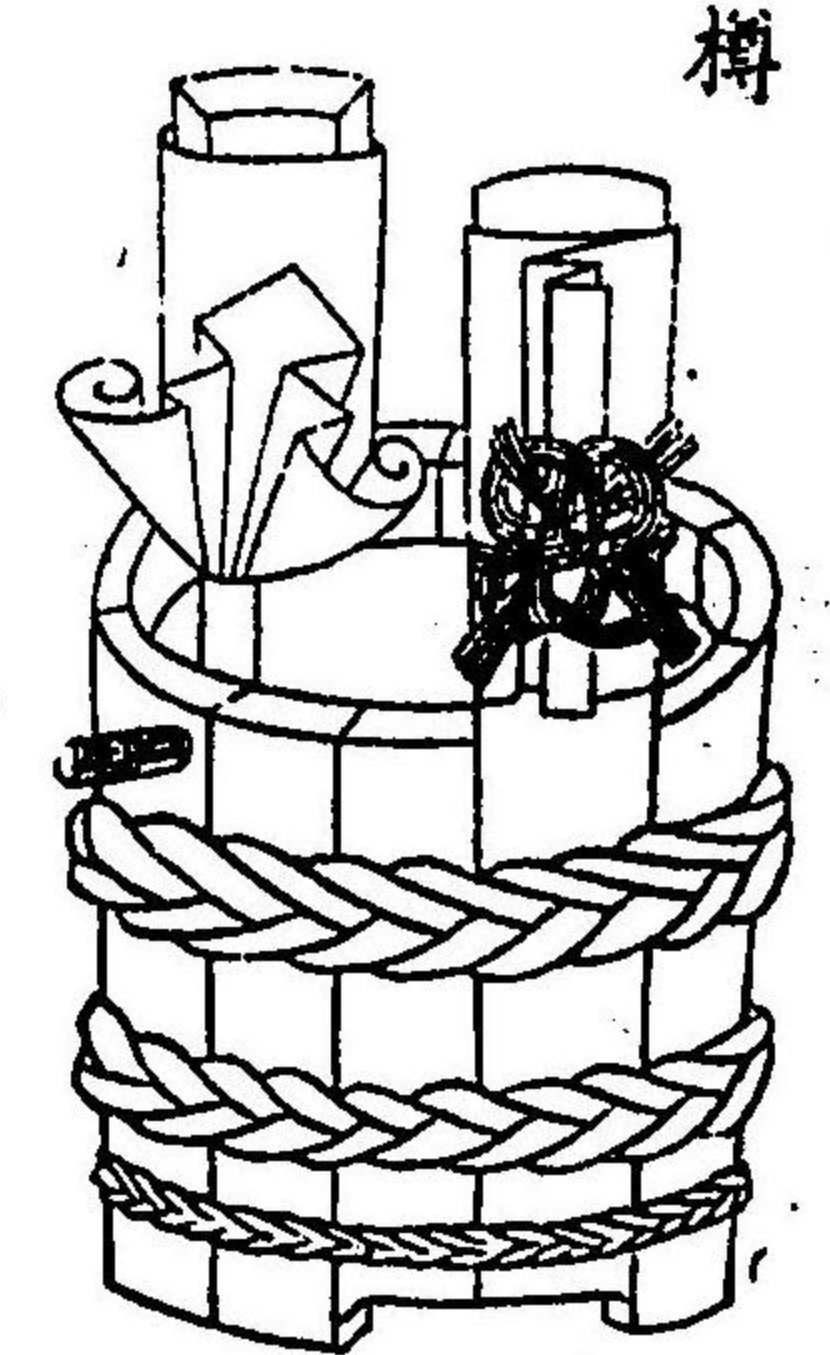
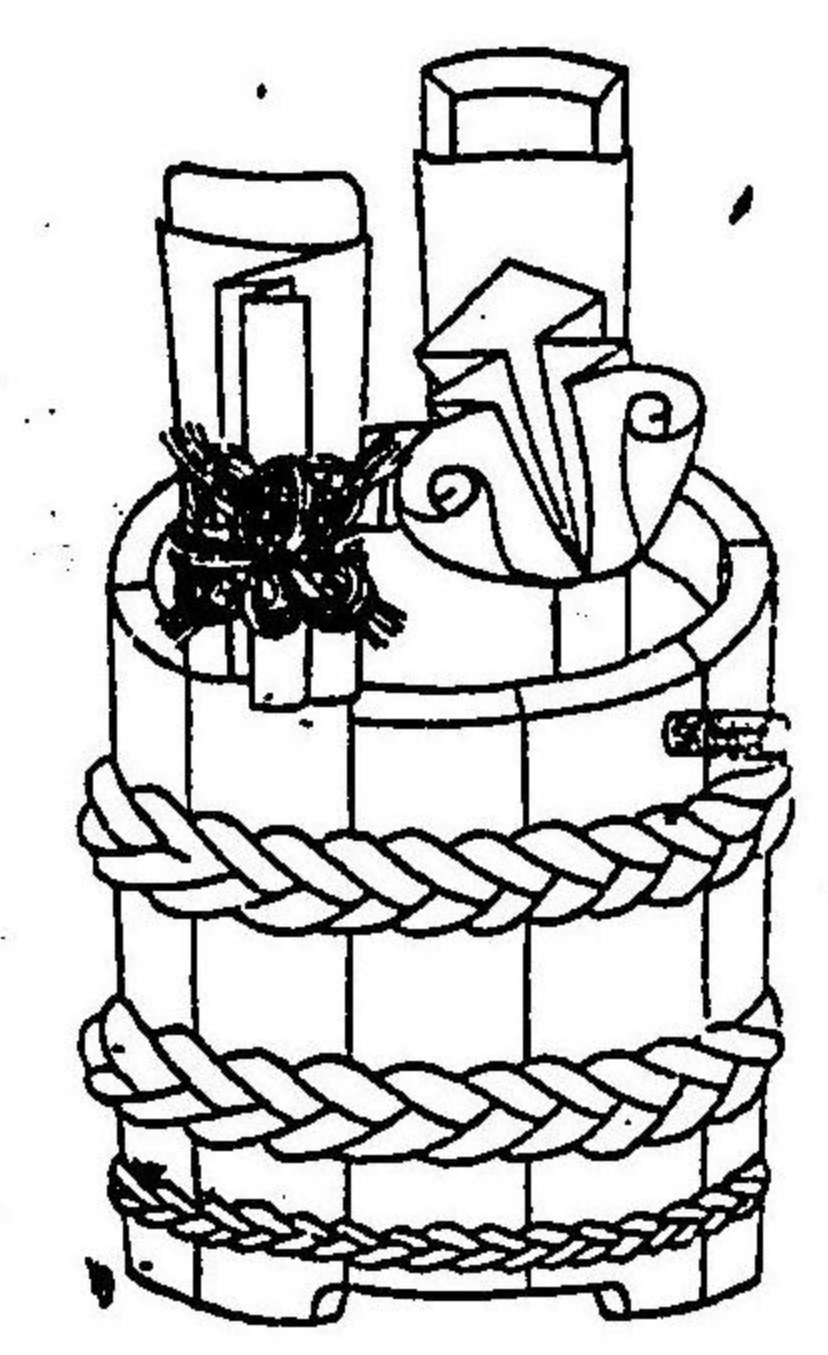
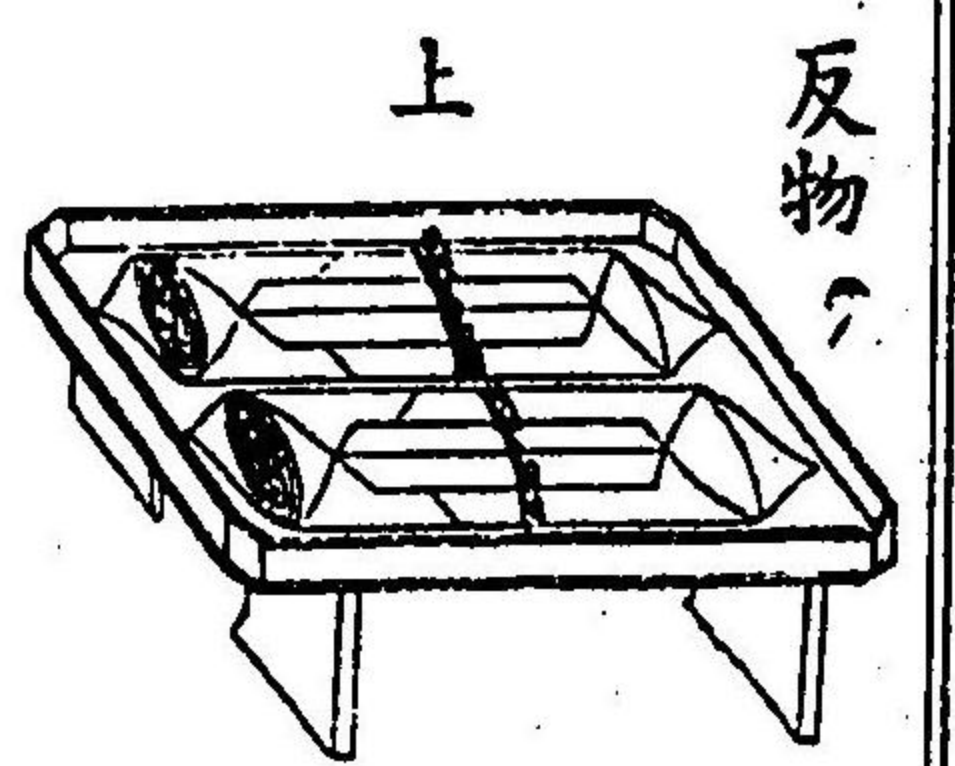
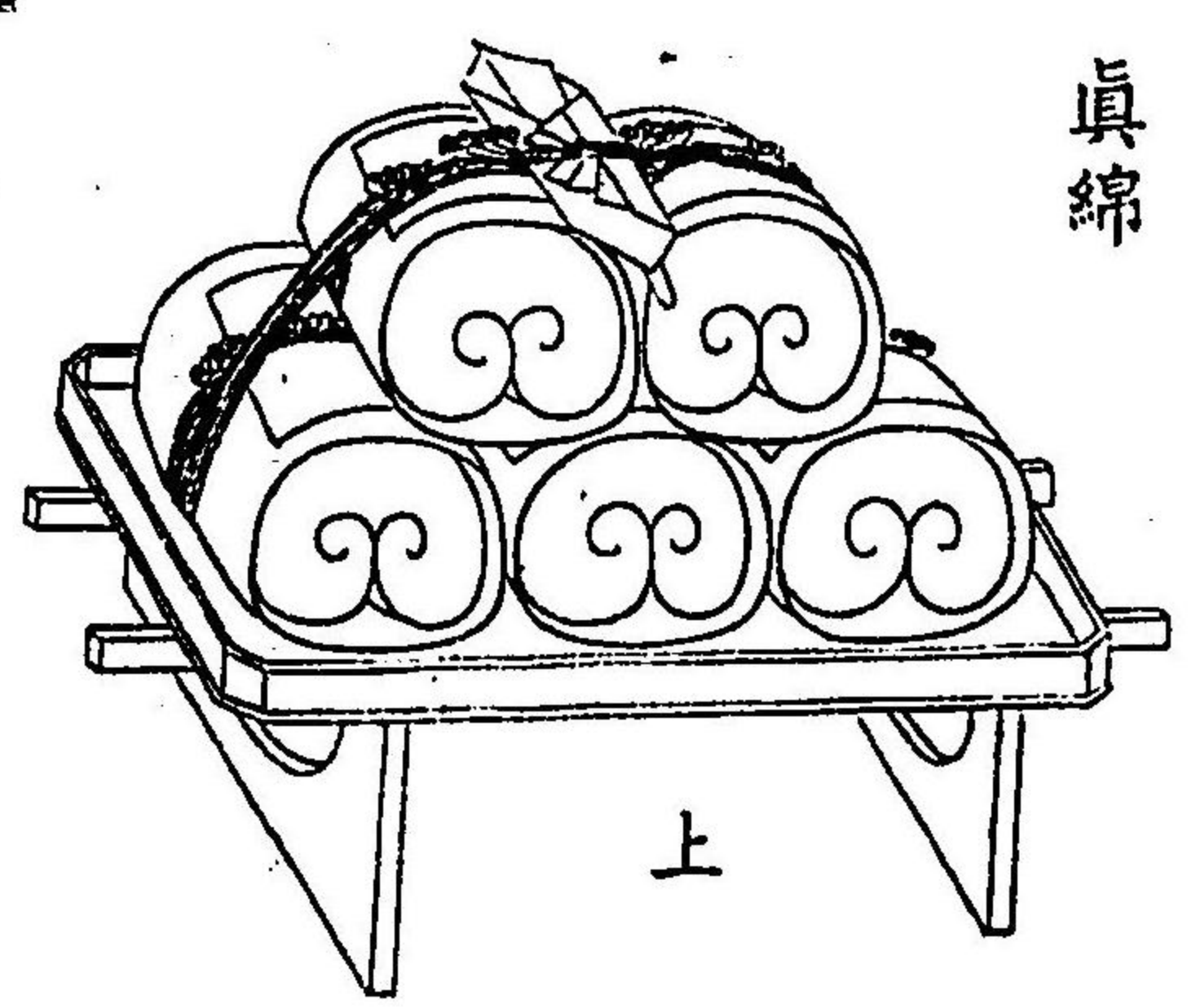
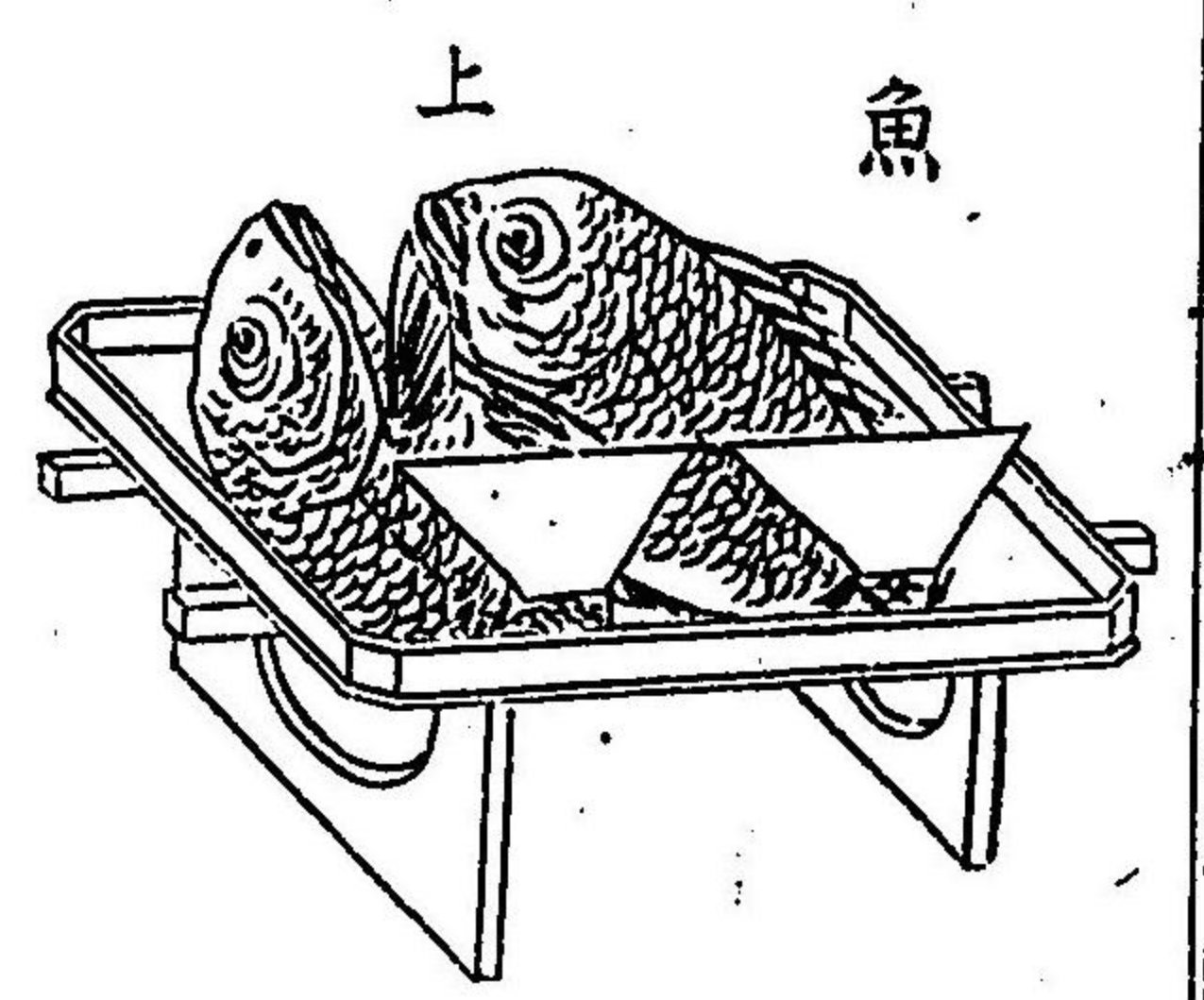
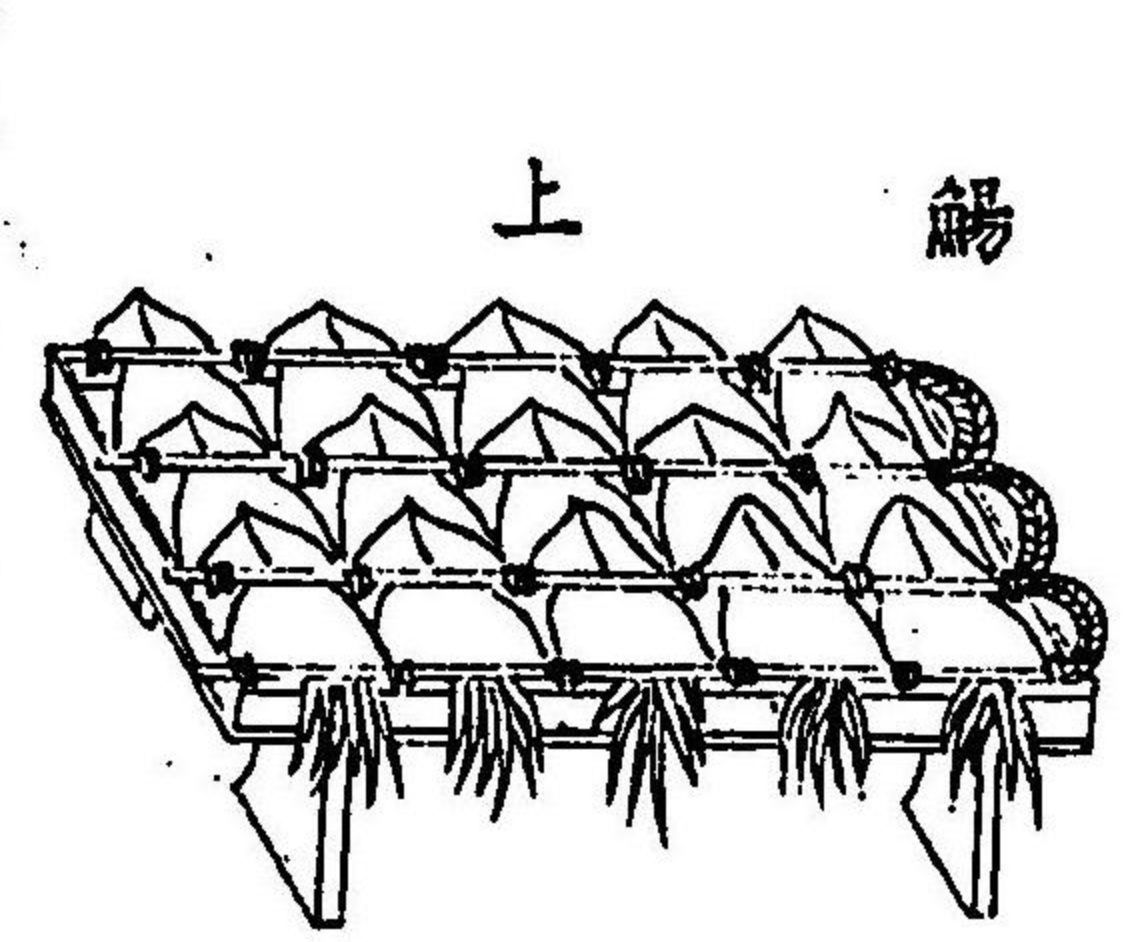
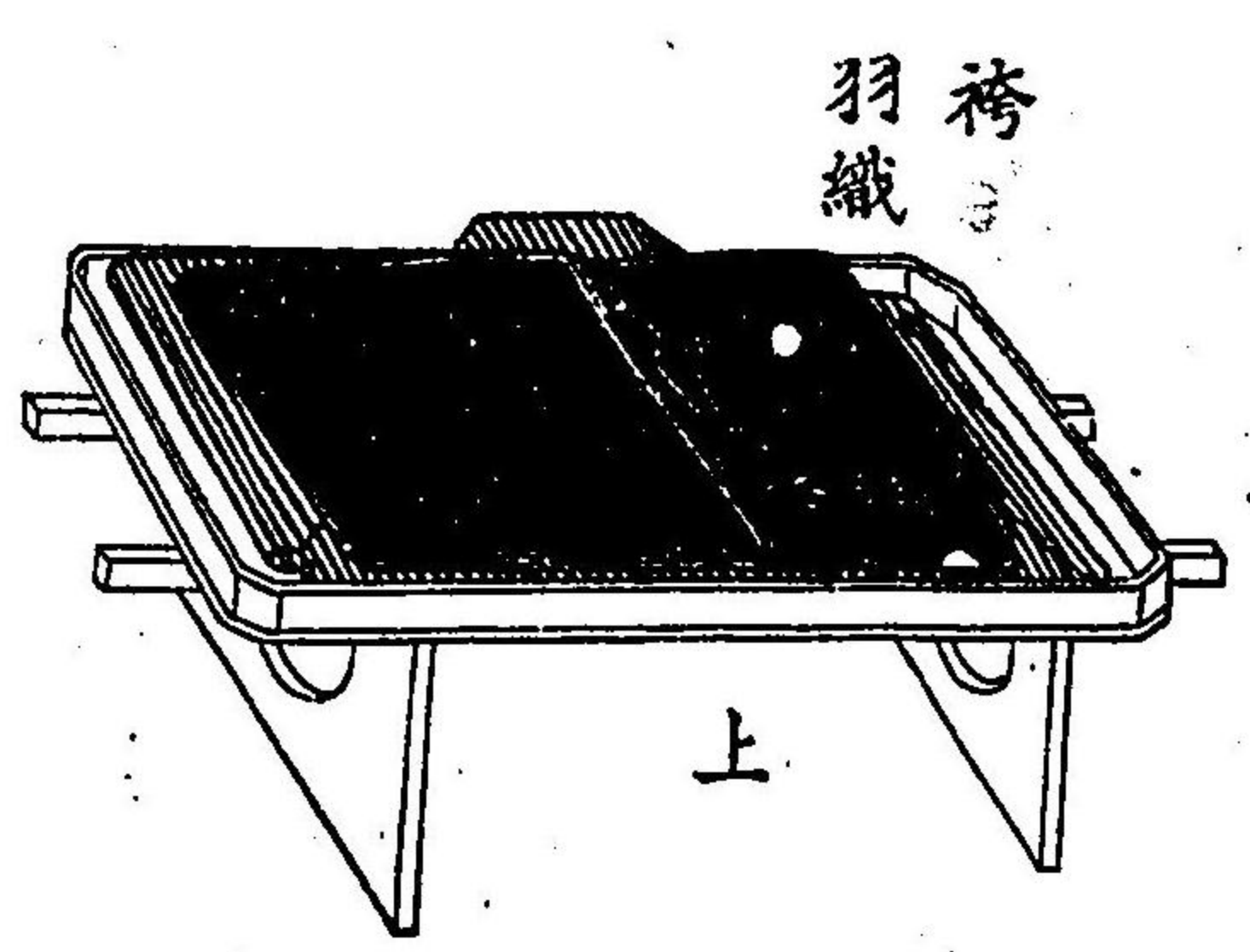
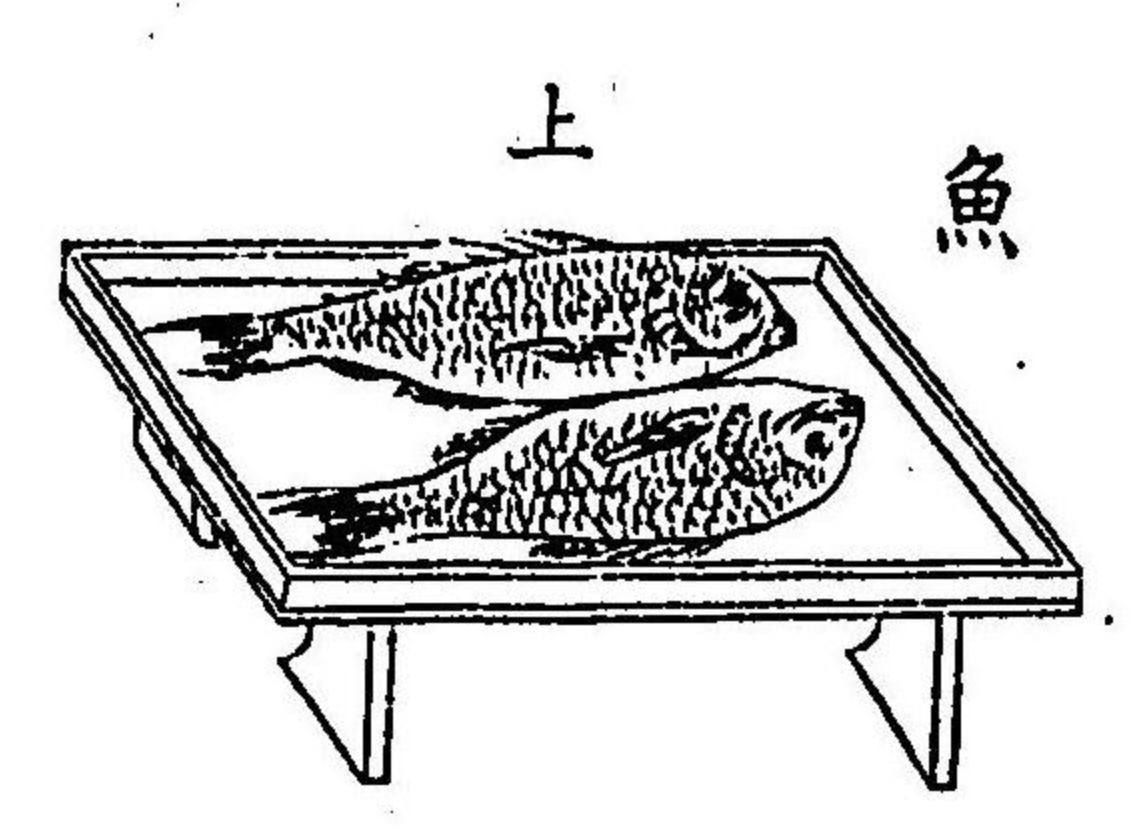
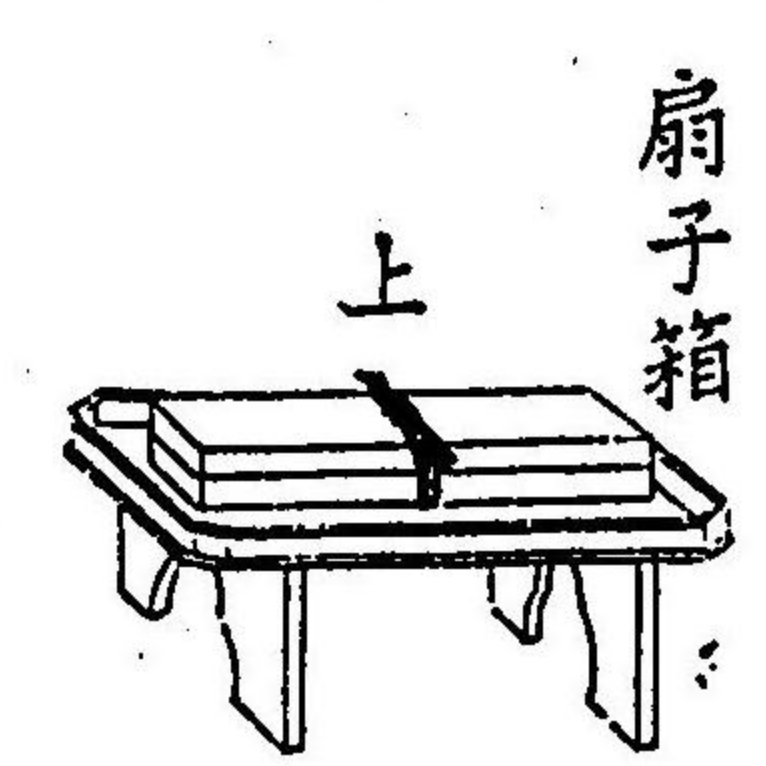
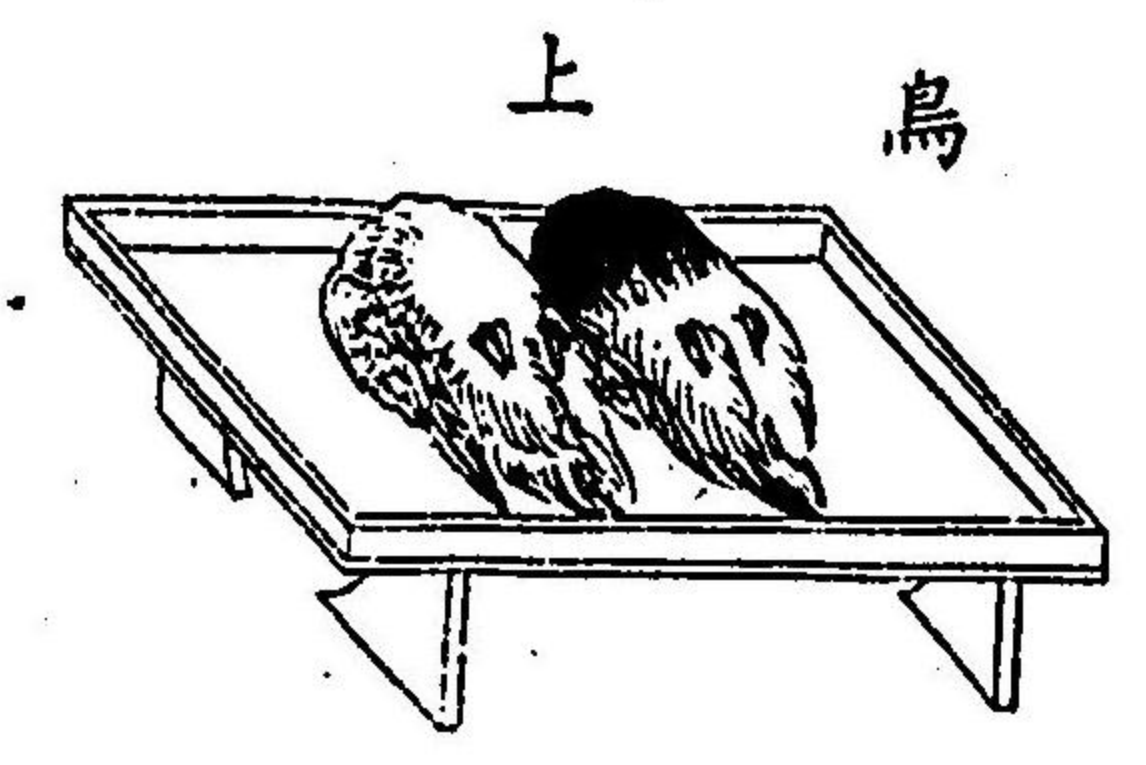
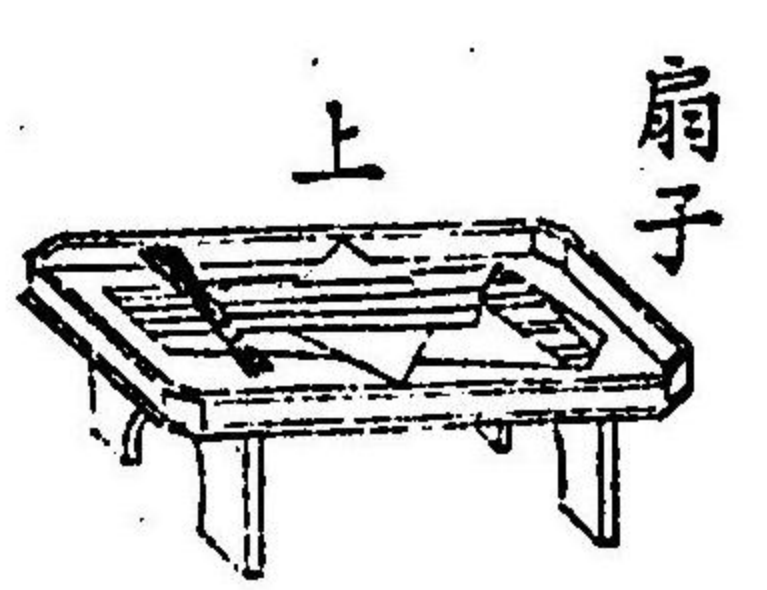
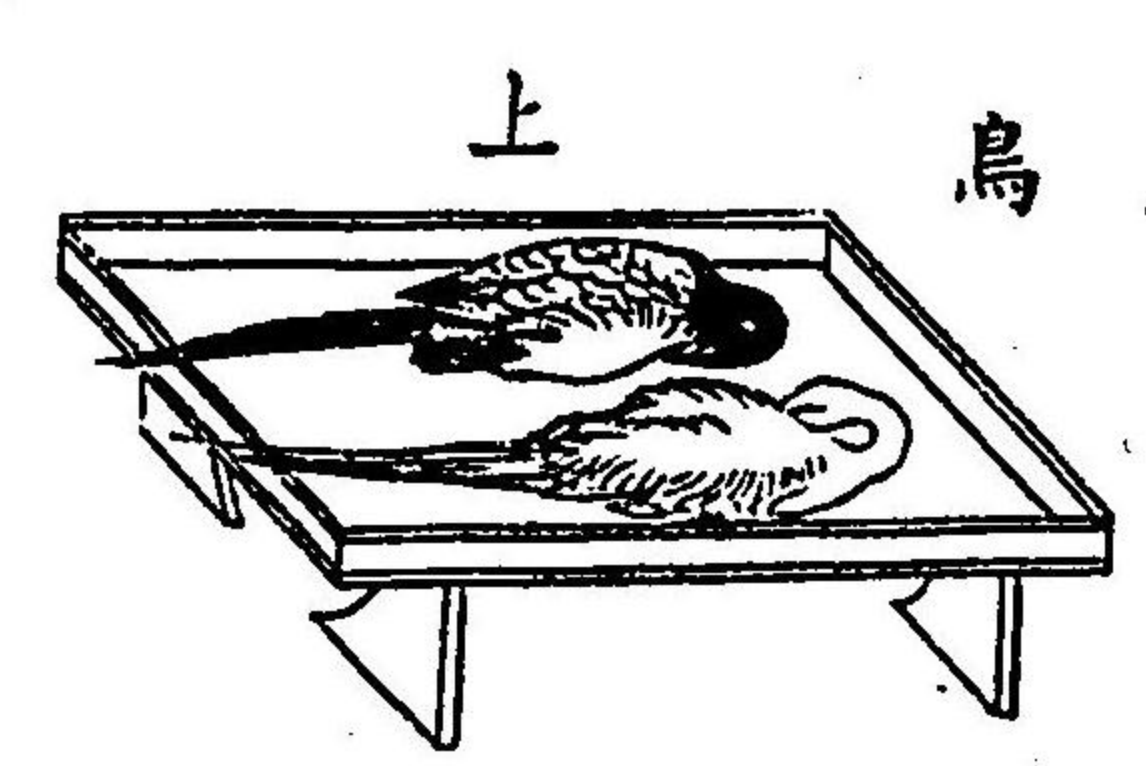
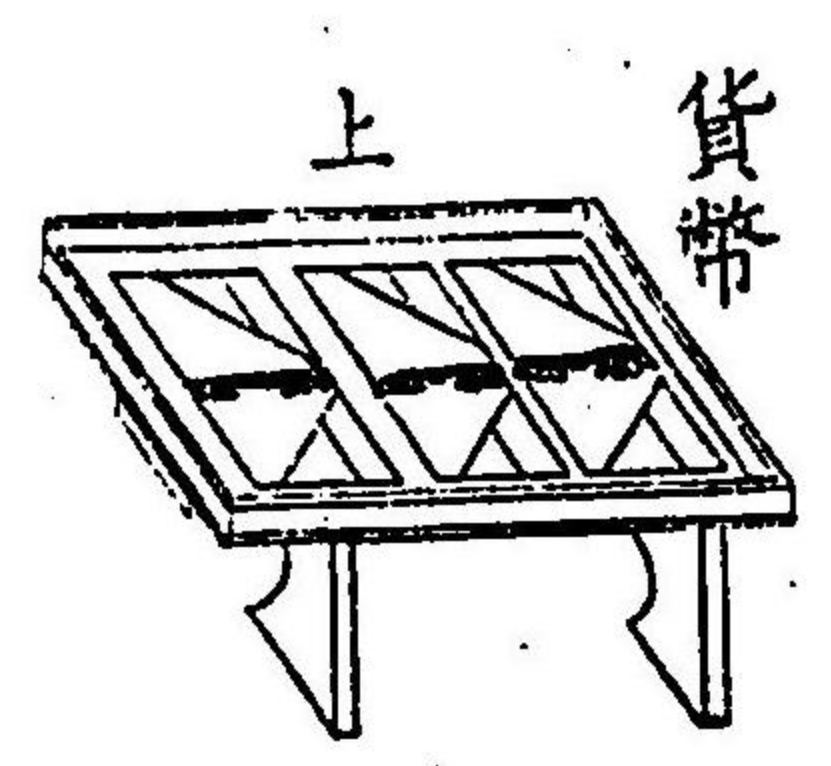
一屯

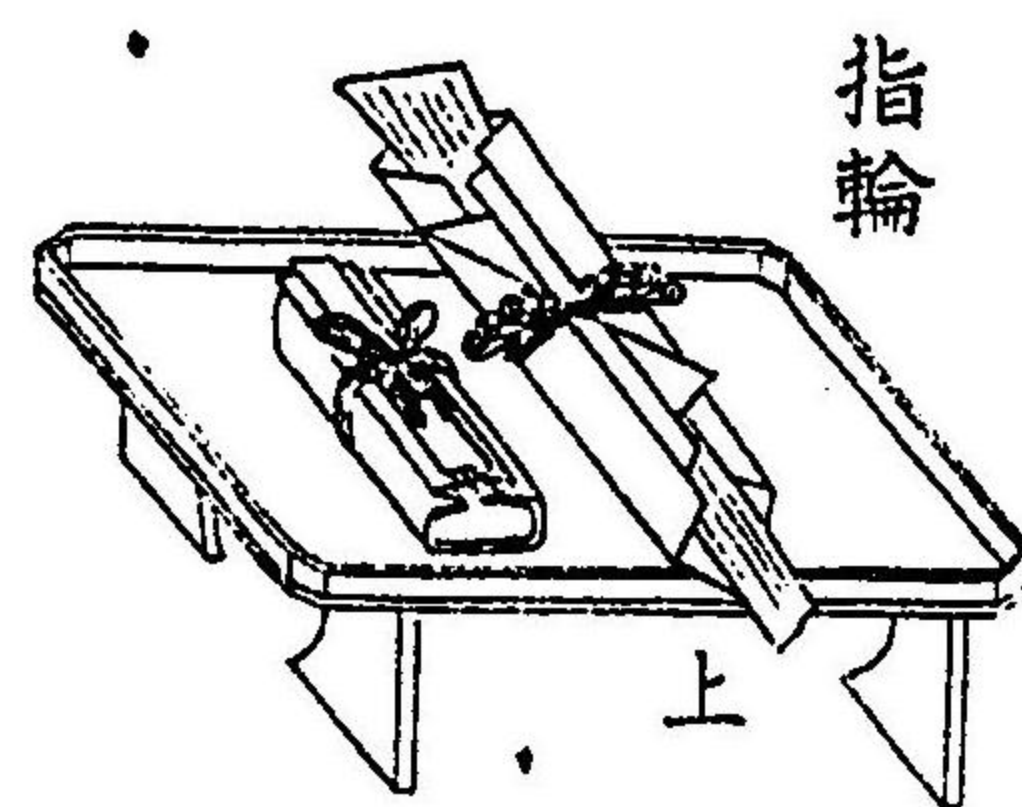
御たる

一荷

以上

むこの名



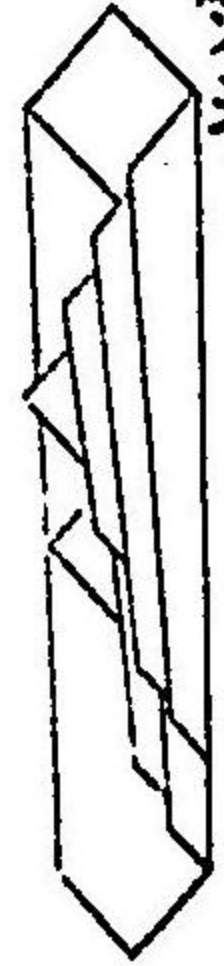


指輪

結納熨斗



長熨斗



二 日時

結納の式已に終りたらば婚禮の日時を定むること必要なり昔は専ら日の吉凶を撰びしかども今はやうく是等のことも不用になりゆきたれば只雙方協議の上にて差支なき日を選び定むべし然れども何れか一方に於て猶舊習を守り日の吉凶に拘泥することあらば強ひて之に逆ふはよろしからず又公の祭日及び私の忌日等は憚り避くるをよしとす又刻限は日没後に禮を行ふこと普通なり今左に一二の古言を記して證とすべし婚禮問答に婚禮の刻限午の中刻本儀にて候哉といへるに答へて

婚禮は古より夜有之事に候ふされば門火たき候ふ法式もこれある事に候ふ晝の婚禮古は曾てこれなき事に候ふと又貞丈雜記に曰く婚禮は夜するものなりされば古法婚禮の時門外にて篝火たく事上薦紙燭をさぼして迎に出づる事舊記にあるなりもろこしにても婚禮は夜なりされば婚の字は女へんに昏の字を書くなり昏はくらしとよみて日ぐれの事なり然るに今大名などの婚禮専ら午の中刻などを用ゐること古法にそむきたる事なりとあり但し大名などにて行はるゝ禮は鄭重にして複雑なるが故に正午よりするも猶優に夜に入ることなれば正午を撰びたるものなるやも知るべからず故に式の大小輕重に従ひ諸事總べて夜十二時以前に終了するやう考へて定むるを可とす且つ實際に於ても夜を用ゐること便宜なるべし

三 準備

婚禮の日時已に定りたる時は速やかに迎入の準備に取りかゝるべし即ち先づ彼是の身分に應じて禮の輕重を協議し其の大様を定め然る後家室の都合を考へて或は新築或は修繕等を要する時は夫々是をこり急ぐべし其の他屏風夜具等より家内衣服の調製及び當日用あるべき室飾床飾の調度並に儀式に用ゐる一切の器具等こり揃へ事缺かざるやう用意せざるべからず又當日仕用すべき人數をも考へて其の役々をもかねてより申しつけ置くべし特に酌にたつべき女房には習禮せしむること必要なり又かねて待女房を頼み置き諸事其の指揮に任すべし待女房は昔は婿方の家來の老女を用ゐたれども今は縁者の妻女姉妹等然るべき人を選びて之に托し又略しては媒酌人の妻を依頼することもあり婚禮中の最も重き役にして諸事を裁斷することなれば事なれたる人をよしとするなり婚禮法式に曰く待女房は一かごの

御人のする事なり一族の衆か又は隨身の女房たるべし然らざれば家老の妻たるべし物の巧者なる女房のすることなり年ばへなる人然る可きなり御料人の傍に居て萬御差圖さし引き取り持たせられ候ふ間若輩初心の人はいかゞたるべしこ婚禮前日歟又は二三日前に嫁の方より荷物送り越したる時は不都合なきやう鄭重にこり扱ひかねて定め置きたる場所に其のままに入れ置き先方の人のなすに任せ妄りに手なご觸るべからず且つ之を送り來りたる使者並びに人夫等へは夫々酒肴を出し又は祝儀の目錄を遣はすべし又當日嫁の到着せし時暫時休息せしむべき控室をしつらへ置きこゝにて身づくろひをなさしむべし尤も化粧室の設け別にあらばそこにて休息せしむべきなり

四 座敷飾

入輿當日には朝よりして家の内外を掃除し祝の間を始めとして各室の裝飾に取りかゝるべし先づ祝の間にては床飾を以て主なるものゝす類聚婚禮式に曰く床の間天井等紅白水引を掛け丸鏡二面掛く水引には練絹を用ゐる近代唐綾幸菱綾織紋綸子紗或は白平絹白練絹に寶揃を白畫に畫きたるを用ゐる上に横たへたる一幅を天井舂といひ左右の柱に附け垂るゝを水引舂といふ白と紅と二通りなり合盃の内は白色直しの時は紅を用ゐる水引は表白綾幸菱の織紋裏は白平絹とす天井舂に夫婦の御紋三つ打つなり乳十六友切を用ゐるさて又掛け様は先づ紅水引を掛け其の上白白水引を置く御合盃濟みて上の白水引を取り納め紅水引にて色直しあるなり略は紅水引を略し白水引にて合盃色直しとも用ゐることもあれども略儀なり懸鏡をも略する事もあり云々と床の中央には奈良蓬萊を置き其の左に二重臺右に手掛臺を置く

次に瓶子一對雄蝶を二重臺の左の少し前に置き雌蝶を手掛臺の右の少し前に置く次に置鳥置鯉を置く置鳥は瓶子と二重臺の間の少し前に置き置鯉は瓶子と手掛臺との間の少し前に置くなり次に三つ土器白木三方に載せ床前正中に飾り銚子を其の左に提子を其の右に置くものゝす是れを眞の飾と稱へて最も鄭重なるものゝす女のしつけにもまた左の如く記載せり曰く床には白綾あるひは白地の紋絹をしき天井より床のおこし垣まで純子の水引をかけ掛物をかけず正面に臺の物其の前の右の方に置鳥左の方に置魚をすゑ其の前に箸初の臺を置き其の右に銚子左に提子を飾るもあり臺の物は所謂蓬萊の臺とて蓬萊山にかたごりたる物なり平常用ゐる島臺と同じ様なれども作物は三つの山に松竹梅鶴龜なごなり置魚は贄を奉る意にて古は魚の中にては鯉を賞翫し鳥の中にては雉子を賞翫するが故に此の二品を用ゐること

こはなりぬこは後世の鯛鶴と同じ心なりさて此の二品は生にて据うる筈なるを暑き時などは腐敗し易ければ間々作物にしたるにそれが例となり今世に至りては實物は更に用ゐぬこと、なれり瓶子は木にて作り漆にて塗りたるものあり錫などの金にて作りたるもありて其の口は紙にて作り挿すも覆ふもあり銚子と提子は松と山橘とに蝶の折形をつけ柄も紙にて包むなり松はいつも色かはらず年を多く経べく山橘は冬に至りても雪霜を凌ぎめでたきものなればつくるといふ蝶も蠶の蛾にかたざれり交番むつまじく子を生むものなれば子孫繁榮にこるといふ又松山橘にかふるに梅桃橘などを以てするとなり一體此の飾を上につくるは敬のため塵うけをなす意ならんこ

右は婚禮の座敷飾として最も鄭重を極めたるものなれども斯くの如きは容易に行はるべきものにあらざるが故に今左に二三の

例を舉げて参考に供すべし

祝の間には通常床に二幅對又は三幅對の掛物をかけ中央に瓶子一對を三方に据ゑて置き其の前に熨斗三方をすゑその右に銚子左に提子を置くなり又或は床の正面に伊弉諾伊弉册の尊の尊號を掲げ中央に鏡餅左右に雄瓶子雌瓶子を置き前中央三土器その右に銚子左に提子を置くもよし猶略する時は床の中央に鏡餅を置き餅の上に昆布栗熨斗を置き餅の兩脇に瓶子一對を置くも可なり右何れも三方に載するものご心得べし

遠棚の飾付には定りたることなしといへども今其の一例を舉ぐれば中央床右袋戸三重棚左地袋遠棚と假定して右の方中央上の棚には手鑑軸物等を飾り右に香具左に重香合棚下へ小繪を掛け其の前に小花瓶を置き左の方遠棚上の棚には臺天目下の棚には茶壺(肩衝の類)盆に据ゑて飾る地袋の上には料紙硯箱を飾るの類

なるべし

五 到着

昔は入輿の行列ごとく、しく諸道具等にも種々定りありて長刀挾箱は勿論鄭重なる式には琴三棚即ち御厨子黒棚書棚及び之に屬する諸道具貝桶天兒衣架等は必ず持つべきものと定まり居り其の扱ひ方及び受取渡しにも夫々方式あり又輿の受取渡しにも定まりたる法式ありて之を行ひたり

婚禮法式に曰く婚迎の時男方にても門火を焼き申す事古法にて候ふ輿の門に入る時あかりを見せ申さんために焼き申す總べて餘りあかくあるまじく候ふ門火といふは篝の事なり火はおぼろげにあるべきこと法式なり輿の入り候ふ右の方をあかりちこ強きやうにたくべし左は細くたくものなり

又曰く御料人御輿より下りさせられ候ふ時は御料人方の大上藤

局先へ参り御輿を待ちかけ御輿より下りさせられ候ふ時御かいしやくあるべし男方衆はかまひ申さず候ふ又曰く御料人御輿より下りさせられ候ふ時男方より御迎に出で候ふ女房衆の事待女房男方の中藤兩人紙燭をこもし持たるべし大上藤小上藤局御迎に出でられ候ふ中藤兩人紙燭をこもし御輿の兩の際へ参られ候ふ事故實にて候ふ其の時らふそくなごはなか／＼あるまじく候ふ其の外には火をこもし申さざるなり男方の女房衆此の外には御迎には大勢は参られ候はず候ふ待女房は御料人御輿より下りさせられ候ふところまでは出でられず候ふ御迎にも一間程出でられ候ふ座しきの内にて待女房出で迎へ先きに立ち御案内申し先づ御休息所へ案内申し休息させ申すべし紙燭をば兩人ともに消さる可きなりさて待女房先きにたち祝言の間になほし申され候ふよろづ待女房のさし圖次第酌通ひの女房も待女房の御衆出

だされ候ふ是れ法式なり

又曰く御迎に出で候ふ時待女房をはじめ其の外の女房衆そこに
て御料人へ詞かけ申すことこれあるべからず御料人方の女房衆
と男方の女房衆と互に目出たう候ふなごまでたるべし又は道路
遠く候うてなご相應の挨拶あるべし御料人に詞掛くることはな
き事なりとあり但し待女房出迎のことは其の人の身分によりて
輿の所まで出づることもあるなり伯母姉なご目上の人ならば本
文の如くなるべしさて當今は輿ならねば輿まで入るゝことはあ
らず故に待女房及び其他の女中ごも立關まで出で迎へさて休息
所に案内してこゝにて化粧髪容等かいつくろひ暫時の後祝の座
しきへ案内して設けの席に就かしむべきなり
婚禮推諫記に姫の輿より下り給ふ所まで男迎に出で輿へ手をか
け候うて嫁を輿へごもなひ給ふ事も古法にこれあり是れ陽往き

て陰を誘ふ禮法なりもろこしにては男迎に往く事ありと古書に
も見えたり近代男迎に出づる事世以て稀にして待女房を迎に出
だすことゝなれり待女房は輿の姉妹親類の内を用ゐること見え
たり源氏物語にも女三宮六條院へ参り給ふ時院親ら出で迎へて車
より下し奉り給ふなごあれば唐土親迎のあごによりてかゝる禮
をも行ふにやさされご婚禮問答貞丈雜記なごには之を難じて左の
如くいへり

婚禮問答に曰く御輿入候ふ時掣殿御輿に手を添へられ候ふ物に
て候ふよし申し候ふ如何(答)左様の事古法にはこれなく候ふ下々
にて左やうのこご致し候ふやうに聞き及び候ふご貞丈雜記に曰
く婚禮の時輿入るを見て掣殿出でゝ輿に手をかくるものなりと
て今世上一統にかくすることあやまりなり輿受け取る役人もな
き程のいやしき人は自身さやうのこごもすべし大名其の外歴々

はこし受け取る役人ある間其の儀に及ばざるなりといづれもこ
ごわりなきここにあらねば其の人の所好に従ふべくや

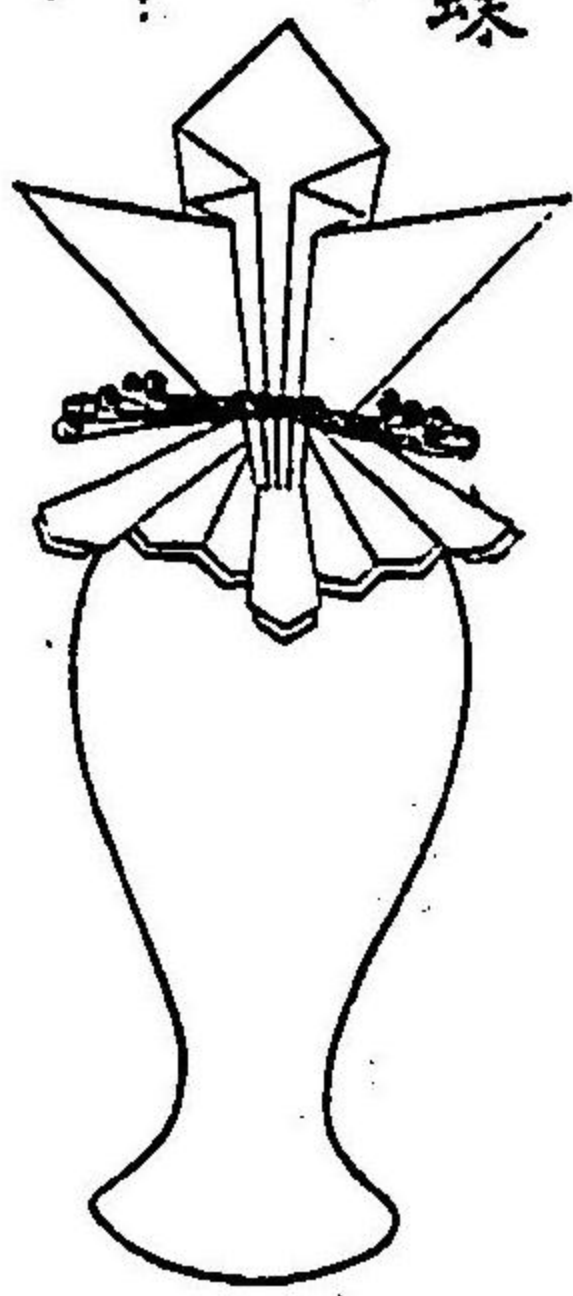
六 祝式

婚禮三冊の書に曰く主殿座配の事男は客位の方へ褥を敷き女房
は主位の方へ褥をしき待女房局は小笠原にても聳方の下の方に
着座するなりたごひ伯母姉を待女房に用ゐるごも聳より下座が
よし主位は床より右客位は床より左なり然れごも勝手の付き様
にて主位客位違ふ事もありごかく庭のある方を客位ご定めたる
がよし待女房の座は武田流は婦の座の次なりご

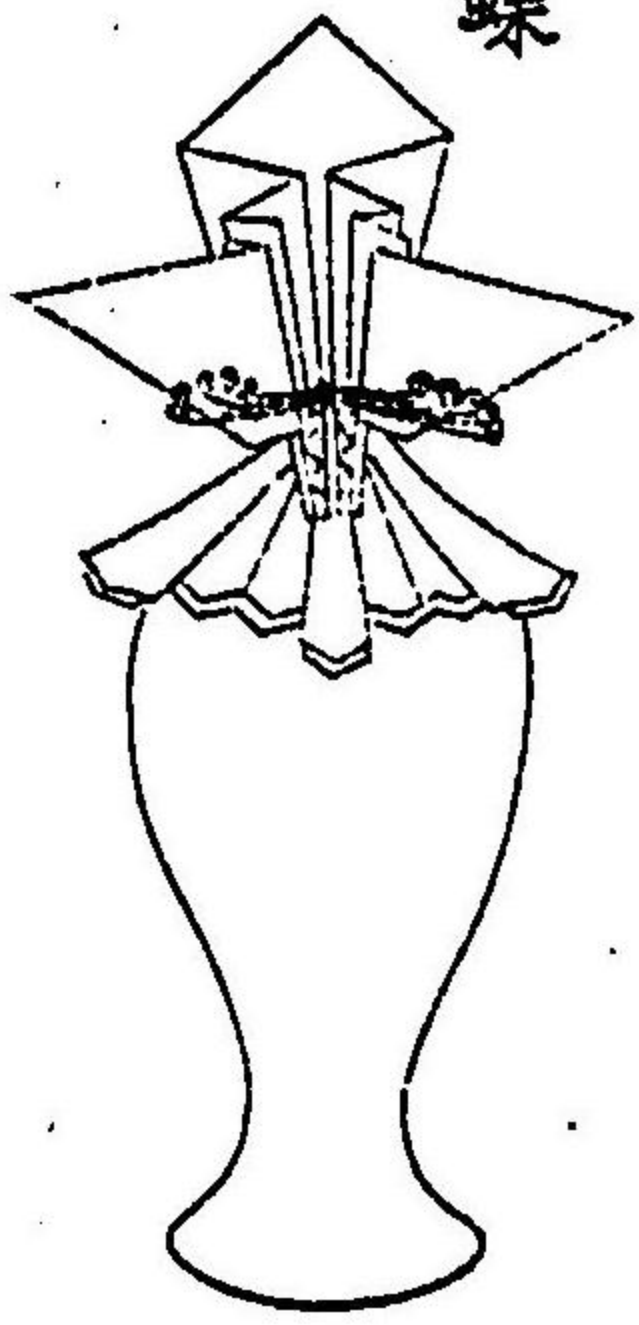
又曰く嫁化粧の間に居る時聳の局さし圖して白縁の褥座配の如
く三枚敷かせ置ささて嫁を化粧の間より同道して褥の上に請じ
待女房も褥に坐しささて聳の局を以て表へ御入候へご申し遣はす
時聳鈴の口表と奥との所なりより奥へ入らるゝなり其の時待女房立ち向

瓶子

雄蝶

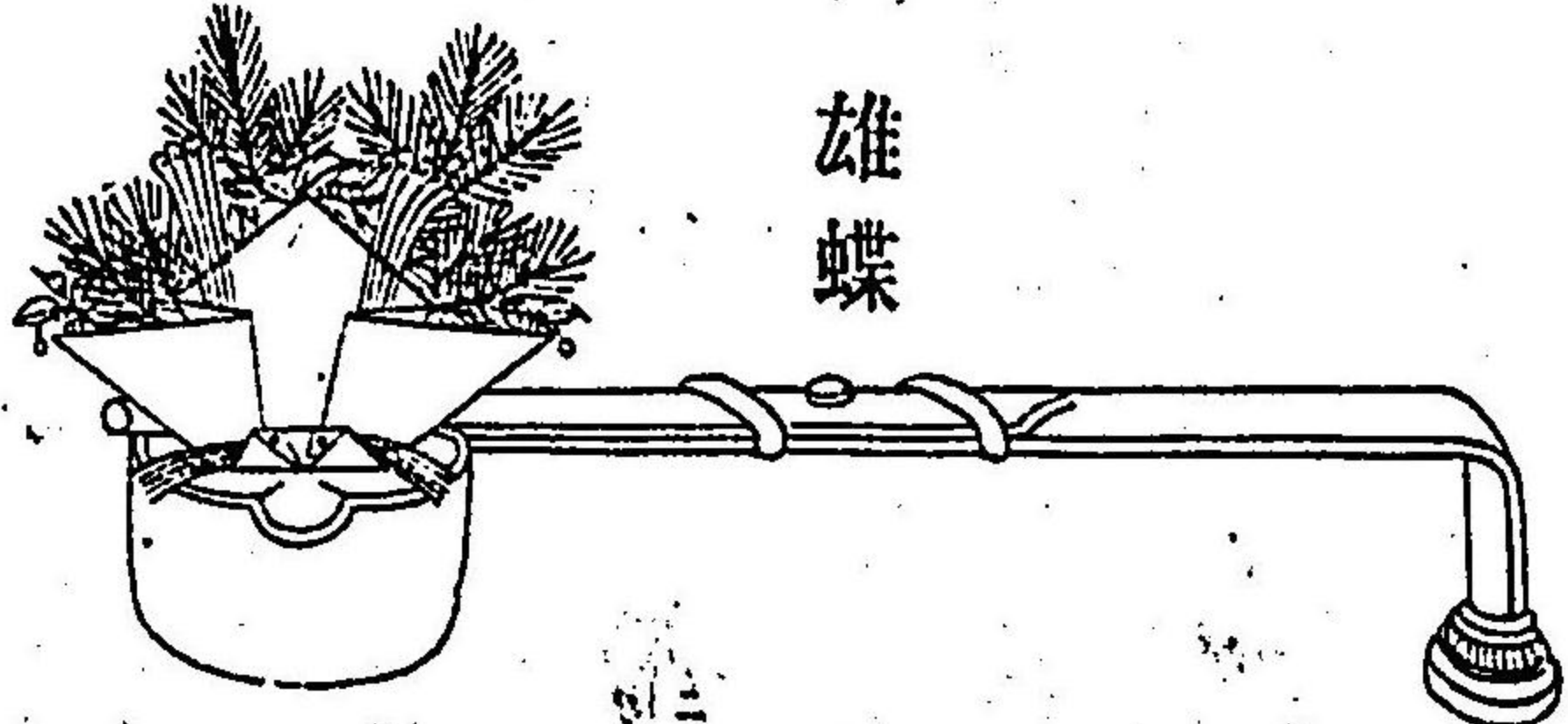


雌蝶



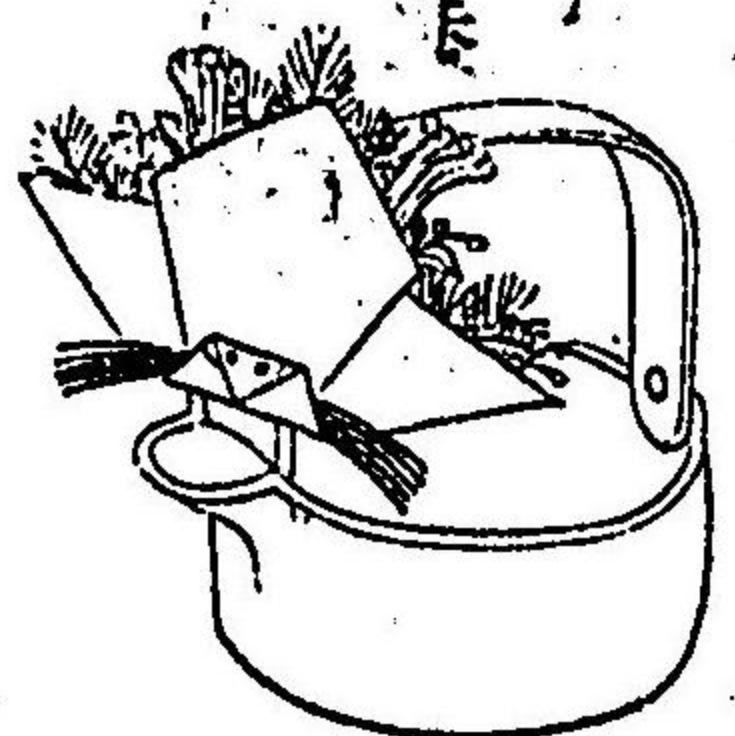
銚子

雄蝶



提子

雌蝶



はこし受け取る役人ある間其の儀に及ばざるなりこいづれもこ
ごわりなきここにあらねば其の人の所好に従ふべくや

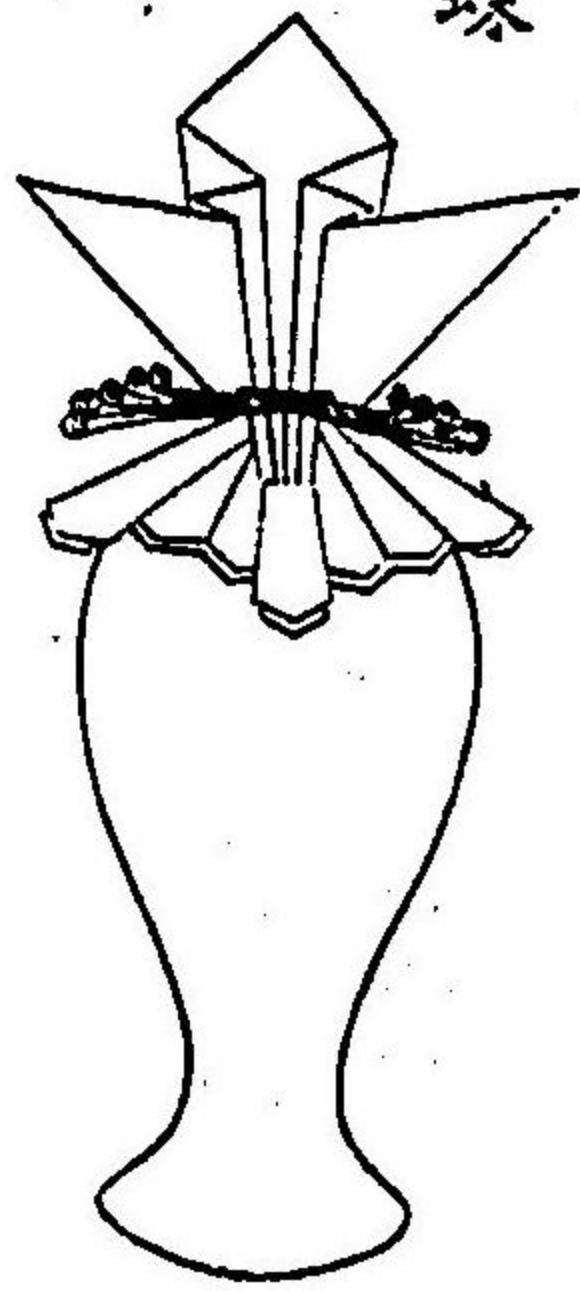
六 祝式

婚禮三冊の書に曰く主殿座配の事男は客位の方へ褥を敷き女房
は主位の方へ褥をしき侍女房局は小笠原にても聳方の下の方に
着座するなりたこひ伯母姉を侍女房に用ゐることも聳より下座が
よし主位は床より右客位は床より左なり然れども勝手の付き様
にて主位客位違ふ事もありこかく庭のある方を客位と定めたる
がよし侍女房の座は武田流は婦の座の次なりこ

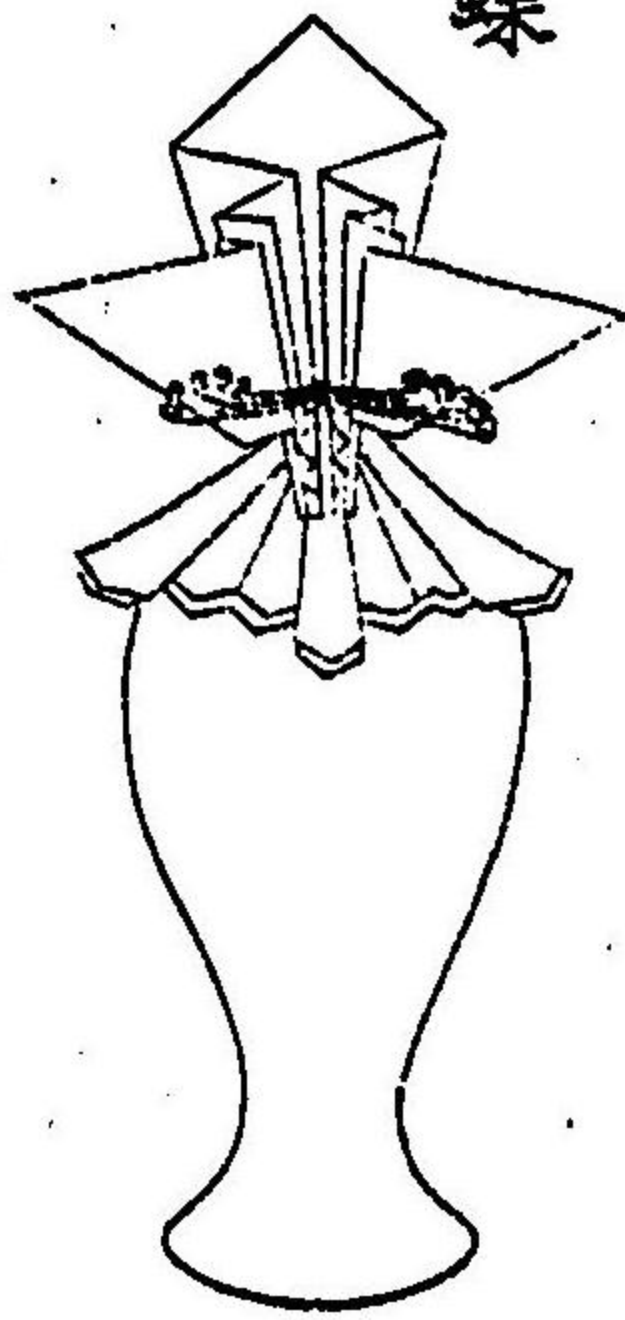
又曰く嫁化粧の間に居る時聳の局さし圖して白縁の褥座配の如
く三枚敷かせ置きさて嫁を化粧の間より同道して褥の上に請じ
侍女房も褥に坐しさて聳の局を以て表へ御入候へこ申し遣はす
時聳鈴の口表と奥との所なりより奥へ入らるゝなり其の時侍女房立ち向

瓶子

雄蝶



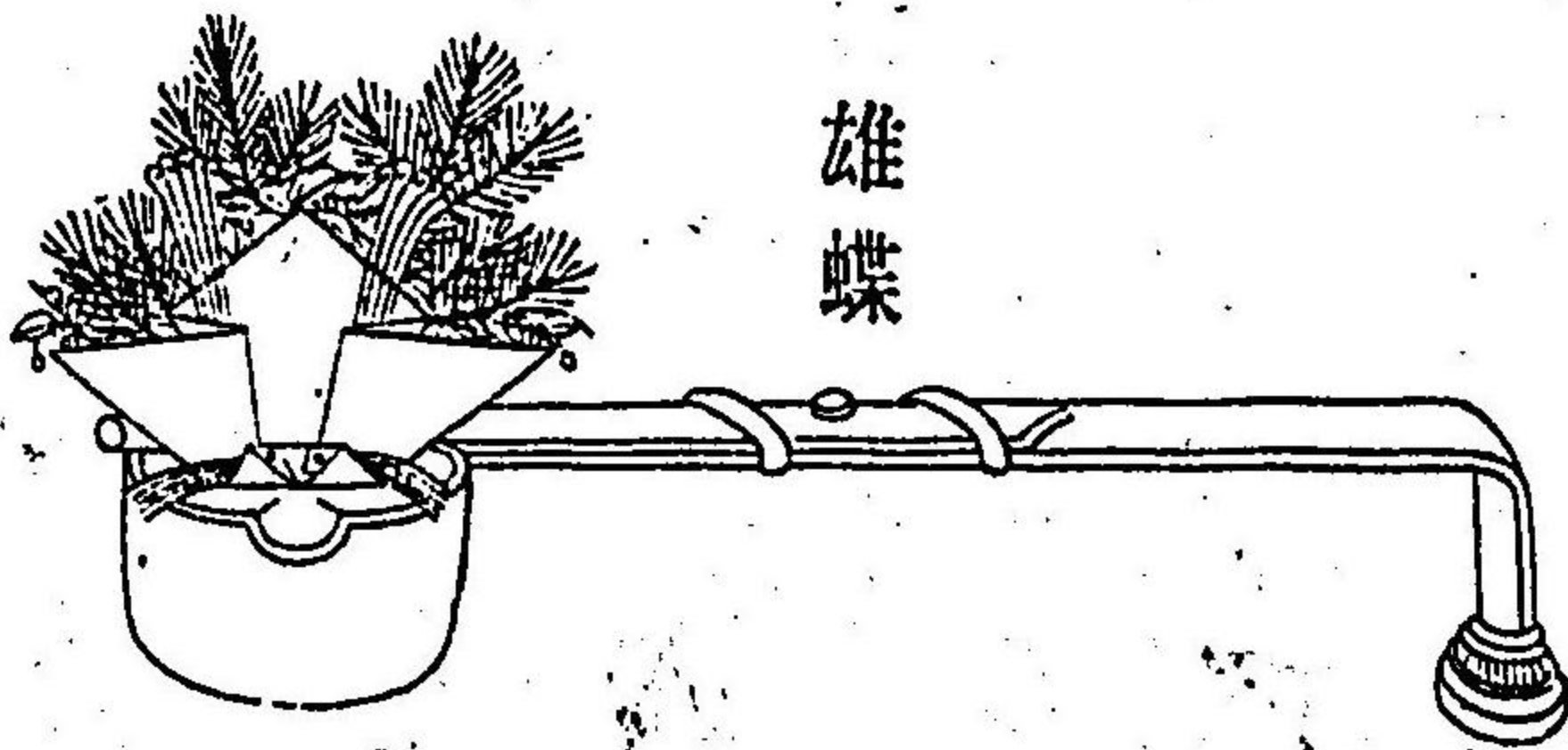
雌蝶



銚子

提子

雄蝶



雌蝶



ひ聳を褥の上に請じ其の身も褥の上に坐し申すなり此の時女房
熨斗と申さるゝ時通ひの者勝手より三方熨斗持ち出で御夫婦の
間へ置き其の身は下座へ立ち手を突き少し窺ひ居て追付け出で
て熨斗を引くなり

又曰く土産披露は廣蓋にても又は臺にても用ゐる小袖羽織袴の類
にて仕立てて持
例とするを 包みやう積み方目錄等あり尤も熨斗を 上に置くなり右

の口祝熨斗を引く女房と此の土産持ち出づる女房と道にて行き
違ふやうに出す物なりこれを結びて豫て此の心得にて指南す
るなり土産は多くは嫁の届持ち出で聳の前へ置き其の身は下座
へ以前居たる所へ退出して居る尤も両手を突き窺ひ居る此の時
待女房御新造より御祝遊ばしてとばかり仰せらるゝ時ちらと御
覽これあり其の時前に持ち出でたる女房廣蓋を取り勝手にて聳
の届へ渡すなり則ち表の居間へ土産を出し置くなり聳これにて

色直しあり土産持ち出で立つ時も納むる時も聳賞翫にて其方へ
向ひ立つなりこれを了簡して指南してよし
次に神酒改めといふことあり類聚婚禮式に曰く神酒改めといふこ
と諸家當用抄にも推陳記にも見えたり元來婚禮專一の式なれど
も後世これを略せしより禮書ごにも省きて記したるものなき
に至れり神酒を神前にて永久不變の誓をたてすゝり合ふものな
れば尤も大切の式なり三々九度の盃は餘酬にして宴なり式と宴
とは區分せざるべからず其の作法は待女房夫婦を誘導し神前に
て一禮し控ふる時舛添進みよりて夫婦へ盃を銘々に据ゑて雄瓶
子を取り下し蝶をば俯伏せて三方に置き先づ夫へ一獻盛り次に
婦へ一獻盛り其の瓶子を元の如く神前に納めさて雌瓶子を取り
下し蝶を仰向けて三方に置き夫へ一獻盛り次に婦へ一獻盛り元
の如く三方に飾りて後座す夫婦はこれをすゝりて一拜し復座す

次に酌の者兩人長柄加を持ち出で床下脇へ寄せ置き雄瓶子雌瓶子次第に取り下し酒を提子へうつす畢りて提子より長柄へうつして下座へ立ち勝手へ入るなり此の時三盃も揃へて取り下すなりこれを神酒改の法といひて略すべからざるることなれども後世は三々九度を以て式と心得たるより神酒を汲むを略してより婚禮といふこと倍々粗末になり來れるなり是れ至極道理ある説なれば今こゝに抄録せり其の方法の如きは強ひて古式に據るを要せずといへども神前に於て夫婦の契約を爲すことは婚禮の大意なれば其の人々の身分に従ひて適當に之を行ふは缺くべからざることといふべし

右神酒改の式濟みたらば直に夫婦及び侍女房に合盃の膳部を出すべし合盃には式三獻雜煮三獻等あり式三獻とは一番に引渡鬺斗、海月盛、梅干、盛手鹽、橘皮、二番に鯉の打躬打躬、鯉盛、多利、三番に鯉の腸煎腸煎、田作盛、數の子盛手

鹽橋なり其の位置は引渡を中央に鯉の打躬を二の膳の位置に腸煎を三の膳の所に置くなり又雜煮三獻といふは一番に引渡鬺斗、布勝、二番に雜煮、雜煮、湯盛、五種盛、三番に鯛の鱈の吸物、鱈盛、鮪盛、和布盛、これ即ち雜煮三獻なり其の位置は式三獻に同じ右二様の式に於て何れも捨土器を引渡の右の方に置くなり

合盃には本酌の役、加の役あり聳より始めて三度づゝ三獻を進むるなり其の方法本酌三土器を据ゑたる三方を左の手に持ち右に銚子を持ち出で直に聳の前に持ちゆく此の時加も提子を持ちて續き出で下座に畏る本酌先づ銚子を右側に置き右手を添へて三方を下に置き左手を刳形より出し兩手にて引渡の前に進め右にて銚子を採り左手を疊に突き一進みして酒を注ぐなり聳飲み終りて盃を元の如く三方に置きたる時左右の手にて之を引き一旦己が膝前に置き然る後前の如く持ちて嫁の方に至り盃を進む

るこゝ前の如し但し舩添あらば其の前に盃臺を置く時舩添盃をこりて當人の手に渡すなり此の時本酌下座に下り提子の酒を加へ來りて嫁に注ぐこゝ二回嫁盃を三方に置きたる時元の如く持ちて聲の方に至り二回注ぐこゝ嫁の時に置けるが如し右終りて本酌銚子及盃臺を持ちて一旦下座に下りこゝにて盃の組替をなすこゝたゞは第二の盃にて嫁より始めて聲にさし及び加をするこゝ前に異なるこゝなし次にふたゞび盃を組み替へ第三の盃にて聲より始めて嫁へさす其の方法總べて初の如し是れにて三々九度の合盃を終るなり

さて合盃の時聲より嫁へ色直しの小袖を贈るを例とすこれは合盃の中程或は終りに出すなり中程に出すこゝは時期の見計らひ其の他諸事に熟練し居るにあらざれば混雜する憂あるが故に合盃濟みたる後直に持ち出づるを便利とするなり色直の小袖を持

ち出づるには上下二枚の小袖を正しく重ね下前の上になるやうにして二つに折り積み帯をも添ふる時は四つ折にして小袖の襟の方に置くなりこれを聲方の女房持ち出で嫁の前に置き中座して兩手を突き伺ひ居る時待女房聲より祝として贈るよしを述べ嫁は只見たるまでにて挨拶に及ばず中座し居る女房出で、持ち退き嫁の方の女房に渡すなり次に色直の祝あり此の時男女とも、に奥に入り互に贈られたる衣服に着更へて再び祝の間に出で色直の盃事あるなり此の時の膳部は七五三、五々三、五三々の高盛及び島臺押臺をも出す其の以後十二組菓子并に中服の茶をも銘々に出すなり類聚婚禮式に曰く七五三と言ふは本膳に汁を付けず食一菜七、二の膳に汁二菜五、三の膳に汁二菜三、四汁十五菜なり本朝の饗應の眞といふ高盛の七五三を飾七五三といひ喰料の七五三を服紗七五三といふ又平の七五三といふなり五々三といふは

本膳に高盛の食汁菜五、二の膳に汁一菜五、三の膳に汁一菜三是れにて三汁十三菜なり是を饗應の行といふ五三々は本膳に食汁菜五、二の膳に汁一菜三、三の膳に汁一菜三是れにて三汁十一菜なり是を饗應の草といふ猶輕き人は五三二にて本膳に食汁菜五、二の膳に汁一菜三、三の膳に汁一菜二是れにて三汁十菜なり此の時の口傳には引落しの菜といふ事なし皆組付なり懸盤なごにも喰料の七五三、五々三あり皆其の時は鱈焼物、和物、香物すべて腰高に盛るなり此の類を服紗盛といふ縦へ土器に盛りても挟み給へる如く盛りたるは皆服紗盛なり高盛といふは婚禮十日も前より糊にて盛り立つるなり喰はぬが賞翫なり

七 舅姑及親族との對面

婚禮推諫記に曰く三つ目色直し濟み候は、嫁は聲の兩親へ對面に往くべし色直し濟まざる前は對面せぬものなり

師傳に今は其の夜色直し故同じ

屋敷にも舅姑御座候は、其の夜對面の方多し時宜によるべし

禮容筆粹に曰く舅姑見參の事(上略)右數々の祝言過ぎて待上蔭いざなひて舅の方へ參るべきなり舅姑へ嫁より小袖樽肴持參あるべし多少は分限に應ずべしさて手掛を出し引渡を舅姑嫁の三人へすうべし舅三獻のみて嫁へさす嫁又二獻のみ候ふ時引出物出すべし其の上一獻加へて舅へかへす舅三獻のみ納むるなり爰にてうち躬出づ平人は雜糞なるべしさて第二の土器にて姑三獻のみ嫁にさす嫁又二獻のみ時姑より引出物を出すなり此の時前の如く一獻加へて姑に返す姑三獻飲みてをさむべし次に腸煎を出す平人は吸物なりさて第三の土器にて嫁一獻のみて舅にさす舅又三獻飲みて嫁へかへす嫁此の時は二獻のみて姑へさす姑三獻のみて納むべし三人にて三々九度なりさて其の外小舅あらばそれとも盃事あるべし小舅の位によりて其の次第あるべし此の時

も酌は結び酌を用ゐるべしと

さて右に擧げたる規式は已に前にもいへる如く富豪高貴の人にあらざれば行ひ難きことなれば今先づ中等以上の家に於て行はるべしと想像せらるゝ式を定めて試に附記すべし但し古禮によりて今少し鄭重にするも又は一層略するも勿論其の人々の隨意たるべし畢竟婚禮の式は神酒改の式を以て最も重しとすること忘れざるを肝要とす其の他の事は各々其の家々の貧富人々の身柄によりて鄭重にするも簡略にするも決して禮に缺けたりこはいふべからざるなり

嫁の乗物到着したる時はかねて定め置きたる人直に門に出で迎へ立關まで案内すべしこゝにて乗物より下る時待女房或は媒酌人又はかゝる事に物なれたる婦人出で迎へ先方よりつき添ひ來れる女中こもく案内して先づ化粧の間に誘ひ暫時休息せしめ

髪容なごり繕はせやがて祝の間に案内すべしさて着座の後夫を迎へ來らしめ兩人對面あるべし此の時熨斗三方を持ち出で、新夫婦の間に置き少し下りて暫時控へ居り進み出で、これを引く次に土産物を持ち出で夫の前に置く待女房新婦より祝として贈らるゝよしを述べ夫會釋あるべし待女房新夫婦をこもなひて床前に至り神拜せしむる時陪膳二人出で、瓶子を取り下し神酒改の式を行ふべし終りて待女房夫婦をして復座せしむ此の時本酌加並び出で、床前に進み本酌は先づ三盃の三方を取り下し次に銚子を下して三方の前に置き、左に三方を持ち右に銚子を持ちて退き下座に控へ居るべし加は提子を取り下し右につるを持ち左を底に添へて銚子のあとに従ひ退きて是れ亦下座に控へ居るなり次に引渡を供す次に捨土器を出し下座の方に据う次に本酌三盃の三方並に銚子を持ちて進み出で夫の方に至り銚子を置き

三方を兩手にて持ちこれを進めさて銚子を取り二度注ぎて加に
たつまた一度注ぎて前の如く銚子及び三方を持ち嫁の方に至る
此の時姉添盃をとりて嫁に渡す本酌進みて二度注ぎ立ちて三度
目を進むること前の如くして元の座につき上の盃をとりて下に
据ゑ二つ目を上に載せ其の儘に控へ居るなり次に雜煮を出し引
渡の右に置く本酌銚子盃を持ち此の度は嫁の方に至り加こも三
度進むること前の如くし後に夫の方に至り又前の如くに三度を
進め下座に下りて上の盃をとり下して他の二つを上に組み直す
此の度吸物を出す本酌盃銚子を持ちて夫の方に至り一獻を進め
次に嫁の方に至り同じく一獻を進む是れにて三々九度の式全く
終るを以て本酌加こもに勝手へ退く通ひの人出で、まづ捨土器
を引き次に吸物次に雜煮次に引渡を引く此の時夫より嫁へ祝の
小袖を贈る嫁の前に持ち出でたる時侍女房夫より祝の品をおく

らるゝよしを披露す嫁會釋あるべし夫先づ立ちて入り嫁も亦た
ちて化粧の間に退き色直の衣服に改む此の時夫婦雙方互に贈ら
れたる衣服を着するなり再び祝の間に立ち出づ此の時は夫の兩
親上座に坐し夫婦下座に坐す嫁は舅姑に對して初對面の禮ある
べし座定りたる時熨斗三方を進む嫁より舅姑へ土産物を參らす
これを引きたる後銘々へ吸物を出す本酌加立ち出で先づ父の方
に至りて盃を進む父一獻飲みて夫にさす夫一獻飲みて父に戻す
父一獻のみて嫁にさす嫁二度飲む時父より引出物あるべし同時
に本酌加にたち嫁に一酌を加へて一旦盃を納む此の時肴物を出
す次に母一獻飲みて夫にさす夫一獻のみて母にさす母一獻のみ
て嫁にさす嫁二度のむさき母より引出物あるべし本酌加に立つ
こと前の如く嫁に一度を加へて飲み納むる時ふたゝび肴物を出
す此の度は夫一獻飲みて父にさす父一獻のみて嫁にさす嫁一獻

のみて母にさす母一獻飲みて納むるなり右にて式全く終りたるを以て三汁八菜又は二汁五菜にて膳を進め終りて各々退きて休息すべし然る後妯娍新夫婦を案内して寢所に誘ひ寢に就かしむべし但し父母と新夫婦との三々九度は時宜により一獻に略するも差支なかるべし若し夫の弟妹等同居しをる時は舅姑との式終りたる後新婦との間に別に初對面の禮を行ふべし其の方法舅姑との盃事濟みたる時夫の弟妹打揃ひて其の席に出で新婦と初對面の禮を行ふべし其の時新婦より土産物を出し夫々挨拶あり新婦より盃を始めて順次に弟妹飲み最後に新婦に戻して之を納むべきなり猶略しては最初に舅姑弟妹皆うち揃ひ同時に初對面の禮を行ひ盃も父母より始めて順次に飲むも可なりそは其の人々の考と家の都合とによるべし

第二 婦家の心得

一 嫁期

女子の父母たる者其の女の年齢已に二十歳前後に達したる時は身分家柄年齢等相應の配偶を選びて之を嫁せしむべし而してこれを選定せんには先づ適當なる媒酌を選びて諸事これに委託すべし媒酌は其の心術正しくして信任するに足る人ならざるべからず且つ諸事に熟練したる人を選ぶべし是れ婚禮の事に就ては媒酌人の指揮を仰ぐこと多ければなり然れども若し望み通りの人を得難き時は別に諸禮萬端を心得たる人を依頼して當日の事を司らしむるも妨げなしさて右の如くにして媒酌人を依頼し其の言に従ひて聲の性行並に家柄及び其の學びたる學術等を詳知し然る後一家親戚等にも相謀りて之を選定し後日の憂なきやう

計らざるべからず特に聲の性行に就ては充分に調査を遂げ決して不徳不正の人に嫁せしむべからず次に其の人の學問の種類及び其の深淺並に身體の健否につきてこれを詳細に知得し然る後其の家の貧富に及ぶべし若し然らずして一時の富貴に迷ひ目前の繁榮を歡び輕々しくこれと同穴の契を結ばしむる時は或は不慮の不幸に陥り最愛の女をして終身艱難を受けしむることなきにあらず宜しく聲の人物を選ぶことに就ては充分意を用ゐるべし且つ其の年齢の如きも聲の年齢女の年齢に比して餘り若き時は是れ亦時として其の幸福を破ることあり故に其の年齢の割合を考へ女より年若き聲は成るべく避くるを可とす但し特別の場合合は此の限りにあらず

二 結納

双方に於て其の意見相合し相談いよくこのひたる時は宜し

く先方と協議して結納の時日を定むべしさて彌々結納の使者到來したる時は其の身分に應じて相當にこれを接待饗應すべしそれらの事は已に夫家の心得に於て述べたればこゝには省きつ嫁の父母よりも結納の後返禮として聲の方へ使者を遣はし相當の品物を進物として贈るべし嫁よりは返禮せざるものなり

三 準備

婚嫁の契約已に調ひたる時は兩家の家柄貧富に應じて衣服調度の準備に取りかゝるべし

調度 調度は道具の事なり即ち御厨子、黒棚、書棚、衣桁、鏡臺、針箱、ミシン、箆筒、用箆筒、屏風、本箱、机、樂器、盃傘、下駄及び食具、寢具等なり是等は其の身分貧富に應じて取捨し準備すべきなり

衣服 衣服も亦調度と同じく其の家柄分限に應じて調製すべし伊勢家婚禮法式に曰く婚禮の當日御料人衣装の事大名などの姫

君は肌に白練の袷裏も白絹なり其の上に白練に裏白絹の小袖二つ程重ね着て其の上に紅梅にても縫にても箔にても此の内一つめしさて白き細帯をして緋の袴をめてきてうち掛には幸菱を浮織にしたる白綾の小袖を召すなり裏も白き絹なり小袖は寒暖により薄くも厚くも召し候ふ紅梅地は練は紫緯糸は紅にて織りたる物なり筋はなし縫地は練は白綾又は白綸子なごの上に摸様を縫ふなり裏は白き絹なり箔地は練はこれも地は白綾又は綸子なごの上に金銀の箔にて摸様を置くなり紅の袴着ぬほごの人の帯は厚板薄板にて一重廻りにして中に鳥の子の紙を入れて總様を金みがきにしたる物帯の幅は一幅を六つ割又は八つに割るなり結びやうは前にて結び下ぐるなり此の帯は裳の引腰をかたごりたる物なりと

又曰く夏の衣服四月朔日より肌に白練の袷をめすこれも裏は白

絹表着は白綾の袷めし候ふ裏は白絹なり帯は常の通りなり五月五日より肌に白練の單をめし其の上に表練貫にて裏すゝしの袷をめし帯をして腰巻をめし候ふ六月朔日より肌に白帷子をめし其の上と同じ白帷子を召し帯をして腰巻をめし白ねりのかつぎをめし候ふ九月朔日より袷九日より小袖なり四月朔日より九月八日まで腰巻をめし候ふかつぎは四季にもめし候ふ九月九日より三月晦日までうちかけをめし候ふ事なりと又婚禮三冊書に召仕装束何れも白装束なり聳方の女中も同前なりと右は位高き人の實行せられたる古例なれば勿論これを以て標準とは爲し難しといへども猶是等を参考して衣服調度の準備を調へ當日不都合なきやう整頓し置くべし今左に一例を擧げて参考に供すべし

式の衣服

一表着 縮緬地黒腰摸様梅に鴛鴦若しくは松竹梅等裏は引き返

しこす

一下着 白羽二重無垢

一襦袢 白羽二重若しくは白絹の長襦袢、襟白羽二重

一帯 白茶地、錦、縹、珍、緞子等の織物類、模様は菊若しくは牡丹又は龜甲に鶴の類

一帯 上 緋紋縮緬

一帯 留 橄欖色織物、金具は松竹梅又は雙鳩の類

色直衣服

一表着 鼠色曙染、高裾摸様千羽鶴若しくは小豆色貝盡、地質紋羽

二重

一下着 表着と同じ物

一襦袢 緋紋羽二重、長襦袢、襟白綸子若しくは白紋羽二重

一帯 黒地に松或は薄色に扇ちらし織物

一帯 上 絹縮、疋田鹿の子

一帯 留 赤地錦に獅子の金金具

調度類

一長持 一棹 寝具 二組

一簞筒 三棹 衣服

一釣臺 三荷 用箆筒 樂器 茶器 硯箱 花器 本箱 金盃 針箱 鏡臺 土產物 飲食具 傘類 盥 手箱 ミシン 下駄箱等

四 荷物送達

嫁の荷物は婚禮の前日又は當日の朝これを送るべし先づ荷物の目錄を認め使者に持たせ遣はすべし又荷物には宰領を附して途中不都合の事なきやう注意せしむべし且つ相當の人を使者として遣はすべし但し身分卑しき人は別に使者を立つるに及ばず宰領に目錄を持たせ遣り萬事取り計らはしむるも妨なし婚禮推諫記に曰く婚禮前に嫁の道具來る時は聲方にて道具を列

ぶる場所へ筵を敷き請取り渡すべしこれ近世の法なり昔は國を隔てゝの婚禮なる故其の日行列の跡先にもたせ來るなりと又婚禮里出の部に嫁の諸道具婚禮前申し合はせ次第朝夕にも遣はすなりたごへば朝遣はす時は一番に御厨子、黒棚、荷唐櫃其の次に黒塗の長持其の次に溜塗の長持其の次に小袖、筆筒其の次に屏風箱其の次に葛籠等なり覺書は堅紙を續ぎたて次第々々に一つ書にして書くなり使者の覺書故残らず御の字を入るたごへば長持は一棹ごも一合ごも書く書物、擔子、小袖、筆筒等は一つ二つと書く御厨子、黒棚は一飾と書く衣桁、連臺も一飾と書くなり奥に以上と留め月日と計り書くなり

五 入輿當日

入輿當日は豫て定め置きたる順序に従ひて朝より婚禮の準備に取りかゝるべし即ち未だ調度の送達濟まざる時は先づそれ

手分けして發送の手續をなすべし又身分よき人にして附添の女房をも召し連るゝ程ならば其のうちにて物馴れたる者を選び朝より先方へ遣はし置き道具の飾付より衣桁の掛け方並に當夜色直しに着用すべき嫁の衣服を取り揃へ廣蓋に載せ置く事其の他化粧道具の排置等總べて不都合なきやう用意せしむべし次に縁女の髮化粧及び着服の事等を整へしむべし衣服のことは前にいひつさればこゝには髮飾に就きていはんに我國女子の髮昔は垂髮なりき其の後天武天皇の白鳳の頃詔して男女皆結髮せしめらる然れども女子の結髮は只晴なる儀式の時にのみ行はれて平常は垂髮なりしこゝ古書に徴して明らかなり其の後世の中の事業やうく繁く成りゆくまゝに垂髮の不便を感じて髮を結ふことに成りたるが其の形は時世によりて同じからず種々の變遷を経たる後當今の如き形に至れるなるべし故に儀式の時は身分高き

人にありては猶垂髮に従ふべし。雖もこは衣服其の他につりあふべきものなれば人々の好みに任すべし。垂髮の外は年若きは島田鬘年長けたるは丸鬘に結ぶべし。垂髮は水油を少しつけて奇麗にさき下げ帯の少し上にて鬘を入れ繪元結にて結ぶべし。鬘には長かもじ中かもじ等あれども餘りに長きはかへつて不便なれば中かもじをよろしとす。島田鬘は品よき様體に結び笄をさし櫛をさし白き丈け長をかけ簪をさすべし。花簪絞の切等は用ゐるべからず。丸鬘ならば白き丈け長をうしろにかけ是れ亦櫛笄に簪をさすべし。白粉紅等總じてあまり濃厚なるべからず。さりこて全く廢するも醜きことあるべければ薄らかにして品よく粧ふべし。さて豫て調製し置きたる衣服を装はしむべし。かくて準備全く調ひたる時式三獻にて兩親と別れの盃事あるべし。終りて祖先の靈を拜して暇乞の禮を行ふべし。いよ／＼輿に乗る時父母より別れの

辭に添へて訓誡の辭を與ふるなり。さて教訓の事は平素よりあるべきは勿論なれば今日事新らしくいふべきにあらぬが如くなれども總べて何事にても紀念となるべき事或は物ある時は身にしみて忘るゝことなきものなり。且つ婚嫁の後は娘ごはいへ已に他へ縁付くる上は父母ごても從來の如く朝夕の教訓もなし難きが故に今日特に訓誡の辭を贖にするなり。さて輿出づる時は門火を焚く事あり。伊勢家婚禮法式に曰く御料人の御輿門を出づる時門の右の方に篝を焚き候ふ門を出づれば右の方なり。又門の左右にて焚き候ふ事も候ふ其の時は右の方は藁又は萱をたく火をふこく。焚くものなり。右の方は萱にても藁にても三たばねなり。左の方は藁又は萱少しく火を薄く焚くものなり。藁にても萱にても二たばねを稻村の如く三つ重ねて下に薪を置いて火を焚き候ふ。是れは右の方ばかりの事なり。左右の時は右の方は三つ重ねて左の方は

二つ重ねて焚くなり焚きやう、其の外は右の方ばかりたくご同じ事なり薪をしんに入る、事傳なり此の門火は明りみせ申す爲めばかりにてその儘しめりあごに火の残り候はぬ物にてするものなり久しく跡にてもゆる事はあしきなりと

第三 婚禮後の諸祝儀

一 三日の祝及び露顯

婚禮法式に曰く婚入候うて二日目も兩方の衆白裝束たるべし式三獻七五三御祝は替ることなし御酌は侍女房の衆色直しまでは役なり三日目本式は色直しの御祝これある事なり嫁入の夜色直し相濟み候へば其の後無之候ふ唯三日目の御祝ばかりなり又三日の餅の御祝あり餅を土器に盛り三方にするて諾冊二尊に供へ奉る二神へ銘々に一供づ、殿より供へらる、分二供御料人より

供へらる、分二供都合四供なり三方と同じく土器も四つなり此の餅御料人の里へも進め申し候ふ折に入れて肴樽折紙など添へて参らせらる御料人よりの使なる間目錄もかなの目錄なりもちひ目錄の一番に書き載すべし又もちひは書き候はぬ事もあり時宜によるべし總別精進物を先きに調へ候ふことなり餅を土器に盛りて三方にする御夫婦の御前へも参らせ御吸物参りて御銚子参り御祝あるべし侍女房へも進物今日参らす事前記す如し目錄は檀紙にても杉原にても豎目錄にして初めに餅次に肴次に樽を書くなり樽代にても同じ事なり掣よりは進上文字實名を認むるなり身よりは進上文字實名認むるに及ばず又名を認むることもあるなり

目錄認め方

進上
皆子餅 一折
鯛 三連
以上 名字官

或は

進上
皆子餅 一折
鯛 五連
御樽 一荷
以上

婚禮の後數日にして平生親しく交際する所の知己朋友を招きて
 廣めの祝を行ふことあり昔はこれを露顯といへり貞丈雜記に曰
 く古書に三日目を露顯といふことあり露顯と書きてあらはるゝ
 ことよむなり婚禮の當日より二日目までは其の家人親類ばかり知
 りて他人へは知らさず三日目より廣く婚禮のよしを他人へ知ら

しむるを露顯といふなり婚禮をあらはす心なりと又女諸禮集に
 曰く婚禮首尾よく調ひしよろこびとて聳の方にもひろめと名づ
 け赤飯を調じ知音の人を初めこれを遣はすなり此の時嫁の方よ
 り持參せし雛はりこをつけて贈る又菓子折など添ふる事心まか
 せなりと又或書に婚禮ひろめの蒸物強飯用意の事糯米積り百軒
 に付き一石二斗但し一軒に一升二合積りなり重の大小によるべ
 しといへども大の重箱に此のつもりにて見苦しからぬなるべし
 糯米は江州米よし鹽の包みやう眞行草ありと猶此の外にも種々
 あれど何れも大同小異なり當今に於ては里披、聳入等の祝大方三
 日目に行はるゝが故に露顯の事は強ひて三日目と限るに及ばざ
 れども餘り日數のたゞぬ程に廣目の宴を設くるをよしとす是れ
 知己朋友との懇親を固うしかねて交際を廣むる益あればなり故
 に事情の妨なき限りはこれを行ふをよしとす當日の賓客は夫妻

相方の師友知己を可とす且つ獨身の人は已むを得ざれども配偶者ある人は必ず二人を招待すべし此の場合庭園家屋等若し狹隘にして多數の人を入れ難き時は他の適當なる建物を借るもよかるべく又は高尚なる酒樓俱樂部の如き所に於てするも妨なし且つ其の祝宴は身分季節場合等によりて如何なる種類のものを用ゐるもくるしからず成るべく多數の人を招きていかにも賑はしくすべし故に餘興等も必ず催すを可とす但し喧雜にして下品なることは勿論不吉なる意味の物は避けざるべからず

二 里披 聳入 舅入

里披とは婚禮後初めて婦の父母の家に赴くをいふ此の儀古はなかりし事なり其の故は昔は聳嫁の家に往きて婚禮を行ふが故に勿論里披なごいふ事のあるべきやうなし故に此の事は近世始まれること勿論なりさりながら今は婚禮の法昔と違へるにより里

披を行ふを可とす但し必ずしも三日目と限るに及ばず婚禮法式に曰く御料人の里入は幾日目と定りたることこれなく候ふ人々の心次第にて候ふ遠國よりの婚禮ならば遠國へ里入は猶以て延引に及ぶべし定法は無き事なりと
聳入とは聳初めて妻の里へおもむくをいふこれも昔は嫁の家にて婚禮するが故に別段聳入なごいふ事はなかりしなり今は里披聳入をかねて行ふこと普通に成れり婚禮推諫記に曰く聳入の事師傳に今時三ツ目か五ツ目に聳入の時夫婦ともに里へ往く事俗呼びて里歸といふ嫁よりも兩親へ小袖、卷物、樽、肴兄弟衆へも卷物、樽、肴を持參すべし此の外表奥の家老用人女中等へも金銀等持參あるべしと又曰く聳入の時舅へは太刀一腰、鞍置馬、小袖、樽、肴姑へも小袖又は卷物に樽、肴其の外女房の兄弟姊妹隱居方へも男女により小袖、卷物、結綿等持參あるべし多少は分限によるべし舅へ持

參の太刀は金物に舅の家紋をつけ鞍具も紋付に新しくすべし近代は木太刀に馬代を専ら用ゐるなり。髻表書院へ着座の時先づ手掛熨斗を出しさて持參の太刀、折紙、小袖、樽、肴を披露すべし。舅へ太刀目録を直に參らす事もあり。又舅の前に置き披露申す事もあり。舅一禮の時、髻御禮申さるゝなり。さて姑の方より髻の方へ局使にて奥へ御通りあれと申し出さるべし。追付け舅、髻と媒を同道して奥へ入らるゝなり。

祝儀の次第一番に手掛熨斗出で次に姑への進物を披露す。其の後舅、姑、髻へ引渡を据ゑ捨土器を銘々に引き酌、盃を舅へ持ち行く時三獻飲み髻へ指す。加への處へ舅より引出物出すなり。此の時はおこなしき老女持ち出で參らすなり。髻より禮終りて三獻飲み盃を舅へ戻し舅三獻飲み納むるなり。酌、盃を勝手へ持ち行き一の下に重ねるなり。次に内躬の膳を三人へ据ゑ酌、盃を姑へ持ち行く時

三獻飲み髻へさす。加の處へ姑より引出物に小袖、卷物等廣蓋に積み髻の前へ持ち出で披露すべし。髻よりの禮終りて加へて三獻のみ姑へ盃を戻し姑三獻飲み納むるなり。酌、盃を勝手へ持ち行き又一の下に重ねるなり。次に腸煎出づ。此の時は酌、盃を髻の前へ持參する時、髻一獻のみ舅へ指す。舅三獻飲み髻へ戻す。髻一獻のみ姑へ指す。姑三獻のみ髻へ戻す。髻一獻飲みて盃を納むるなり。これにて互に三々九度なり。此の後別の吸物出で隠居方小舅、姑等の盃事あるべし。

舅入とは髻の兩親初めて嫁の里へ往くをも。又嫁の兩親初めて髻の方へ往くをもいふなり。婚禮推諫記に舅入の事、髻の父子へ太刀、馬、小袖、樽、肴、姑へも其の外、髻の召仕の男女へもそれゝに土産物あるべし。祝の次第手掛熨斗を出し、雜煮三獻にて舅、姑と髻と夫婦にて三々九度の盃事同前さて表振廻の上に舅馳走に島臺押への

物出づ舅より挨拶によりて盃を聳より初めて舅へ指す初獻請けられ加の前に舅へ進物あるべし其の後聳より肴を參らするなりさて盃事雙方廻りて聳の納になるなり其の後舅の供したる家老を呼び出し聳の盃賜はり引出物あるべし右は嫁の父母の聳の家に行く時の事なり聳の父母嫁の里へ往くこきも大方同じこころ心得べし

右の三事は前にもいへる如く三日目五日目と限りたるこころにもあらず都合に任せて然るべきこころなれども當時多く里披は三日目を用る同時に聳入をもし又聳の父母をも招待するが故に聳入舅入とも同時に濟むなり又嫁の父母は略しては婚禮の夜招かれて婚儀終りし後聳の盃事をもし又雙方の舅姑互に出で、盃事をもするこころあり故に別々に行ふこころは稀なりと知るべしこれ又一種の簡便法なれば各々其の身分及び職務の繁簡に考へて行

ふべきなり即ち参考のため左に其の方法を述べし婚禮の夜嫁の父母を招待する時は嫁と舅姑と初對面の禮終りたる時雙方の兩親表座敷に出で着座の後熨斗三方を進め互に初對面の挨拶あるべしさて聳嫁並に聳の兄弟姉妹とも皆出で、それその挨拶終りその後盃事あるべし其の時の座席は床の左即ち上座の方に當日の賓客たる嫁の兩親の座を設け棚の方即ち向座に聳の兩親居並び其の次に新夫婦次に兄弟姉妹順序に従ひて着座すべしさて當日設けの料理を出し先づ嫁の父より始めて聳の父へさし嫁の母へさし聳の母へさす酌の者一旦下座に下りて第二の盃に組み替へて持ち出で聳の父に進む夫より嫁の父へさし聳の母へさし嫁の母へさして盃を納む酌此の時下座に下り第三の盃に組みかへて持ち出でこたびは嫁の母聳の父聳の母嫁の父と順次盃を進めて納むるなり次に嫁の父より聳にさし嫁の母に

て之を納む第二獻は嫁の母より聶にさし嫁の父にて之を納む第三獻は聶より嫁の父にさし嫁の母にさし聶にて之を納むべし次に嫁の父より聶の兄弟姉妹に盃を廻らし嫁の母にて納むるをよしとす其の後は隨意宴會に移るを可とす又里披の時嫁の里にて聶の兩親及び聶の兄弟姉妹を招く時に聶の兩親及び聶の兄弟姉妹を順次客席に据ゑる嫁の兄弟姉妹は里方兩親の次席に居並びさて盃は聶の父より始め嫁の父聶の母嫁の母と廻らし次に聶の兄弟より嫁の姉妹に交互さしかはし最後に聶の母嫁の母聶の父嫁の父とさして盃を納むるなり又他の親戚朋友を招きたる時もこれに準じて心得べし

第四 婚禮雜事

一 結酌及び別酌

禮節要抄に曰く婚禮の祝盃には三々九度結酌にすべし先づ本酌加並び出で下座に着き聽て本酌聶の前に進み酒を注ぎて下座の方に向ひ加に起ち下座に下り聶の方へ坐す其の時加の者進み出で、嫁の方に坐し向ひ合ひ酒を加へ終りて本酌起ちて向の方に進み出で加の者の側を過る程に行き廻り聶の前に進むべし其の時加の者起ちて向の方に歩み出で本酌の坐したる跡を廻り本の座に着くなり本酌嫁の前に進み酒をつぎて起つ時は上座の方に向ひて立つべし聶嫁の座配により始め右の方に向ひ立ちたらば終りまで右へ向ひ始め左に向ひ立ちたらば終りまで左に向ひて立つべし總べて本酌加ともいつもあこへ戻らぬやうに立ち廻るなり盃納り末座大結といふは本酌加勝手に入る時本酌は眞中を通る其の時加の者迎へ出で本酌に行き向ひ嫁の座の方に添ひて廻り一同に入ることなり聶入舅入等の祝盃も式正は結酌にする

事なり

嫁里出の時父母親族の祝盃は別酌にすべし本酌加の作法披酌の如くにして酒を加へて本酌加立ち上る時雙方一同に立ち別るやうにするなりと但し披酌といふは人に酒を注ぎて立つ時はいつも上座に向ひて起ち加に立つときはいつも下座に向ひてたち加ふる時は盃のある方に坐するをいふなり

二 衣桁飾

衣桁に小袖を飾る時女の着物は上前を上になるやう男の小袖は下前を上になるやう袖たゞみにして中程より折りて掛くるなり孰れも四季に應じて其の時節の色の小袖をはじめにかくるをよしとす禮容筆粹に曰く女房の衣桁はその數その夜は七ツ三ツ目にはごりかへて五ツ五ツ目には又ごりかへて三ツかくべし尤も衣桁は三ツも五ツもあるべきなれば衣桁毎に斯くの如し是等の

事は定數有て無きが如し婦人の心にもより時宜に従ひて一偏に究りがたしと

三 墓参及び新婚旅行

婚禮後三日の祝過ぎたる時は新夫婦うち揃ひて先づ祖先の墓所へ参詣して新婚の報告をなすべし然る後にあらざれば親戚知人の訪問を爲すべからず是れ子孫たるものゝ祖先に對する禮なり近年西洋の風漸く行はれて新婚旅行といふことありこれ夫婦相互の間を和らげはやく親まじむる方便として素より悪しきことにはあらずされど祖先の墓参をも終へずして婚禮の夜直に旅行し里披の式をも擧げざるが如き他國は他國我國は我國にて昔よりの習慣もあることなれば一概に學ぶべきことにあらず故に新婚旅行を爲さんと欲せば先づ祖先の墓参及び里披等必ず行ふべき諸祝儀を終へ然る後に旅立するも素より遅きことにあらね

ば當人は勿論父母たる者もよろしく注意すべきことなりとす

第九章 養子女祝

養子或は養女をなさんごするときは先づ然るべき仲人を選び諸事全く整ふまで依頼するをよしとす仲人は先づ養家の意向を聞き然る後生家に至りて是れ亦其の意向を確め幸にして雙方の意見相合ふときは爰に始めて其の手續きに着手すべし即ち

第一 會見

會見は豫て其の時日を定めおき仲人の家或は適當なる場所に於てすべし此の日養家の夫妻及び生家の父母其の子女を率ゐて相會し仲人の紹介に依りて初見の挨拶あるべし仲人は茶菓或は酒肴を饗して雙方の相知に便せんことを謀るべし

第二 契約

會見の後仲人は再び雙方を訪問していよく其の意見を聞き定

め然る後契約の事を取り計らふべし契約のしるしとして先づ養家より吉日を選び目錄に添へて扇子、樽、肴を贈るべし同日又は次の日に於て生家よりも同じく扇子、樽、肴に目錄を添へ贈るを可しす契約已に終りたる時は改めて時日を選びていよく引移の準備をなすべし

第三 準備

生家に於ては先づ其の子女の衣服調度等を適當に取り整へ引移當日までに之を養家に送るべし養家に於ては養子女の居室を定め其の使用すべき調度類一通を備へ置きて不自由なからしむるやう注意すべし

第四 引移當日

此の日養家に於ては客室門庭及び其の他の場處を清潔に掃除し特に客室内には充分なる裝飾を施さんことを要す

一 座敷飾

床飾

掛物 蓬萊の圖三幅對

生花 菊花

丸餅 三方に据ゑて上座二幅の間に置く

棚飾 左棚、上、袋戸 右棚、違棚 上の地袋、書棚の間に二尺の地袋を設く

上の棚 香匙立

下の棚 香爐

地袋の上 手箱

押板 廣蓋に引出物を載せ置く

此の他屏風など座敷の都合によりて適宜に用ゐるべし

二 祝式

此の日親子契約の式を行ふは勿論兼ねて廣めの宴を催すを可し

す當日の賓客は雙方の親戚に限るものとす豫て定めたる時刻に至らば養子は禮服を着し仲人の案内に従ひて設けの席に就く養父母亦禮服を着して主席に着く此の時給仕人熨斗三方を持ち出で、雙方の中間に置き稍下りて拜禮す雙方同時に會釋をなし然る後互に相當なる口誼あるべし

さて後各の前に吸物膳を据ゑ酌人三盃を三方に据ゑ銚子ともに持ち出で一旦中座して養父の前に至り盃をさす養父三度飲みて養子にさす養子一度飲む時養父より引出物羽織袴女には帶あるべし子席を避けそと廣蓋をおし戴き父に向ひて一禮すべし次に二度飲みて父に返す父三度飲みて納むべし酌人第二の盃を上にして養母の前に持ち行く養母三度飲みて養子にさす養子一度飲む時母より引出物袖小あるべし子之をおし戴き母に向ひて一禮し又二度飲みて母に返す母三度飲みて納むべし酌人第三の盃を上にして

持ち出で子の前に置く子一度飲みて父にさす父一度のみさき子より引出物羽織袴を進らす父會釋し二度のみて子に返す子一度飲みて母にさす母一度飲むさき子より引出物袖小を進らす母會釋して二度飲み子に返す子一度飲みて納むるなり

是れにて各起ちて奥に入り養父母及び養子女互に親しき挨拶あるべし座敷の整へられたる時養父母及び養子親ら控席に至り此所に控へ居る生父母を迎へて座敷に入らしめ續きて雙方の親族皆此處に集り各席に着く此の時給仕人熨斗三方を持ち出で座敷の中央に進み出で、これを置き下座に下りて禮を施すべし此の時一座皆會釋し然る後各相當の口誼あるべし次に豫て定め置きたる獻立に従ひて饗膳を進む次に銚子三盃を持ち出で先づ生父に進む是に於て生父母及び養父母の間に互に獻酬あり次に生父母より養家の親族一同へ獻盃の事あり最後の盃を生母に返す次

に生家の親族一同へ盃を進め養父母にて之を納む次に雙方の親族互に獻酬し最後に養子にて之を納む次に養子より各親族に返盃して盃の式全く終るなり是れより酒宴に移り歡を盡して當日の祝意を表すべし數日の後生家に於ても養父母及び雙方の親戚を招きて祝の式を取り行ふべし其の次第は總べて養家に於てせしに準ずるを可とす

抑世間の有様を見るに大方養子女を選定し及び之を迎ふる方法に於て慎重なる思慮を缺き其の契約等も疎になすもの多し是れ往々にして離縁の不祥を見る所以なれば宜しく其の始めを鄭重にして終を全うせんことを計るべきなり

第十章 算賀

算賀とは長壽を祝することをいふ此の事は古き昔より行はれたることにして其の例諸書に見えたり其の事の物にみえたるは奈良の朝に於て聖武天皇の四十の御齡を祝し奉りたるを始めとす而して之を行ふ多くは其の子の父母の爲めにし其の孫の祖父母のたためにし又は弟子の其の師のたためにする等年少者が年長者の爲めにする事多しまた天皇臣下の爲めに長壽を祝して宴を賜ふことなきにあらず然れども是等は稀に見る所にして普通の例といふべからず又時として自ら祝ふこともあるなり是れ亦稀有の例なり

さて昔は四十を初老といひて之を祝ひ其の後は滿十年毎に壽を祝する習ひなりき即ち五十歳六十歳七十歳八十歳九十歳百歳等

の如し後世に至り四十二、六十一、七十七、八十八等の如き年を算へて之を祝ふ習慣起りたれども是等は俗間に行はるゝことにして或は厄年を拂ふがため或は干支の一週して生年に返れるがため或は喜の字(七十七)と稱し或は米(八十八)と稱して其の文字のめでたき意味を有するがため等正しき算賀の意味を有せざるものなれば猶昔の例に倣ふを可とすされども四十五等の齡は未だ以て老といふべからざるのみならず是等の年齢に於ては已に社會諸般の經驗を積み思慮も周密になれる時なれば専ら世務に當りて事物を處理するに適當の時期とす何ぞ其の壽を祝するの餘地あらん故に算賀は六十歳を初めとして毎十年に之を祝せんこと適當なることといふべし

一 時期

總べて賀の祝を行ふ時期は其の人の六十、七十等に滿てる年の誕

生日を用ゐるを可とすされど誕生の時日若し炎暑或は酷寒等にして之を行ふに便利ならざる時は適宜之を延べて好季節に行ふも妨げなし特に其の祝はるべき人は老人なれば成るべく氣候温和にして身體に害を及ぼさざる時を選ぶべし

二 準備

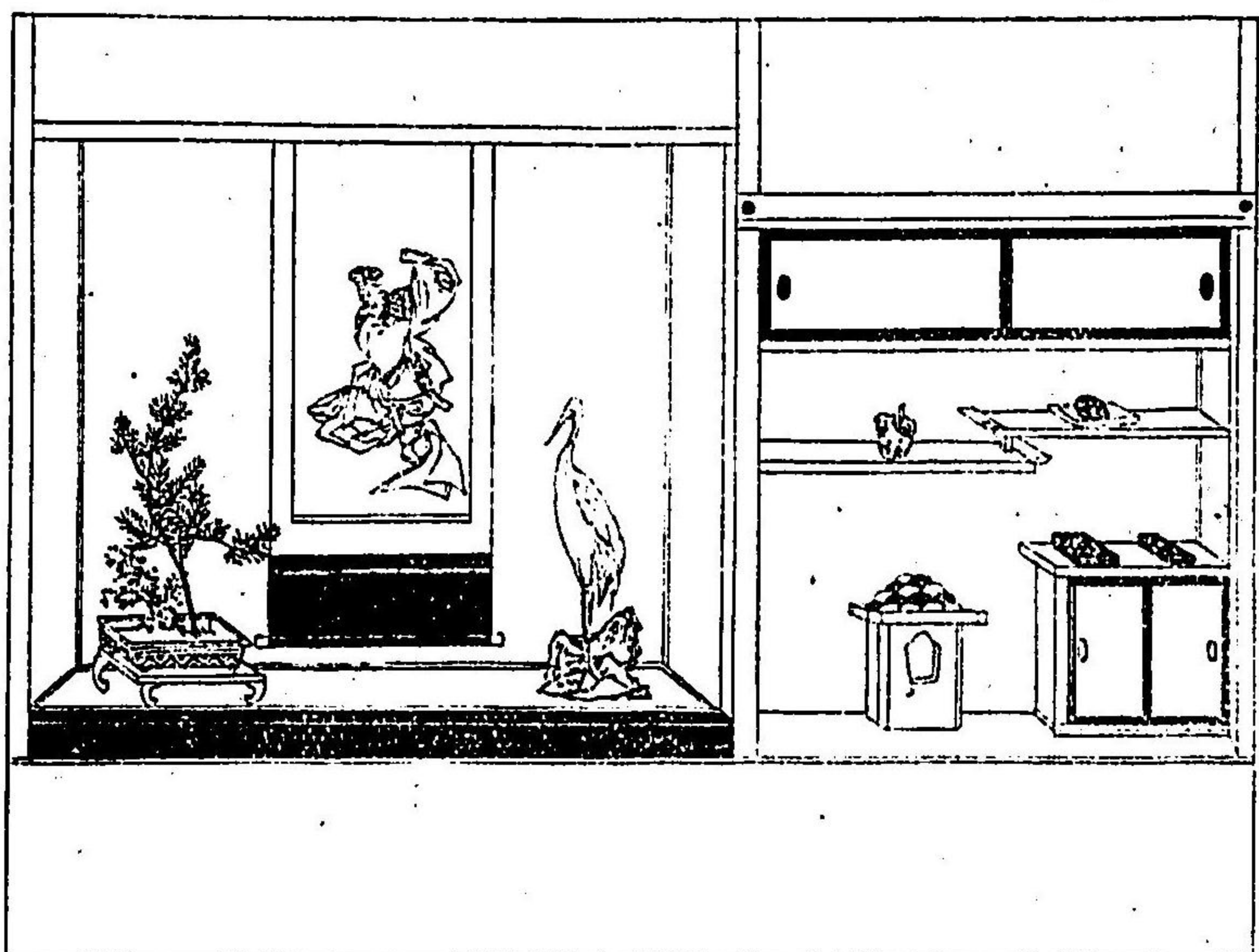
算賀は成るべく賑々しくして老人をして喜ばしむるやうするを可とす故に其の身分に應じ嗜好に従ひ夙くより其の準備に着手して遺漏なきやう注意せんことを要す凡そ人子たる者其の父母の年を算へて長壽を祝せんことを欲せば先づ其の時期を定め其の父母の嗜好によりて或は詩歌書畫を募集して帖を製し又は屏風を調して人より贈られたる詩歌書畫等を貼付し以て當日の祝意を表する具とし又は特別に當日の盃を作りて賓客に勸むる等算賀に適せる特異の品材を供ふべき用意を怠らざるやう注意すべし

又其の家の豊なる人は或は座敷を新築し或は隠居所を設くる等種々計畫するここもあるべし

當日老人の着すべき衣服は其の時節によりて同じからずといへども冬ならば表着は黒の紋付とし下着は白無垢或は淺黄鼠等の無垢を用ゐるべし又若し男子或は落飾の婦人ならば黒紋付の羽織或は十徳を着用するを常とす落飾せざる婦人は帯付なるべし此の他綿甲、頭巾、襟卷等季節と年齢とに應じて夫々用意すべし又夏ならば男子は縮、晒等の帷子或は斜子、奉書紬等の單衣に同じ地質の下襲を着用すべく女子は紹、透綾等の帷子或は縮緬、絹縮等の單衣に襲を附したる物を用ゐるを例とす色合は何れも薄色の物を用ゐるを可とす

當日招待すべき客の種類は親戚は勿論老人の知己及び主人主婦の親しき朋友等とす猶其の人の地位身分によりては廣く朝野の

算賀座敷飾の圖



左床 床一間半 床脇一間

床飾

掛物 尾張の濱主

花 松に菊

置物 鶴

棚飾

上の棚 香合 香盆に載す

下の棚 獅子の香爐

地袋棚 硯箱 短冊箱

押板 紅白の鳥の子餅

知人を招くこともあるべし
 當日招待すべき賓客を定めたる時は先づその場所及び時刻を定め夫々招待状を發し臨席の有無を問ひ合はすべし客數已に定りたる時は之に應じて諸器具を準備し且つ當日施行すべき事の順序を定め成るべくは順序書等を調製して之を賓客に分ち以て其の便に供すべし

三 座敷飾

床飾

掛物

花

置物

棚飾

上の棚

香合

香盆に載す

或は歌書

西王母

或は尾張の濱主

竹に杜若 或は松に菊

鳩二羽 或は鶴

下の棚

地袋棚

押板

獅子の香爐

或は短冊として贈られたる色紙

短冊箱及び硯箱

或は籠花活に牡丹をさ

當日の祝意を表する紅白の鳥

或は文臺に料紙硯箱

當日特に造りたる屏風なごある時は室の都合によりて老人の背後に立つるか或は適當なる場所を選びて立て置くを可さす又當日諸方より贈られたる祝の品は二の間或は三の間に適當の場處を設け此所に飾り置くべし特に貴人より下賜せられたる物の如きは床の間或は違棚に飾り置くを適當とす

四 祝式

豫て定め置きたる時刻に至りたる時は主人夫妻客を案内して祝賀の席に導きて設の席に着かしむべし此の時老人の座は棚の方の上位を可さす賓客一同着座したる時老人を扶けて此の室に入らしむ老人諸賓に向ひて挨拶し然る後席に着くべし次で家族一

同着座す此の時孫子女或は親戚の内にて然るべき人熨斗三方を進め直に之を引く次に召仕の者膳部を出す客若し老人より上輩なる時は先づ盃を客前に持ち行きて之を進め然る後老人に進むべし之に反して老人一座のうちに於て其の位置高き時は先づ盃を老人より初め順次末座に及ぶべし一同に注ぎ終りたらば老人少しく席を避け一同に向ひて挨拶すべし此の時上座の客亦席を避けて老人の壽を祝し且つ本日招待を受けたる謝辭を述べ復席の後盃を舉げて一同老人の今後倍々長壽ならんことを祝すべし右終りたらば暖酒を進めて宴會に移るべきなり食事終りたらば菓子及び茶を進む此の時給仕二人出で一人は棚に飾り置きたる鳥の子餅の三方を持ち一人は臺或は盆に紙數枚を重ね之に箸を添へて續き出で紅白の餅各一個づゝをとりて上客より順次之を衆客に參らすべし

此の日若し餘興等の催しあらば式終りて後宴會中に適宜これを演ぜしむべし

五 挨拶

算賀に付き祝意を表せられたる人々へは祝賀當日より一週間内に夫々挨拶すべし其の方法は上輩に對しては祝の品物たごへば鳥の子餅、勝魚節の類を持參して謝意を述べ同輩以下には之に書狀を添へ使者を以て挨拶すべし

六 客の心得

算賀の意を以て招待を受けたる時は直に書面を以て臨席すべきや否を答へ置き然る後先方との關係を考へて相應の品物を贈り以て祝意を表すべし其の品物の種類は眞綿、反物、衣服、服紗、頭巾、襟卷、座蒲團、掛物、屏風、置物、茶器、其の他各種の美術品等其の人々の嗜好に應じて或は特に調製せしめ或は古人の製作にして貴重なる

物等適宜に選擇すべし
 服装は宴席の模様により男子は燕尾服又はフロックコート或は
 紋付羽織袴たるべく女子は白襟紋付を適當とす
 祝宴に招かれたる後一週日以内に挨拶に往くを可とす但し上輩
 なるか或は住居遠隔にして往復に不便なる等の場合には書面を
 以て挨拶するも差支なし

第十一章 五節句祝式

五節句とは舊曆正月七日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日を
 いふ維新前に在りては是等の日を以て祝日と定め諸大名は何れ
 も幕府に登城して祝賀を述べ各家に在りては分限に應じたる祝
 式を行ひて互に相祝する意を表したるものなり今の御代になり
 て以來是等の祝日を廢せられたれば公の儀はなしといへども地
 方にありては猶之を行ふ所も少からずと聞く元來是等の日を祝
 日と定めたることに就ては其の起原及び理由等明らかならざれ
 ば公の祝日として行ふには及ばざるべしといへども四季折々の
 好時節を選び相當の題目の下に然るべき方法を定めて之を行ふ
 が如きは一家團欒の快樂を扶け親戚知友の親睦を計るに於て利
 益なきにあらざるべし今左に舊時行はれたる景況の大略を掲げ

て若き人々の参考に供せん。とす

正月七日

正月七日に若菜を用ゐることは古き昔よりの事なり又此の日朝廷にては白馬の節會といふことありき公事根源に曰はく内藏寮並に内膳司より正月上の子の日これを奉るなり寛平年中より始まれるここにや延喜十一年正月七日後院より七種の若菜を供す中略薺、藥、蕪、芹、菁、御形、酒々代、佛の座なごなり正月七日に七種の菜羹を食すればその人萬病なし又邪氣を除く術に侍ると見えたり同書に曰く白馬の節會を或は青馬の節會とも申すなりその故は馬は陽の獸なり青は春の色なりこれによりて正月七日に青馬を見れば年中の邪氣を除くといふ本文侍るなり仁明の御門承和元年正月に豊樂院におはしまして青馬を見給ふ同六年正月には紫

宸殿にて御覽せらるればこの馬の事禮記に春を東郊にむかへて青馬七疋を用ゐることあり七は少陽の數正月は少陽の月なり(中略)今の節會には三七二十一疋をひかるゝなりこれ三は三陽にかたざる七は七日にあへるよし寛平の御記に載せられたり又曰く天武天皇十年正月七日に御門小安殿におはしまして宴會の儀ありこれや七日の節會のはじめなるべからんと幕朝年中行事歌合に曰はく七種の參賀は七日の日兩御所黒木書院に成らせ給ひ三家の方々溜詰の人々御前に出で、ここぶきを述べらる此の日朝餉の時若菜の粥を進め奉ることぞ歌に曰はく

むさし野の雪間につめる七くさは
君が八千世の數にぞありける

右の如く徳川幕府にも夫々定まりたる祝の式ありしが下々にても皆一定の式ありてこれを行ひたりき

先づ六日の夜より七日の夜にかけて七種をはやすことあり七種は前に擧げたる公事根源の物と異なることなしこれをはやすは男子の役なり此の役に當りたる者は麻上下を着用するを例とす其の家々によりて同じからずといへども中以下の家にては大方は主人これを親らすさて七種を俎板に載せこれに七種の庖厨具例へば庖丁、菜箸、火箸、播木、杓子、銅壺の蓋、薪を添へて持ち出で七種の謠をうたひて之をはやす七日の朝に至るまでに七度はやすなり七日は元日の如く家内の者皆衣服を改め屠蘇を祝ひ終りて七種及び餅を入れたる白粥を食するなり此の日神前に神酒と粥とを供ふることも亦元日に同じ晝食にはお節を祝ふことも例なりお節とは牛蒡、人參、里芋、焼豆腐、ごまめ等の五種を煮て平椀に盛りたるものをいふ是等の品々は地方によりて多少の相違あり此の日朝食後七種を瀬戸物の壺に入れて持ち出づれば人々草の露に爪を濕

して剪るこれを七種爪といふ新年七日以前には爪を取らざるを普通としたりき又病人を除く外此の日以前に於て粥を食することを忌めり且つ子供などある家にてはかるた雙六等を翫び夜に入るまで賑やかに樂むを常とせり

三月三日

三月三日は桃の節句とて雛を飾りて祝ふこと昔よりの習はしなり朝廷にては曲水宴といふを行はれたり公事根源に曰はく昔王卿など参りて御前にて詩を作りて講ぜられけるにや御溝水に盃を浮べて文人以下これを飲むよし康保の御記に載せられたり又顯宗天皇元年三月上旬の巳日後苑に幸してめぐり水のごよのあかりきこしめすこと日本記にあり曲水宴は周の世より始まりけるにや文人ども水の岸になみゐて水上より盃を流して我前を過ぎざ

る先に詩を作りてその盃をとりて飲みけるなり羽觴をこぼすなごいふもこの事なるべし又上巳の祓にて人皆東流の水上にて祓するよし漢書などにしるせり又草餅を三月三日に用ゐることは周幽王より事起りぬるよし申しつたへたり安齋雜考に曰はく此の日草の餅にてはうこ草の餅を賞するなり鼠麴草なり文德實錄に曰はく田野有草俗名母子草二月始生莖葉白脆每屬三月三日婦女採之蒸搗傳爲歲事こは是れなり(中略)かゝる事こもの祝ひに桃花を愛して公卿殿上人なごうちより女中も酒くみかはすなり桃の花文獻通考百四十八に曰はく日本三月三日有桃花曲水宴こいひたれば異朝までも古く聞えしにや殊に達生錄に三月初三採桃花浸酒飲除病益顔こありて桃にはめでたき子細もある故なるべしこ

幕朝年中行事歌合十五番左上巳參賀

君をまつ祝ふ心のいそかれて

をのがみの日のはらへをもせず

註に上巳は年毎に三月三日白書院にして三家の方々溜詰の面々拜賀す後大廣間に渡御有之國主の面々より初め大小名の拜賀をうけらる皆熨斗目長袴を着す此の日土御門家より巳日の祓撫物なご參らせまた兩御所より御臺所姫君の御方々へひいなを贈らせ給ふ執參の輩よりも是を奉る事ありこ見えたり徳川家大奥にて行ふ雛祭は三月朔日より四日までにて二箇所にてこれを飾る御臺所休息の間に飾る方を内所雛といふ雛段の數は何れも十二段にして之に夫婦人形及び種々の人形調度等を位置よく排列し食膳及び澤山の供物を供ふ雛人形の衣服は年々新調するを以て光彩の美あたりを眩するばかりなりきこぞ當日御臺所をはじめ奉仕の女中の服装は白紋縮緬或は白綸子等の間着に總縫入の襦を

着し髪は垂髪或は片はづしなり。こぞ上巳の節句には三家三卿等より貝類菱餅、白酒、菓子等を獻ずるを以て例こす。當日は大奥の女中に白酒料理等を賜ひ夜に入りては音樂の催しありき。諸大名の奥向にて行はるゝことも大方異なることなし。さて各家にて行ふ當日の大様は七段五段或は三段位の段を設けこれに緋毛氈を敷き詰め上段には男女の雛人形一對或は數對を飾る。次段以下には五人囃其の他種々の人形を飾り又諸種の調度及び桃、櫻、椿の花等をいかにも華やかにさして段の所々に飾るを常こす。又これに白酒、菱餅、紅白緑の三色にして縁は艾を入れて搗きたるものなり。豆煎り、貝類、野老、葩煎、及び美事なる重詰を作りて供ふるなり。且つ小さき膳具を製り本膳二の膳等式の如く調じて三日の間供ふること普通なり。夜は燭臺數箇を並べこれに花蠟燭等ここに美しきものを選びあたりまばゆきまでに點じて賑はし

く遊ぶこと何れの家にても異なることなし。此の日女兒は特に衣服を着かざり互に近き家々を訪問して雛を賞し白酒、菓子等を饗せらるゝを以て樂しみこしたりき。

さて是等の雛人形は女兒の生れたる後初めて三月三日を迎ふるを初節句或は初雛と稱し其の家にて生兒のために一通り備ふるは勿論親戚等よりも人形或は調度等相當の物をおくること常なり。其の兒成長して他へ嫁するときは必ず是等の品を携へ往くを例こす。

初雛の時は特に賑々しく祝ふこと例なり。即ち雛人形其の他の物を祝ひくれたる家々の人々を招きて饗應し且つ菱餅に相當の物品を添へてそれらの家に贈るを通例とせり。

五月五日

公事根源に曰はく天皇武德殿に出御なりて宴會を行はれ群臣に酒を賜ふなり内辨なども四節におなじ人々皆菖蒲のかつらをか
く日蔭のかつらの如し典藥寮菖蒲の案を奉る群臣に藥玉をたまふ五色の絲をもてひぢにかくれれば悪鬼を掃ふと申す本文侍るにやその後騎射の事あり大將射手の奏をこる左右近衛馬に乗りて弓を射るこれをまゆみこもいへり推古天皇の御宇よりはじまる云々と見えたり五日の節會は古き昔より行はれたること知るべし後世に至りても一般に軒に菖蒲と艾とを葺き男子ある家にては幟をたて武器を飾り粽或は柏餅などを作りて此の日を祝ふを例とせり

安齋雜考に曰はく五月五日に男子旗を立て冑形などを飾り木太刀などもてあそぶ事上古にはなし中古以來の風俗なり増鏡に五月五日には所々より御かぶこの花くす玉などいろくおほくま

るれりごありこれは八十八代後深草院寶治二年の事なり此の頃已に紙かぶごを作り花を以てかざる事のありしか或説に九十年代後宇多院弘安四年に蒙古といふ異國より我が國を奪ひ取るべき爲めに九萬艘の兵船を浮べて博多のうらへよせ來る其の時諸社諸寺にて御祈願ありし中に山城國藤の森の社にも祈り給ひしに八月一日大風起りてかの兵船くつがへりえびすごも悉く海に沈み死してたゞ三人いきて本國へ遁げ歸りしかの日藤の森の社の内より白羽の矢飛び行きし事もありければ此の神のえびすをば亡ぼし給ひけるにこそいひあへりそれよりこのかたかの神の祭の日五月五日神幸の時は神人等甲冑を着馬に乗り旗を立てなごし兒童は太刀をはきなごし軍のよそほひをなしが弘まりて都近くの國々より遠き國々にまでに及びて五月五日にはかの祭を學びて太平を祝ふ事ごはなりぬごいひ傳へたり此の事吉田二

位兼俱の記されし藤の森の社縁起にも見えたりと
幕府年中行事歌合に曰はく端午に軒毎に菖蒲艾をさしはさむ事
は都鄙のへだてなし出仕の人々皆長袴はきてことぶきをのぶ其
の式上巳にかはることなし此の日より麻の御そを奉れり若君誕
生あれば兩御所をはじめ御方々より菖蒲胃を參らせられ國主外
様譜代の大名よりもこれを獻ずそのものゝ所なる大路に假屋を
建て壇をまうけて是を据う其の數いくもゝちなることをしらず
白地に御紋の旗二十流れ紅白の吹ながしなご風にひるがへりか
たはらに鎗薙刀弓やなぐひの兵仗いかめしく立てつらねたるけ
はひまことに武門の有様なりけりこと見ゆ

御園生の竹のこのよも幾千はた

かぶこの花にこりそへてみむ

普通の家にては男子生れて初めて此の日を迎へたる時は初幟と

稱し幟武者人形等を飾り親戚知己を招きて祝ふことあり親戚知
人よりも幟武者人形等を贈りて祝意を表し其の家にては粽或は
柏餅等をおくりて謝意を表すること三月三日初雛の時にかはる
ことなし

七月七日

幕府年中行事歌合に曰はく

かさゝきの翅ならふる折しもあれ

袖をつらねて祝ふもろ人

七月七日は五節句の一つなれば上下おしなへて此の日を祝ふこ
と昔の習はしなりき徳川幕府の頃は諸大名をはじめ家臣の面々
登城して祝詞を述べ何れも白き無紋の帷子に長袴を着す諸大名
の家々にても畧これに同じ又夜に入りて星祭のことありその景

況のあらましをいはんに先づ六日の夕より笹竹を庭前に立てこれに五色の糸をかけ五色の紙を短冊形に切りこれに七夕の歌をかきて笹に結び付く庭上には大なる臺を据ゑこれに瓜、西瓜、桃、菓子等の食物及び五色の糸巻、短冊等を供へ燈火を點し香を焼きて祭るなり是等の具は翌朝取收めて川に流すを例せりさて此の事は舊き昔よりありたる事にて其の據處數多あり今左に公事根源の文を擧ぐべし

曰はく先づ七日になれば藏人御調度を拂ひ拭ふ夜に入りて乞巧奠あり御殿の庭に机四脚をたて、燈臺九本おのゝ燈あり机の上にいるゝの物するたり箏の琴柱をたて、これを置く机の上火こりに終夜空たきものあり盥に水を入れて大空の星をうつす琴柱に三の様あり常は盤涉調、半呂、半律、秋のしらべなりこれは秘事にて侍る故に知る人すくなし觸穢の時も猶行はる天平勝寶七

年にはじまる大凡今日は牽牛織女ふたつの星の相逢ふ夜なり鳥鵲の天の川にきたりて翼をのべ橋となして織女をわたすよし淮南子に申す書に見えたり又續齊詣記にいはいはく桂陽城の武丁といひし人仙道をえて弟に語りていはく七月七日に織女河をわたるここあり弟問ひて何にしも渡るぞといひければ織女しばらく牽牛に詣づと答へきこれを織女牽牛にこつぐ夜なりと世の人申し傳へたるなり乞巧といふことも唐土より事起れり七夕祭ともいふなり香華をそなへ供具をこゝのへて庭上に置きて棹の端に五色の糸を懸けて一事を祈るに三年の内に必ずかなふといへりこの故に乞巧と申すなりと云々

今も猶地方によりては盛んにこれを行ふ所ありとぞ

九月九日

公事根源に曰はく九月九日は節日にて侍れば菊花の宴行はるゝなりこれを重陽宴と申す九月九日は月と日と九陽の數に叶ふがゆゑに重陽とはいふなり昔は天子南殿に出御なりて節會行はる上達部御子達よりはじめてその道のは皆探韻たまはり文つくり文臺にするて講ぜらる十月の旬のみにあらず今日も氷魚を賜ふ例あり又群臣に菊酒をたまはる大方は五日の節會におなじ御帳の左右に茱萸の囊をかけ御前に菊瓶をおくまたは茱萸の房を折りて頭にさしはさめば悪氣を去るといふ本文あり昔費長房といふ仙人汝南の桓景に語りていはく九月九日汝が家に災あるべし茱萸の囊をぬひて臂にかけ山にのぼりて菊酒をのまばこの災消ゆべしと申しければその日にいたりて教の如くせしかばその身はつゝがなくして家の中の鶏、犬、羊悉く死にたりかやうの功能侍るによりて今日は菊酒をのむといひつたへたりと

この日はここに菊を賞し或は綿をきせて色香をうつしとり或は枝を折り露を受けて齡をのぶる心をあらはす等古き歌文にみえたり後撰集秋の部に
さなりに住み侍りける時九月八日いせか家の菊に綿をきせにつかはしたりければ又のあしたをりてかへすこと

伊勢

かすしらす君かよはひをのほへつゝ

なたゝる宿の露とならなむ

返し

藤原雅正

露たにもなたゝる宿の菊ならば

花のあるしやいく世なるらむ

なほこの外にも九月九日によみたる菊の歌いと多し且つ此の日より菊の枝を以て薬玉とかけかふるよし枕の草紙等に見えたり

後々俗間に此の日のことを菊の節句などいひしもかゝる故あればなるべし

徳川氏の時にも重陽の御祝儀にて諸大名より時服及び紅白の餅を獻ず又祝酒には黄菊の花片を浮べて延命を祈る例とせりとぞ幕府年中行事歌合に

いはひ置く世を長月の袖のうへに

ちらぬ花田のいろを見るかな

判の詞にいふかならず縹の衣をきるが中に舊き例のこして一人ふたり黒き、ぬきたるまたをかしと同書に重陽参賀は九月九日に行はる彌生三日皐月五日の節にかはることなした、出仕の面縹色の小袖に長袴を着る昔はさもなかりしにやいつとなく此の色にのみなれりけるを古きをすてじとにや目附衆のうち一人二人つるばみ色をまじへきるなり兩御所にも千草色の御衣奉

れりご見えたり一般の家々にても此の日始めて小袖に更へ節供をこゝのへ菊酒を汲みて延命をいのりしこと上下すべてかはることなかりき

第十二章 大祭日

大祭日とは孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭等を指すものにして何れも我が皇室の重き御祭典なりされば明治二十四年六月文部省令第四號を以て小學校祝日大祭日儀式規程を定められ兒童をして忠君愛國の志氣を興起せしめんことを勉めらる二千五百有餘年の長き比類なき皇恩に浴せる臣民たるもの亦宜しく朝廷の御趣旨を服膺して肅敬奉祝の意を表はさざるべからず

第一 孝明天皇祭

孝明天皇は、今上陛下の御父君にて御諱は統仁と申し奉る仁孝天皇第四の皇子御母は贈左大臣正親町實光公の御娘新待賢門院

藤原稚子と申し奉る天保二年六月十四日御降誕熙宮と稱し奉る同十一年三月十四日皇太子に立たせ給ひ弘化三年二月十三日御踐祚あらせ給ひ同四年九月二十三日御即位の禮を行はせ給ふ慶應二年十二月崩御寶算三十七同三年正月二十五日泉涌寺後山に葬り奉る後月輪東山陵と稱し奉る

此の御代は實に國家多難の時にして諸外國の使節續々來朝して交通を求む然るに徳川幕府の政令漸く弛廢して諸侯を統一すること能はず尊王攘夷の説を唱ふる輩諸方に起り往々輕躁暴舉を企つる者あり人心恟々として其の堵に安んぜざるに至る天皇英明の資を以て夙に皇室の衰頹を慨し密に王政を恢復するの御志あり特に當時の形勢に就て深く大御心を惱ませ給ひ身を以て國難に代らんことを祈らせ給ふに至る然るに聖壽久しからず維新の大業未だ成らざるに當り不幸にして崩じ給ふ實に痛惜の至と

いふべし抑父母の祭祀は個人と雖も重しとする所なり況んや萬乗の尊位を踐み給へる先帝の御事に於てをやされば一般國民に於ても今上陛下御追慕の御孝道を想察し奉りて當日は特に敬肅謹慎の誠を表はさざるべからず故に逸樂に耽り喧騒に陥るが如きことあるべからざるは勿論諸祝事も一切之を避くるを可とす

第一 皇靈祭

皇靈祭は春秋二季に於て行はせ給ふ春季は春分時秋季は秋分時を用ゐさせ給ふことは偏く人の知る所なり祝祭日講話に曰はく明治二年六月二十八日 聖上御親ら百官群臣を率ゐて神祇官に行幸ましく天神地祇及び歷朝の皇靈を御親祭あらせられ祭政一致の勅旨を以て國是の大基礎を定められし事を告げ奉り終に神祇官中に神殿を建てさせ給ひ同年十二月十七日を以て八神及

び天神地祇と共に歷朝の皇靈を此の神殿に鎮祭し給ふ其の翌年即ち三年正月三日此の神殿の御前に於て祭典を行はせられ鎮祭の詔を下し其の後明治四年九月十四日更に詔を下して皇靈を賢所に移し御同殿と爲し給はんことす其の詔に曰はく

朕恭しく惟るに神器は天祖威靈の馮る所歷世聖皇の奉して以て天職を治め給ふ所のものなり今や朕不逮を以て復古の運に際し恭く鴻緒を承く新に神殿を造り神器と列聖皇靈を茲に奉安し仰て以て萬機の政を視んと欲す爾群卿百僚其れ斯の旨を體せよ

同月十三日皇靈を宮中の賢所に遷坐し奉る(中略)此の時に至るまで皇靈は歷朝の祖宗の靈のみなりしが明治十年更に歷朝の皇后后妃皇親の靈をも皇靈殿に合祭し又明治十八年に至り前に尊號を上れる天皇の靈をも合祭せしめ給ふことさて此の如く獨り皇靈

を奉祭し給ふのみならず八神及び天神地祇(八神とは高皇産靈神、神皇産靈神、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御食神をいふ)天神とは天地初發の後高天原に成り座せる神をいひ地祇とはこれに對して國土に成り座せる總ての神をいふをも合せ祭り給ふは是れ我が天皇陛下の皇祖皇親に對して大孝を申べさせ給ふと同時に神祇を崇めさせ給ふ所以なれば臣民たる者亦皆此の大御心に從ひて敬神の誠を表すべきなり

第三 神武天皇祭

毎年三月十一日を以て神武天皇の御祭典を國民一般に遵行すべく仰せ出されたるは明治四年三月七日なりしが同六年改曆の時に際し四月三日に定められたり神武天皇即位七十六年春三月甲午朔甲辰崩御ありし由史に見えたるが之を舊曆に改算する時は

三月十一日に當れるを以て此の詔ありたるなり此の日は宮中に於て御親祭を行はせ給ひ且つ勅使を遣はして御陵前の祭式を行はしめ給ふ宮中儀式略に曰はく上略當日皇靈殿に御親祭を行はせらる御親祭に先だちて朝の御祭典あり午前八時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員着床開扉し神饌を供し(此間奏樂)祝詞を奏し神饌を撤し閉扉す(此間奏樂)御親祭次第は九時三十分開始まり式部職官員着床開扉し神饌及御幣物を供す(此間奏樂)親王、王殿下、大勳位、親任官、公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、齋香間祇候、錦鷄間祇候等の着床式の如くにして天皇陛下には午前十時御束帶にて出御あらせられ御玉串を奉り給ひ御拜告文を奏し給ひ畢つて入御あらせらる次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御あらせられ次に皇太子殿下並に皇太子妃殿下御玉串を奉り御拜畢つて御退下あらせらる次に親王王殿下

を始め奉り大勳位親任官以下着床諸員の拜禮畢りて東遊の御儀あり次に宮内省奏任官掛判任官拜禮の後御幣物及神饌を撤し閉扉し次に各員退出す中路更に午後四時より夕の御祭典あり式部職官員着床開扉し神饌を供し(此間奏樂)祝詞を奏し陛下出御御拜畢つて入御あらせられたる後に御神樂あり御神樂の神事畢りて神饌を撤し閉扉し(此間奏樂)各員退出して御例祭の次第を畢る云々

そもく皇靈祭及び神武天皇御祭典は我が天皇の皇祖皇親を追慕尊崇せさせ給ふ御孝心より出でたる御事にして年代新舊の相違こそあれ之を敬慕せさせ給ふ大御心に於ては孝明天皇を祭らせ給ふといさゝかも異なることあるべきにあらず故に臣民たる者亦叡旨のある所を恐察し奉り謹慎靜肅の態度を失はざるやう心掛くべきなり

第四 神嘗祭

神嘗祭元の語は加牟爾倍カムニヘ加牟阿倍カムニヘなり爾倍は新饗ニヒを約めたるなり新稻をあへ奉るをいふ古事類苑に曰はく神嘗祭は天皇新穀を伊勢大神宮に奉らせ給ふ祭にして大神宮三時祭六月十二月の月の次祭及び神嘗祭一なり稱してカムニヘといひ或はカミニヘともいふ後世これをカムナメ若しくはカムナヘと稱するはカムニヘの轉化なり文武天皇大寶の制季秋に神嘗祭あり元正天皇養老五年九月十一日に至り特に使を遣はして幣帛を奉らしめ給ふ此の後常に九月十一日を以て幣帛を發遣せらる故に稱して例幣レイヘイといふ凡そ例幣を發遣せらるゝときは天皇大極殿の後房即ち小安殿にて御拜あり若し事故あれば神祇官或は紫宸殿に於てせられしが大極殿廢絶の後には専ら神祇官を用ひ給ふことゝなれり中路鳥羽天皇の頃に至

りては例幣發遣の日親臨の禮既に絶えたりしを以て崇徳天皇の朝藤原敦光上奏して親臨の舊制に従はんことを乞ひたりしかど終に用ゐられず壽永の大亂を経て諸國の幣料制の如くならず此の後朝綱の廢弛にも祭禮の禮典も亦舊制の如くならず時に或は用度なきがために例日に幣帛を發遣するを得ざりし事さへありて後土御門天皇末年の頃に至りては全く廢絶に歸せしが後光明天皇正保四年勅して之を再興せられ孝明天皇元治元年荷前の調絹及び幣馬を奉獻することを再興せられたり延喜式に九月十六日度會宮(外宮)を祭り十七日大神宮を祭ることありて古くより此の日を以て御祭典の日と定められたりしを改曆の後は十月十七日に於て内外神宮に幣帛を奉らせ給ひ猶宮中に於て賢所の御親祭並に御遙拜式を行はせ給ふこととなれり内宮は伊勢國度會郡宇治郷五十鈴川上に在りて天照大神を齋

きまつれる所なり外宮は同國同郡沼木郷山田原村に在り豐受大神を奉祭したる所にして内宮を距ること西北の方五十町なり此の御神は穀食を司り給ふにより雄略天皇の御代天照大神の御託宣によりて丹波國より遷座し奉れる處なり

第五 新嘗祭

古事記傳に曰はく大嘗書紀には新嘗とあり同じ事なり續記二十六には大新嘗ともあり何れも意富爾閉と訓むべし爾閉は新饗を約めたるにて新稻を以て饗するをいふ名なり中略元は朝家のみならず下々までなべてなすことなり又後世にはもはら神に祭ることのみおもふめれど然にあらず神にも奉り人にも饗へ自らも食ふわざなりかれば今大御神の聞食大嘗も此の意を以て見るべしの事を後世の朝家の大嘗祭新嘗祭大てふ言を添へたるは

尊びてなり故後に朝家にし給ふ爾閉を大嘗とは申すぞかしさて
嘗字をしも書くゆるは漢國にて秋祭を嘗と云ふを借れるなり又
新嘗とも書ける新字は本の新饗の意を取て加へつるなり漢籍にも新嘗
といふ事は見ゆ事さて後世には踐祚大嘗を大嘗と云ひ毎年の新嘗と分
けて云へども古は通じて云ひて同事なりされば書紀清寧卷に同
度のを始には大嘗後には新嘗と書き又皇極天皇踐祚大嘗をも新
嘗と書き神祇令には共に大嘗とあるぞかし
右に述べたる如く新嘗會は本年の新穀を天皇自ら聞食すのみな
らず神にも奉り人々にも賜ふ朝廷の大典なり其の起源は遠く神
代にありて天照大神のこれを行はせ給ひしこと日本書紀古事記
等に見えたり皇極天皇の元年十一月大嘗會を行はせ給ひしより
以後此の月を以て新嘗を行はせ給ふ例となれり抑大嘗といひ新
嘗といふも前に見えたる如く往古は同じ事なりしを天武天皇の

御代より以來御即位の年始めて行はせ給ふを大嘗といひ毎年行
はせ給ふを新嘗と稱ふるに至れり其の後代々替ることなかりし
かども後世政綱の廢弛用度缺乏等のため其の儀絶えて行はれざ
ること二百有餘年の久しきに涉れり櫻町天皇の五年に始めて舊
儀を再興せられしより以來今上天皇御即位の四年大嘗祭を行
はせ給ひ爾後年々十一月を以て新嘗祭を行はせ給ひしが二十二
年に至り神嘉殿の御造營ありて以來同所に於て行はせ給ふこと
となれり

昔は新嘗祭の翌日豊明の節會とて群臣を召して宴を賜ふことあり
りき此の日は五節の舞姫とて舞妓參入して新嘗會には四人五節
の舞を奏すること代々の恒例にして是は天武天皇の御代より始
まれりと傳ふ

新嘗祭は十一月中或は下の卯の日を以て行はるゝ定めなれば豊

明の節會は辰の日を以て行はるゝ例なりき
 神嘗祭及び新嘗祭は右の如く重んずべき御大典なるが故に各家
 に於ても此の日を以て相當の儀式を擧ぐるは至當のこゝといふ
 べし乃ち當日は早朝に起きて家の内外を掃除し主人を始め家族
 一同身を潔め神扉を開きて神酒及び洗米を供して拜禮を行ふべ
 し拜禮終りたらば神酒及び洗米を撒して神扉を閉づるを可こす
 午後於て適當なる時刻を見はからひて當日の祝宴を催すべし
 祝宴の大小は其の家々の貧富に應じ或は親戚知友を招きて盛ん
 に行ふこゝもあるべく或は家族のみにて催すこゝもあるべし宴
 會の始に於て先づさきに供へたる神酒を各自の盃に拜受じて之
 を飲み終りて普通の宴に移るべし洗米の下りは飯のうちに炊き
 加へて一般の人に分つを可こす當日の室内裝飾左の如し
 神嘗祭床飾

掛物 社頭の圖或は、荷前使の圖

花 梅もごき或は 猿猴杉

置物 古代人物或は 三方に新稻を載す

同 棚飾

上の棚 歌書

下の棚 色紙箱

押板 大黒の像

新嘗祭床飾

掛物 五穀豐穰の圖或は 五節の圖

花 松 或は 葉蘭

置物 青銅製鶏雌雄或は 銀製籠香爐

同 棚飾 左右棚

右の棚 大嘗會繪卷物軸盆に載す